

消防力の維持・強化のための
消防体制の構築に関する検討会

報 告 書

令和5年6月

消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会

目次

はじめに	1
第1章 消防の広域化に関するこれまでの経緯及び消防を取り巻く社会環境等 の変化について	
1 消防の広域化に関するこれまでの経緯	
（1）消防の広域化の経緯	2
（2）消防本部の規模・本部数等の推移	3
（3）広域化、連携・協力の取組状況	4
2 消防を取り巻く社会環境等の変化	
（1）社会環境等の変化	6
（2）消防・救急の現況	9
（3）近年の自然災害等の変化	10
第2章 消防の広域化等の必要性	
1 消防本部における広域化等の検討状況	12
2 消防活動における広域化等の必要性	
（1）現下の社会環境等を踏まえた広域化等の必要性	14
（2）平時の消防活動における広域化等の主な効果	17
（3）大規模な自然災害等発生時の消防活動における広域化等の主な効果	20
第3章 消防の広域化の推進方策	
1 消防の広域化推進の基本的考え方	23
2 消防の広域化に対する消防本部の懸念への対応	
（1）消防本部が抱える広域化に対する懸念	24
（2）消防力の流出の懸念への対応	25
（3）新たな事務負担の増の懸念への対応	27
（4）構成市町村との調整の懸念への対応	28
3 消防の広域化の実現に至るまでの各主体に期待される役割	
（1）消防の広域化の実現に至るまでの検討過程	30
（2）広域化検討の際に地域の核となる中心的な消防本部に期待される役 割	33
（3）広域化検討の際に都道府県に期待される役割	34
（4）広域化検討の際に消防庁に期待される役割	36

第4章 消防の連携・協力の推進方策

1 消防の連携・協力推進の基本的考え方

- (1) これまでの消防の連携・協力の位置付け・・・・・・・・・・・・・37
- (2) 今後の消防の連携・協力の推進の考え方・・・・・・・・・・・・・39

2 消防の広域化につながる、連携・協力の多様な種類のあり方

- (1) これまでの消防の連携・協力の類型・・・・・・・・・・・・・41
- (2) 消防本部の実施状況等を踏まえた新たな消防の連携・協力の類型・・45
- (3) 消防の連携・協力の類型の再編整理・・・・・・・・・・・・・47

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

参考資料

- 資料1 「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」開催要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
- 資料2 「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」開催実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
- 資料3 近年の災害状況の変化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
- 資料4 消防体制等の関連資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
- 資料5 平時及び大規模災害時における広域化の効果等・・・・・・・・・・・・・69
- 資料6 消防の広域化の主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
- 資料7 既存の連携・協力の類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
- 資料8 新たな連携・協力の類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83
- 資料9 広域化の好事例① 高岡市「高岡市における消防広域化等の取り組み」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
- 資料10 広域化の好事例② 熊本市消防局「熊本地震への対応における広域化の効果」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
- 資料11 広域化の好事例③ 大阪府危機管理室「大阪府における消防広域化等の取り組み」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
- 資料12 連携・協力の好事例① 千葉市消防局「消防指令業務共同運用の取組等について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
- 資料13 連携・協力の好事例② 茨城県防災・危機管理部「いばらき消防指令センターに係る茨城県の関わりについて」・・・・・・・・・・・・・・104
- 資料14 連携・協力の好事例③ 伊賀市消防本部・名張市消防本部「伊賀市・名張市連携・協力の取組み」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108

はじめに

市町村の消防の広域化等については、市町村の消防の広域化に関する基本指針及び市町村の消防の連携・協力に関する基本指針に基づいて推進されてきたところであるが、令和6年4月1日に設定された両指針の推進期限の到来が間近に迫っている。

近年の消防の広域化については、消防本部における自本部の消防力への認識はまちまちであり、その必要性を必ずしも感じていない消防本部も一定数あることに加え、消防力の流出等の懸念があることや当該地域の消防本部間の調整が進まなかったことなどから、その進捗が鈍化している。この結果、一般論として消防本部の規模が大きいほど災害対応力が強化されるどころ、依然として全国の消防本部の約6割が管轄人口10万人未満となっている。

また、消防の広域化を実現するための下地が作られる消防事務の柔軟な連携・協力については、その類型の一つである指令の共同運用は多くの消防本部によって取り組まれている一方で、その他の類型は実施実績が低調となっている。

こうした状況にはあるものの、昨今、消防を取り巻く環境が著しく変化しつつあることから、消防力の維持・強化がこれまで以上に求められる。

具体的には、日本の総人口は減少を続けている一方で、高齢化の進展により、消防・救急の需要は高まりを見せている。また、台風等による風水害が毎年のように各地で甚大な被害をもたらすなど、気候変動の影響等により自然災害が頻発化・激甚化し、日本国中どこであっても被災するおそれがある。国際情勢を鑑みても、令和4年度には弾道ミサイルが日本上空を通過するなど北朝鮮情勢の緊迫化に伴い、消防本部における国民保護の重要性も高まっている。

本検討会では、これらの消防の広域化等の取組状況や消防を取り巻く環境の変化等を踏まえ、令和6年4月1日後における消防の広域化や連携・協力による消防体制の構築の必要性、消防の広域化の促進方策及び消防の連携・協力の促進方策に関し検討を行い、消防力の維持・強化のための消防体制の構築に向け、本報告書を取りまとめたところである。

第1章 消防の広域化に関するこれまでの経緯及び消防を取り巻く社会環境等の変化について

1 消防の広域化に関するこれまでの経緯

(1) 消防の広域化の経緯

全市町村数に占める消防本部設置市町村数の割合（以下「常備化率」という。）は、昭和後期に大きく向上し、昭和60年には91.0%となったが、管轄人口が10万人に満たない消防本部（以下「小規模消防本部」という。）も多く存在していた。一般的に、小規模消防本部では、複雑・多様化する災害への対応力や消防本部組織の活性化の面などで課題を有していることが多いことから、消防庁では、特に小規模消防本部の体制強化を図るため、平成6年に都道府県に消防広域化基本計画の策定を促す消防庁長官通知を発出し、消防本部の広域再編が進められてきた。しかし、平成17年には常備化率が98.0%となったものの、依然として小規模消防本部が全体の6割を占めるなど、広域化が十分に進んだとは言い難い状況にあった。

このような状況の中、平成18年1月には「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」において、消防の広域化についての考え方を示した「今後の消防体制のあり方について（中間報告）」がとりまとめられた。さらに同年2月には、諮問を受けた消防審議会において、この中間報告に示された認識を共有する形で答申が行われた。具体的には、消防本部の管轄人口を30万人規模以上とすることを広域化の目標とすること、広域化における都道府県の役割の明確化や関係者による議論の枠組みの創設等のため、立法措置を講ずることが必要である等とされた。

こうした動きを踏まえ、同年6月には「消防組織法の一部を改正する法律」（平成18年6月14日法律第64号）が公布・施行され、2以上の市町村が消防事務を共同して処理することとすること及び市町村が他の市町村に消防事務を委託することが「市町村の消防の広域化」として消防組織法に位置付けられた（消防組織法（昭和22年法律第226号）第31条）。

同法第32条に基づき、同年7月「市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。以下「広域化基本指針」という。）が策定され、推進期限を定め、広域化の取組が進められてきた。

①第I期（平成18年度～平成25年3月31日：約7年間）

《広域化基本指針の主な内容》

- ・推進期限：平成25年3月31日
- ・都道府県が推進計画を策定し、広域化の対象となる市町村の組合せを定める。

- ・管轄人口30万人以上を目標

②第Ⅱ期（平成25年4月1日～平成30年4月1日：5年間）

《広域化基本指針の主な改正内容》

- ・推進期限：平成30年4月1日
- ・国・都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設
- ・管轄人口30万人以上の目標には必ずしもとらわれず地域の実情を十分に考慮
- ・小規模消防本部の広域化を推進

③第Ⅲ期（平成30年4月2日～令和6年4月1日：6年間）

《広域化基本指針の主な改正内容》

- ・推進期限：令和6年4月1日
- ・都道府県は推進計画を再策定
- ・全県一区（一の都道府県全体を一つの単位とした区域）での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える。
- ・管轄人口30万人以上にとらわれず、地域の実情を考慮
- ・小規模消防本部（管轄人口10万人未満）及び消防吏員数100人以下の消防本部を可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討
- ・消防職員数50人以下の消防本部については原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討

また、広域化の実現にはなお時間を要する地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力することにより消防力の確保・充実が図られ、広域化を実現していくための下地が作られることとなることから、平成29年には「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針（以下「連携・協力基本指針」という。）」が策定され、推進期限を定め、連携・協力の取組が進められてきた。

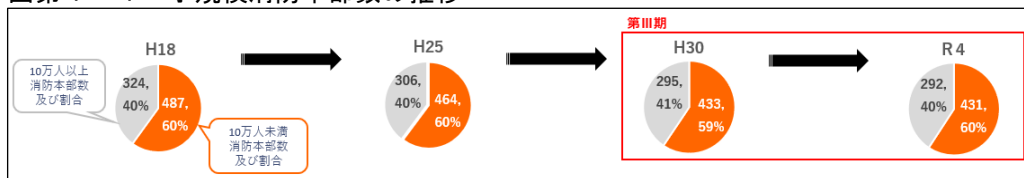
なお、平成30年4月1日の広域化基本指針の一部改正に合わせて、連携・協力基本指針についても一部改正し、推進期限を広域化と同様に、令和6年4月1日までとされた。

（2）消防本部の規模・本部数等の推移

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど災害対応能力が強化され、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

図第1-1のとおり、平成18年以降、小規模消防本部数は減少しているものの、同様に、管轄人口10万人以上の消防本部数も減少しているため、全消防本部数に占める小規模消防本部の割合は、横ばいとなっている。

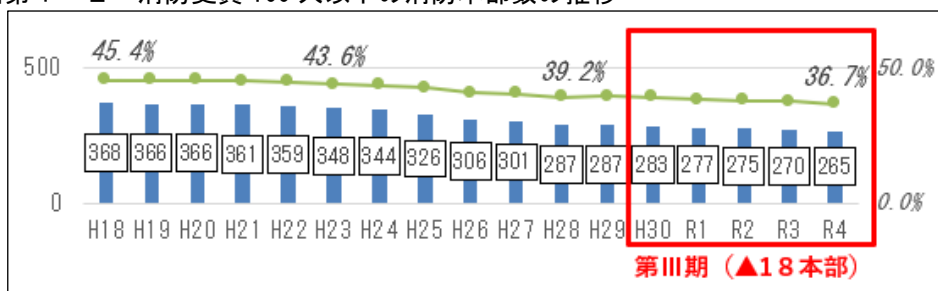
図第1-1 小規模消防本部数の推移



(「令和4年度消防防災・震災対策現況調査」に基づき作成)

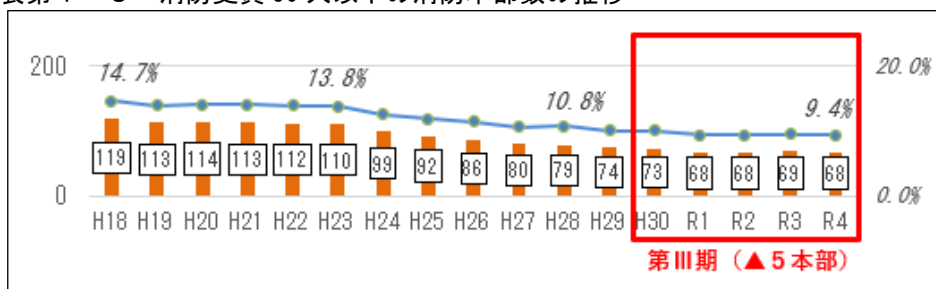
なお、消防吏員数別の消防本部数の推移を見ると、100人以下の消防本部、50人以下の消防本部(特定小規模消防本部)は、それぞれ令和4年時点で265本部、68本部となっており、消防本部数及び全消防本部数に占める割合ともに減少している。

図第1-2 消防吏員100人以下の消防本部数の推移



(「令和4年度消防防災・震災対策現況調査」に基づき作成)

図表第1-3 消防吏員50人以下の消防本部数の推移



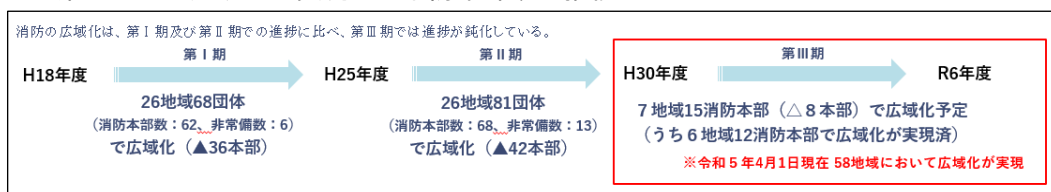
(「令和4年度消防防災・震災対策現況調査」に基づき作成)

(3) 広域化、連携・協力の取組状況

消防の広域化は、第I期及び第II期に比べ、第III期では進捗が鈍化している。第I期では26地域68団体(消防本部:62団体、非常備市町村:6団体)において、第II期では26地域81団体(消防本部:68団体、非常備市町村:13団体)において、それぞれ広域化が実現している。一方、第III期では、7地域15団体(消防本部:15団体、非常備市町村:0団体)

の広域化が実現する予定である。

図第1-4 広域化が実現した消防本部数の推移



(「令和4年度消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」に基づき作成)

消防の連携・協力のうち、特に集中的に進めてきた指令の共同運用は、平成30年4月1日現在で、49地域206団体において行われていたが、平成30年度以降も推進期限までの間に14地域52団体において行われる予定であり、第Ⅲ期においても引き続き進捗が見られる。特に令和6年度から令和8年度までは、全国の消防本部における指令システムの更新時期の約49%が集中する、指令の共同運用を実現するまたとない好機であり、消防庁からも各消防本部に対し、この機会に実現に向けた検討をこれまで以上に進めていただきたい旨依頼したところである。このような経緯から、令和4年度時点で248本部において検討中であり、今後も順調に進捗するものと想定される。

ただし、指令の共同運用を実施している地域のうち、現場到着時間の短縮に特に効果のある直近指令やゼロ隊運用などの高度な運用は、過半数の地域において未実施である。

また、消防の連携・協力のうち、はしご車の共同整備や火災原因調査の共同部隊の編成等は、令和5年4月1日現在、それぞれ9地域19本部、3地域20本部において実施されているにすぎず、指令の共同運用と比べ、実績は少ない状況である。

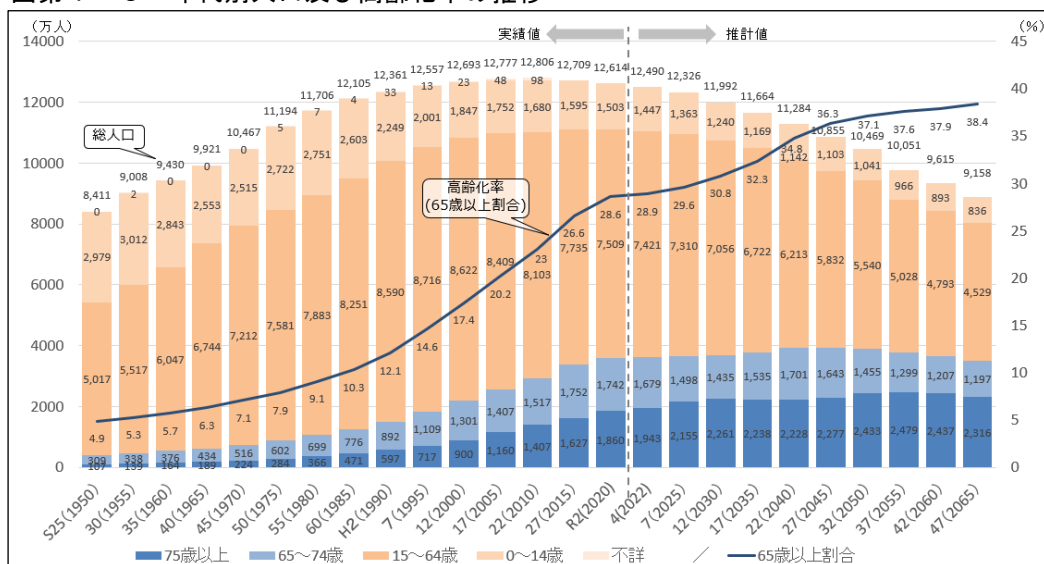
なお、第Ⅲ期に広域化が実現する予定の7地域15団体のうち、過半数となる5地域10団体が連携・協力からのステップアップとなっており、広域化の下地作りに貢献したものと考えられる。

2 消防を取り巻く社会環境等の変化

(1) 社会環境等の変化

現在、日本の総人口は減少しており、今後も減少する見通しである一方、65歳以上の高齢者人口は令和22年まで増加し、その後もほぼ横ばいの見通しである。

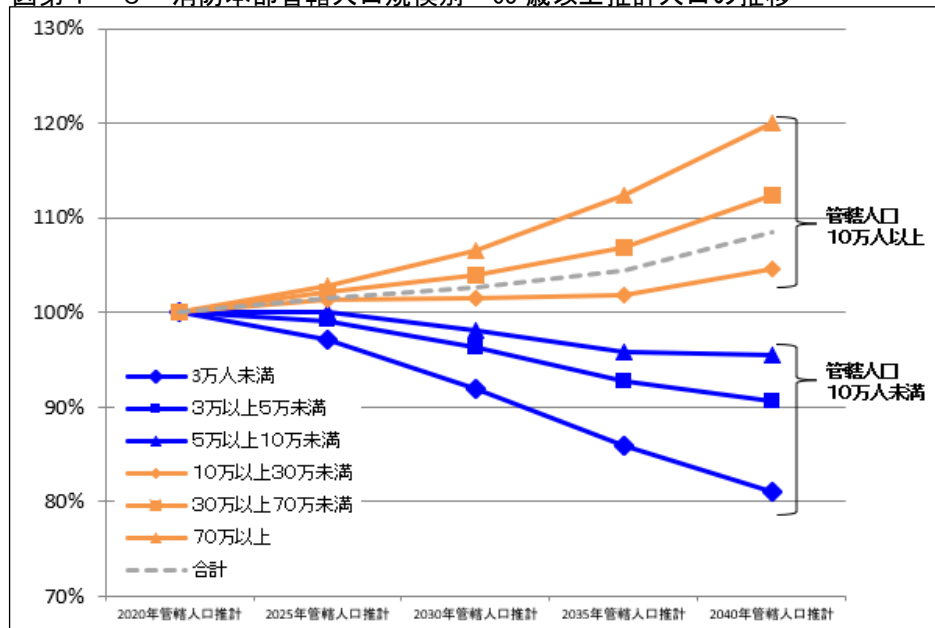
図第1-5 年代別人口及び高齢化率の推移



(総務省「国勢調査」、総務省「人口推計」(令和4年11月1日現在)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計) 出生中位・死亡中位推計」に基づき作成)

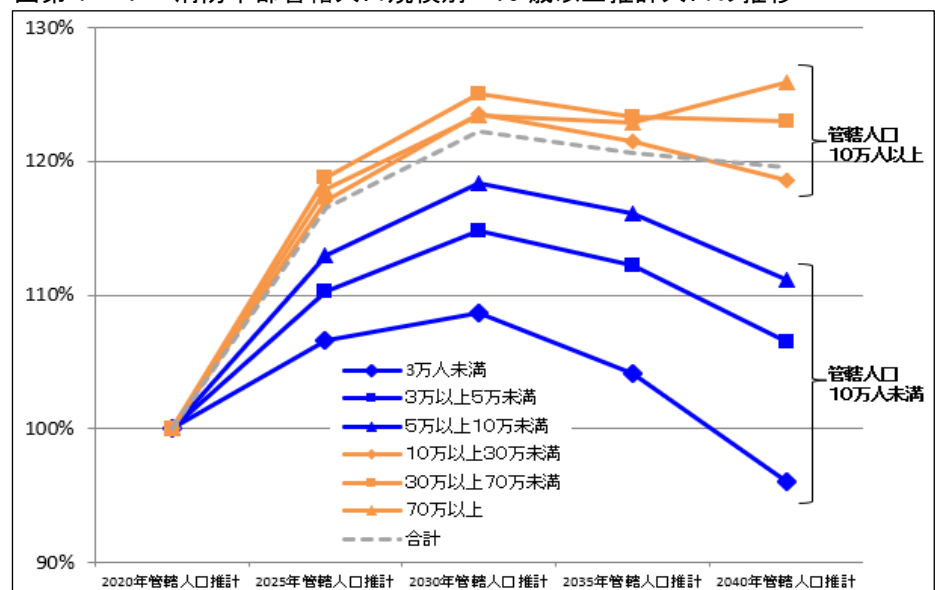
高齢者人口の将来推計を消防本部の管轄人口規模別で見ると、小規模消防本部においては、65歳以上は減少傾向にあるものの、75歳以上は2030年まで増加する見込みであり、管轄人口10万人以上の消防本部においては、65歳以上及び75歳以上ともに継続して増加する見込みである。

図第1-6 消防本部管轄人口規模別 65歳以上推計人口の推移



※2020年管轄人口推計を100%としている。
 (総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」に基づき作成)

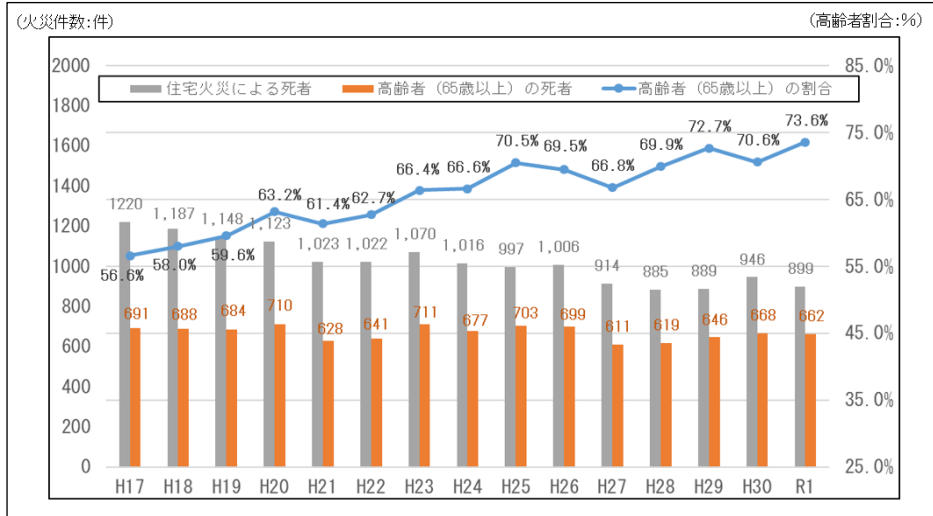
図第1-7 消防本部管轄人口規模別 75歳以上推計人口の推移



※2020年管轄人口推計を100%としている。
 (総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」に基づき作成)

住宅火災による年間死者数は減少傾向にある一方で、このうち65歳以上の年間死者数は横ばいとなっており、その占める割合は増加の傾向にある。

図第 1-8 住宅火災による死者数の推移

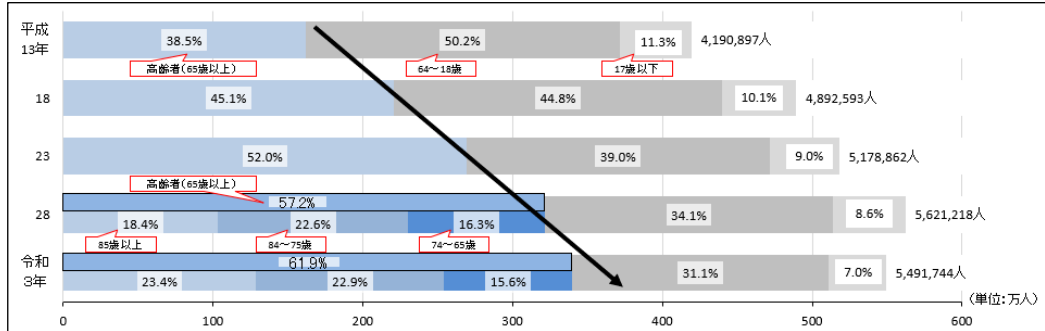


(「高齢者の生活実態に対応した住宅防火対策のあり方に関する検討部会報告書」に基づき作成)

また、救急搬送総人員数は増加傾向にあるが、このうち65歳以上が急増し、令和3年度には6割超を占めるに至っており、そのうちの75歳以上が約75%を占めている。

このように、高齢者は火災時の逃げ遅れや救急搬送のリスクが高まる懸念があり、高齢化の進展に伴い、今後も消防需要が増加することが見込まれる。

図第 1-9 年齢区分別搬送人員と5年ごとの構成比の推移



(「令和4年版 救急・救助の現況」に基づき作成)

消防職員の人数は増加を続けているが、特に小規模消防本部においては消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づく消防職員の算定数に対する整備率が低い状況にあり、令和4年4月1日現在、管轄人口5万人未満の消防本部における消防職員の整備率は63.6%と、管轄人口5万人以上30万人未満の消防本部の整備率75.7%や管轄人口30万人以上の消防本部の整備率87.9%と比べても低い水準にある。さらには、今後、若年人口が減少していく中、人材確保も難しくなってくることも想定される。また、消防職員と同様に地域の安全安心を守る消防団員について

は近年団員数の減少が続き、令和4年4月に初めて80万人を下回っており、特に若年層の入団者数が平成24年以降の10年間で半分に激減するなど、危機的な状況となっている。

また、令和4年6月7日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「DXの推進などによる…（中略）…消防団を含む消防防災力の拡充・強化」が掲げられたことから、災害対応ドローン等より高度な機器の導入や、これに対応した専門人材の育成が求められている。

こうした高齢者の増加、高齢者の救急搬送のリスクの高まり、消防団員数の減少、消防防災分野におけるDXの進展等により、常備消防に期待される役割は一層増大するものと見込まれる。

（2）消防・救急の現況

火災の発生件数は、ストーブやガスコンロへの安全装置の義務付け、喫煙者数の減少等により、減少傾向にあるものの、焼損床面積についてはほぼ横ばいとなっている。近年の京都アニメーション第1スタジオ火災、大阪市北区ビル火災等甚大な被害をもたらす大規模火災は依然として発生している。

林野火災の発生件数については横ばい傾向であるものの、国土の約66%を森林が占めている日本においては、これまでと同様の警戒・対応が必要である。

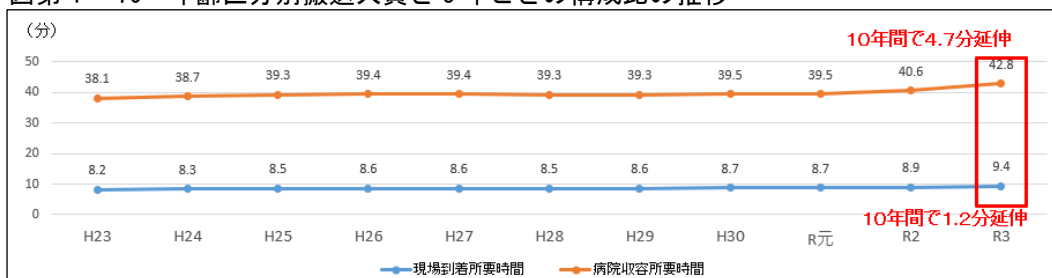
大規模倉庫（延べ面積1万㎡以上）火災の件数は増加傾向にあり、小規模消防本部の管轄区域内においても、近年、継続的に発生している。このような火災の発生に備え、引き続きの消防体制の維持・確保が必要である。

救急出動件数は、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症感染拡大による外出自粛等の影響を受けた令和2年を除き、平成23年以来増加傾向にある。

救急搬送に要する時間（現場到着時間・病院収容所要時間）は、高齢化に伴う高齢者の救急搬送件数の増加もあり、延伸傾向にある。

また、小規模消防本部においては、それ以外の消防本部と比べ、長時間

図第1-10 年齢区分別搬送人員と5年ごとの構成比の推移



（「令和4年版 救急・救助の現況」に基づき作成）

を要する傾向にある。

これに加え、令和元年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、医療提供体制がひっ迫し、救急搬送困難事案が多数発生することで、救急隊への負担が蓄積している。

このような高齢化に伴う救急需要の高まりや、感染症の感染拡大時の救急搬送困難事案の発生に備え、救急体制の一層の強化が必要である。

(3) 近年の自然災害等の変化

近年、気候変動の影響等により、自然災害が激甚化・頻発化している。

特に平成 23 年の東日本大震災以降は、平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨、令和 3 年の静岡県熱海市土石流災害と緊急消防援助隊の出動する大規模な自然災害が継続して発生しており、活動日数 10 日間以上の災害は平成 22 年までの間は 3 であったのに対し、平成 23 年以降は 10 となっている。

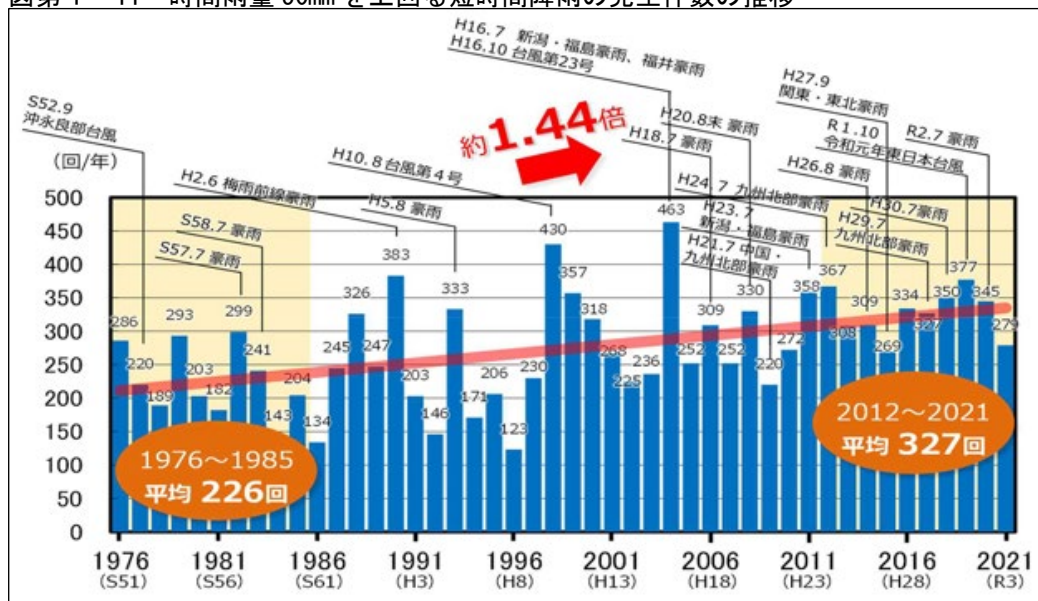
表第 1-1 緊急消防援助隊が 10 日以上活動した災害

平成22年以前				
活動日数			活動隊数	活動人員
20日～79日	40日	有珠山噴火災害(平成12年)	14隊	65人
	25日	平成15年十勝沖地震ナフサ貯蔵タンク火災	381隊	1,417人
10日～14日	10日	平成16年新潟中越地震	480隊	2,121人
平成23年以降				
活動日数			活動隊数	活動人員
80日以上	88日	東日本大震災(平成23年)	8,854隊	30,684人
20日～79日	26日	平成30年7月豪雨	1,383隊	5,385人
	24日	静岡県熱海市土石流災害(令和3年)	815隊	3,099人
	21日	御嶽山噴火災害(平成26年)	547隊	2,171人
	21日	平成29年7月九州北部豪雨	1,179隊	4,203人
15日～19日	17日	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害	399隊	1,296人
	16日	平成25年台風第26号による伊豆大島の災害	117隊	518人
10日～14日	14日	平成28年熊本地震	1,644隊	5,497人
	12日	令和2年7月豪雨	532隊	1,999人
	10日	平成28年台風第10号	257隊	1,044人

(「令和 4 年版消防白書 (資料編)」に基づき作成)

風水害については、台風のほか、短時間強雨に起因する災害の増加が顕著である。時間雨量 50mm を上回る短時間強雨の発生件数は、1976～85 年の平均 226 回に対し、2012～21 年では平均 327 回と約 1.44 倍に増加する等、雨の降り方の局地化、集中化、激甚化が河川氾濫を引き起こし、広域的に甚大な被害をもたらしている。

図第1-11 時間雨量50mmを上回る短時間降雨の発生件数の推移



(国土交通省「水害レポート2021」に基づき作成)

また、地震津波災害については、日本には多数の活断層があり、30年以内に大規模地震が発生する確率が高いとされており、これに伴う津波の発生も懸念されている。例えば、我が国の中枢機能への被害が懸念される首都直下地震等については、南関東域で30年以内にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率が70%程度とされており、また、南海トラフ地震については、西日本全域に30年以内にマグニチュード8～9クラスの大規模地震が発生する確率が70～80%とされている。

火山災害については、世界有数の火山大国（世界の活火山の約1割）である日本においては全国各地で噴火のリスクがある。近年でも、平成26年の御嶽山噴火災害では、死者58名、負傷者69名、行方不明者5名と多大な被害をもたらした。

雪害については、最近十数年において、それ以前に比べ、雪害による死者が多く発生している。なお、その多くを除雪作業中の高齢者が占めており、今後、高齢化の進展に伴い、人的被害の増加が懸念される。

こうした状況の下、被災地を管轄する消防本部の規模如何を問わず、緊急消防援助隊と円滑に連携し、迅速で効果的な活動を展開することが求められている。

また、国民保護事案については、令和4年には弾道ミサイルが日本上空を通過するなど、北朝鮮情勢における緊張が高まっており、我が国を取り巻く安全保障環境が脅かされている。このため消防本部においては、ミサイルの落下等に備え、消防、救助、救急活動のほか、避難住民の誘導を適切に担うことが期待されている。

第2章 消防の広域化等の必要性

1 消防本部における広域化等の検討状況

消防庁において消防本部の広域化等の取組状況について把握するため、全消防本部に対して実施された「推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」によると、消防本部等における広域化等の検討状況については、図第2-1のとおり、「広域化を検討し実現に至った」が7%、「広域化を現在検討中である」が16%であったのに対し、「消防の広域化の検討を行っていない」と回答した本部が全体の35%であった。

《調査概要》

実施時期：令和4年4月19日～同年5月16日

調査対象：全消防本部（723本部）

調査項目：消防本部の現状

消防の広域化の取組状況について

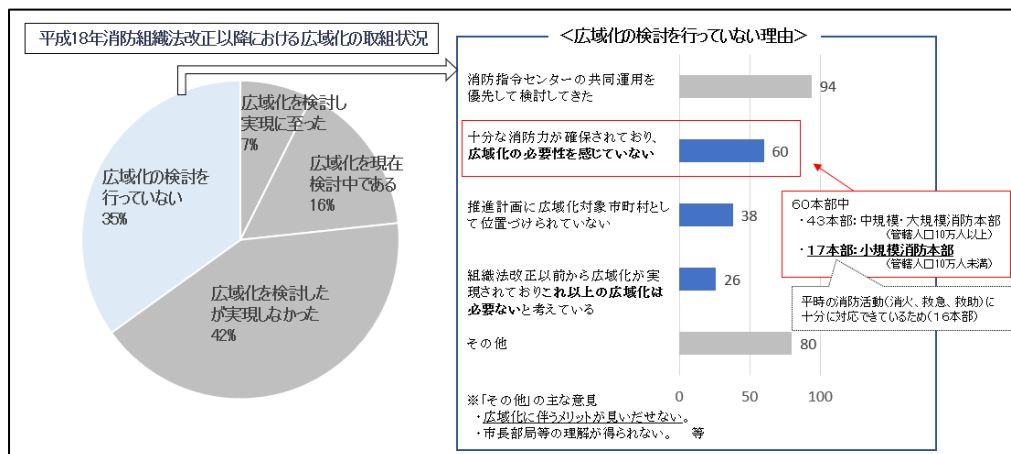
消防庁・都道府県に求める支援について

指令の共同運用について

広域化の検討を行っていない理由としては、連携・協力の取組を優先して検討してきた等のほか、既に十分な消防力を確保しており、広域化が必要ないとの認識が見られた。

ただし、そのような回答をしている消防本部のうち、約3割の消防本部は小規模消防本部であり、個別にヒアリングを行ったところ、1消防本部を除いて、平時の消防活動（火災・救急・救助）には特段の支障を感じていないため、当該回答をした、との意見であった。

図第2-1 平成18年消防組織法改正以降における広域化の取組状況



（「推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」に基づき作成）

このように回答した背景として、将来的な組織としての人的・財政的基盤の持続可能性や大規模災害への対応等のリスクを十分に勘案したもの

ではない懸念がある。

また、「広域化を検討したが実現しなかった」と回答した消防本部は、全体の42%に上り、これらの理由としては、主に以下の意見があった。

- ①広域化の効果が見込まれなかった、地理的要因により広域化が困難である
- ②広域化による負担増や災害対応力の低下等広域化に係る懸念がある
- ③広域化を検討するに際しての調整が困難である

①の広域化の効果が見込まれなかった等とした本部においても、特に小規模消防本部においては、特定の効果を検討せず効果が見込めないとした本部が多数を占めており、また、各効果を検討した上で効果が見込めないとしている場合についても、具体的な検討まで至っていない場合や広域化の効果が当該消防本部に適切に伝わっていない場合も散見された。

このように、当該消防本部において消防の広域化等を実施しなければならない必要性が共有されておらず、また消防の広域化、連携・協力の効果が消防本部に適切に伝わっておらず、それにより、消防の広域化の実現に影響している側面が見られることから、現下の消防を取り巻く社会環境等を踏まえた消防の広域化等の必要性や効果を今一度整理することが必要である。

2 消防活動における広域化等の必要性

(1) 現下の社会環境等を踏まえた広域化等の必要性

第1章で述べた現下の社会環境等を踏まえると、日本の総人口は減少の見通しであり、地域の消防に係る人的基盤が将来的に弱まっていくおそれがある。

一方で、そのような中、火災への対応・警戒は引き続き必要な状況であり、かつ、救急需要は上昇傾向にある。そのため、特に小規模な消防本部においては、10年後、20年後の中長期的な視点から消防力を維持・確保し、将来的にも住民の消防需要に対応し、迅速な消火活動や救急搬送等が可能な体制を確立していく必要がある。

また、近年、大規模な自然災害が激甚化・頻発化するとともに、近い将来に高確率で発生が見込まれる大規模地震等への警戒が必要な状況にある。そのため、全ての消防本部が大規模災害の発生に備え、住民の生命、身体及び財産を保護するための体制を確保すべき必要性が高まっている。

特に、大規模災害が発生した場合、応援到着前の初動体制や応援到着後の効果的な活動が実施できる体制の確保が求められ、具体的には、以下に述べる2つの必要性が挙げられる。

① 応援到着前の初動体制の確保の必要

大規模な自然災害が発生した場合は、近隣の市町村、都道府県も被災しており、応援要請後直ちに応援部隊が到着しない場合が考えられる。表第2-1にあるように、到着するまでに県内応援でも6時間超、緊急消防援助隊では11時間超かかる場合もある。そのため、この間は自消防本部のみにより災害対応を行う必要がある。

表第2-1 大規模災害における応援の例

本部 (職員数)	災 害	自消防本部部隊数①	県内応援②	緊急消防援助隊③ ※1日あたりの最大部隊数	自本部部隊④ /全部隊①+②+③	応援到着時間
A本部 (487名)	令和元年 東日本台 風	■初動 ・指揮隊 6隊 ・消防・救助隊 19隊 ・救急隊 17隊 ■職員参集後の部隊数(最大) ・指揮隊 12隊 ・消防・救助隊 59隊 ・救急隊 25隊 合計98隊	指揮小隊 8隊 消火・救助小隊 39隊 救急小隊 16隊 後方支援小隊 28隊 合計 91隊	・指揮隊 2隊 ・指揮支援隊 1隊 ・消火・救助小隊 25隊 ・救急小隊 7隊 ・後方支援小隊 11隊 ・通信支援小隊 1隊 合計47隊	41.0% (④98隊 /①98隊+②91隊+③47 隊)	<県内応援> (要請) 8:23 (到着) 10:30 → 4時間7分 <緊急消防援助隊> (要請) 11:23 (到着) 17:00 → 5時間37分
B本部 (138名)	平成30年 7月豪雨	■初動 ・消防・救助隊 6隊 ・救急隊 2隊 ■職員参集後の部隊数(最大) ・消防・救助隊 17隊 ・救急隊 4隊 合計21隊	指揮隊 1隊 消火・救助小隊 4隊 特殊車両小隊 1隊 後方支援小隊 6隊 合計12隊	・指揮隊 1隊 ・消火・救助小隊 5隊 ・救急小隊 3隊 ・後方支援小隊 3隊 合計12隊	46.6% (④21隊 /①21隊+②12隊+③12 隊)	<県内応援> (要請) 14:10 (到着) 19:40 → 5時間30分 <緊急消防援助隊> (要請) 14:30 (到着) 21:51 → 7時間21分
C本部 (88名)	令和3年 熱海土砂 災害	■初動 ・消防・救助隊 2隊 ・救急隊 1隊 ■職員参集後の部隊数(最大) ・消防・救助隊 7隊 ・救急隊 3隊 合計10隊	指揮小隊 4隊 消火・救助小隊 23隊 救急小隊 3隊 特殊装備小隊 3隊 後方支援小隊 16隊 合計49隊	・指揮隊 6隊 ・指揮支援隊 1隊 ・消火・救助小隊 37隊 ・救急小隊 6隊 ・後方支援小隊 36隊 ・通信支援小隊 2隊 ・特殊装備小隊 3隊 合計91隊	6.6% (④10隊 /①10隊+②49隊+③91 隊)	<県内応援> (要請) 10:30頃 (要請) 13:30 (到着) 18:54 → 6時間24分 <緊急消防援助隊> (要請) 10:30頃 (要請) 13:30 (到着) 21:50 → 11時間20分

(「緊急消防援助隊の派遣情報」及び「消防本部への聞き取り調査(令和5年実施)」に基づき作成)

当然、自消防本部のみでは全ての災害に対応できるものではないが、例え小規模な消防本部であったとしても、地域住民の安全のため、近隣からの応援を待つのみならず、応援部隊が到着するまでの間に必要な延焼防止活動や、事態が切迫している被災者の救助活動等ができるだけの消防体制は少なくとも確保しておかなければならない。

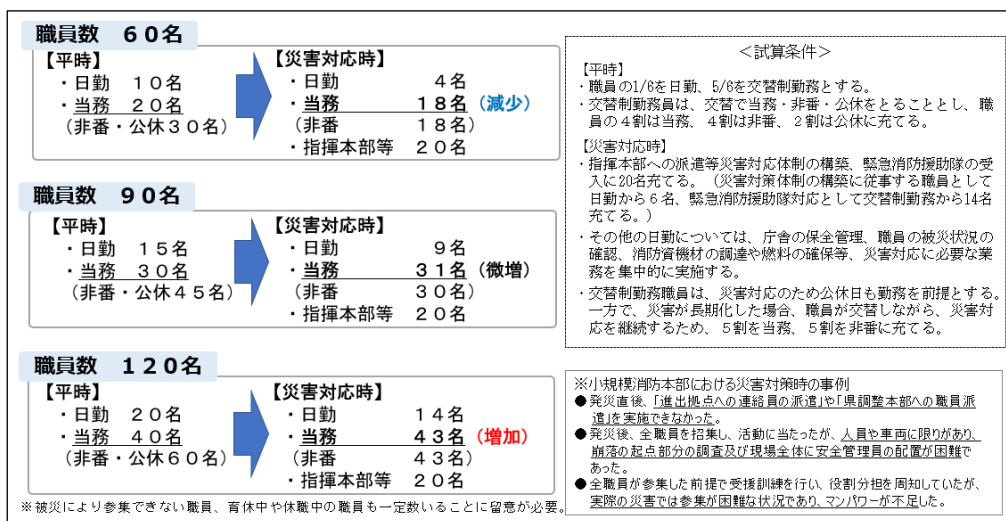
② 応援部隊との効果的な連携体制の構築の必要

大規模な自然災害の発生時に派遣される応援部隊が、被災地消防本部との緊密な連携体制を構築することで、より効果的な災害対応活動を行うことが可能となる。

具体的には、被災地消防本部は、消防本部内に指揮本部を設置するとともに、市町村の災害対策本部や都道府県の消防応援活動調整本部に対し、連絡調整を担うための職員を派遣するものとされている。また、市町村が緊急消防援助隊を受け入れる場合、活動拠点への職員派遣による連絡調整や宿営場所の調整等も必要であり、これらには合わせて20名程度の消防職員が必要となる場合が見られる。

これら職員の確保のためには、公休の職員の出勤を前提としたとしても、被災により参集できない職員や育休中、休職中の職員も一定数いることに留意すると、図第2-2のとおり試算した場合、平時と同程度の現場体制を維持し、応援部隊との効果的な連携体制を構築するためには、少なくとも100名程度以上の消防職員数の確保が必要である。大規模災害時に迅速・的確に救助活動等を担うため、これを上回る規模にまで体制を強化することが求められる。

図第2-2 大規模災害対応に必要な人員の検討



(「令和4年版消防現勢」及び「消防本部への聞き取り調査(令和5年実施)」に基づき作成)

なお、高齢化が進み救急需要が増加傾向にあることに加え、コロナ禍における医療提供体制のひっ迫により救急搬送困難事案が多発し、消防・救急体制への負担が蓄積した。これらを踏まえると、今後の救急需要の増加にも対応できるよう、また、新たな感染症の感染拡大等に直面しても極力負担の蓄積を回避できるよう、消防の広域化等により平時の体制を確立しておく必要性が高まっている。特に、新たな感染症の感染拡大等に備えた体制の確立が求められ、具体的には、以下に述べる必要性がある。

③感染症等に強い体制の確保の必要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、各消防本部では、必要な感染対策に取り組み、消防体制の維持に努めてきたものの、その高い感染力のため、クラスターが発生した事例があった。

特に消防職員数 50 人以下の特定小規模消防本部の中には、表第 2-2 のとおり、感染者及びこれに伴う濃厚接触者が 10～30 名程度発生した。このため、人員不足により消防体制が維持できず、他の消防本部へ警防業務の応援を要請せざるを得なかった(当該消防本部の職員は指令業務のみを実施)本部や分署を一部閉鎖せざるを得なかった本部があった。

表第 2-2 新型コロナウイルス感染症の影響で、人員不足により消防体制が維持できない状況に陥った事例

消防本部	具体的内容 (クラスターの状況等)	影響	通常体制に戻るまでの期間
A 本部 (41名)	感染: 7名 濃厚接触者: 23名 (計30名) ※ 仮眠室が大部屋であったこと等により濃厚接触者と認定されたもの	当消防本部の職員は指令業務のみ実施 他の消防本部へ応援を要請	約 2 週間
B 本部 (26名)	感染・濃厚接触者: 20名程度 (計20名程度) ※ 仮眠室が大部屋であったこと等により濃厚接触者と認定されたもの	当消防本部の職員は指令業務のみ実施 他の消防本部へ応援を要請	約 11 日間
C 本部 (49名)	感染: 1名 濃厚接触者: 約 10 名 (計約 11 名) ※ 仮眠室が大部屋であったこと等により濃厚接触者と認定されたもの	1 分署を閉鎖	約 2 週間

(「消防本部への聞き取り調査 (令和 5 年実施)」に基づき作成)

一方で、大規模・中規模な消防本部においては、上述の例と同規模又はそれ以上の規模のクラスターが発生しても、表第 2-3 のとおり、日勤者の振替等により消防体制を維持できた。

表第 2-3 新型コロナウイルス感染症により多数の感染者が出たものの消防体制が維持できた消防本部の例

消防本部	具体的内容 (クラスターの状況等)	対処方法
D 本部 (628名)	感染: 47名 濃厚接触者: 9 名 (計56名) ※ 1 署で42名が同時に感染	・各署日勤者を出勤隊員へ加える。 ・指揮隊 3 隊のうち 1 隊の運用を休止し、消防隊、救急隊へ人員配置 等
E 本部 (217名)	感染: 5 名 濃厚接触者: 7 名 (計12名)	出勤隊員として、日勤者、公休者、他の消防署から人員を確保

(「消防本部への聞き取り調査 (令和 5 年実施)」に基づき作成)

今後も、新たな感染症等のリスクがある。感染により一部職員が活動できず、災害対応に支障を来す状況に陥ることを防ぐためには、一定の規模以上の消防職員数確保が不可欠である。

これらの必要性を踏まえ、消防の広域化等の取組を引き続き推進することで、(2)(3)において示す消防の広域化等の効果を発揮し、消防力の維持・強化を図ることが必要である。

(2) 平時の消防活動における広域化等の主な効果

消防の広域化等により、消防本部の規模が拡大し、消防署所が増えることで、複数の部隊による迅速な消火、救急、救助活動が可能となる。

さらには、本部規模の拡大に伴って、職員の専任化等が進むことにより、警防・予防活動の高度化が図られ、事案の早期対処等も図られることが期待される。

このように、消防の広域化等を行うことにより、平時の消防体制（消火、救急、救助）の効率化が進み、管轄住民への迅速な消防活動の実施が可能となるものであり、具体的には以下のような効果が期待される。

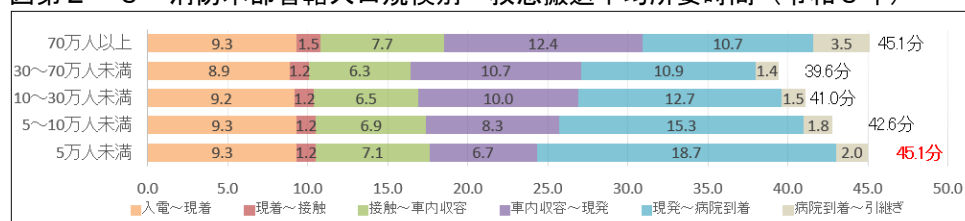
①現場到着時間等の短縮

広域化等による指令の一本化により、管轄区域を越えた災害地点（地区）に近い署所からの出動や直近にいる部隊の出動の円滑化が図られることで、災害に迅速に対応することが可能となる。

さらには、消防の広域化をした場合、管轄全体を俯瞰した効率的な消防署所や部隊の再配置が進められることで、地域内のどの災害にも迅速に対応できる体制を確保することができるようになる。

小規模な消防本部においては、火災の覚知から放水までの所要時間が、大規模な消防本部に比べ長い傾向がある。また、救急搬送所要時間（現場到着時間・病院収容所要時間）についても、近年延伸傾向にあるが、特に小規模な消防本部においては、119番通報の入電から現場到着までの所要時間及び現場出発から病院到着までの所要時間が大規模な消防本部に比べ、長くなる傾向にあり、現場到着時間の短縮が求められる。

図第2-3 消防本部管轄人口規模別 救急搬送平均所要時間（令和3年）



（「令和4年版救急・救助の現況」に基づき作成）

大規模消防本部においても、同様に現場到着時間の短縮効果がある。具体的には、平成26年に2本部で広域化した大東四條綴消防組合で

は、管轄人口の多い大東市内における短縮時間は、管轄人口の少ない四條綴市内における短縮時間以上の効果があり、特に境界付近における消防力の強化につながっている。

図第 2 - 4 現場到着時間の短縮効果



(「消防本部への聞き取り調査(令和5年実施)」に基づき作成)

なお、消防庁において、令和5年中には、消防の広域化や連携・協力による現場到着時間の短縮効果を数値化、視覚化する消防用車両出動シミュレーションシステムの運用が開始される予定である。これを活用することにより、消防の広域化等の効果が明らかになり、消防の広域化等に向けた検討が促進されることが期待される。

②初動体制の強化

消防本部の規模が大きいほど、消防署所を複数構え、消防用車両も多数整備していることから、初動体制が整っている傾向にある。管轄人口10万人未満の消防本部では、火災出動における初動出動消防用車両は過半数が2～4台であるところ、管轄人口70万人以上の大規模消防本部では、初動出動台数が過半数の消防本部において10台以上となっている。

広域化により、火災初動対応車両を充実させることができるとともに、管轄区域を越えた出動が可能となり、初動出動車両が増加することにより、鎮火の迅速化や被害の縮小など住民にとっても明確なメリットが発生するとともに、周辺への延焼監視や安全管理員の出動など、より安全で確実な消防活動にも資する。

具体的には、平成24年に2本部で広域化した宇部・山陽小野田消防局では、広域化により火災初動対応車両を5台から7台に充実させることができた。

③活動要員の増強、業務の専門化・高度化

広域化等を行うことで、指令の一本化や本部機能の業務集約が進み、指令部署や総務部署の職員を警防部署、予防部署等に再配置することが可能となる。これにより、現場活動要員の増強が見込まれるほか、予

防担当者や火災原因調査員、DX担当等を専任で配置することが可能となり、業務の専門化・高度化が見込まれる。

小規模な消防本部においては、予防業務等について専従職員を配置できず、消防隊などと併任となっている場合が多く、専従化率は、管轄人口1万人未満の消防本部においては5割程度であるが、管轄人口10万人以上になると10割になる。また、火災原因調査業務の専従化率は、管轄人口30万人未満の消防本部では4割に達していないが、30万人以上になると7割以上と高い状況である。また、予防技術資格者充足率は、小規模消防本部ほど低く、業務の専門化・高度化の必要性が高い。

具体的には、平成28年に2本部で広域化した草加八潮消防局では、広域化により新たに8人を現場活動要員等へ再配置する体制強化を図ることができた。

また、平成21年に2本部で広域化した富良野広域連合消防本部では、従前は本部と署に兼務の形で配置していた予防担当者を専任で配置するなど業務の専門化を図ることができた。

地域住民の視点からも、活動要員の増強による消火活動等の迅速化や専従・専門職員の設置による予防業務の高度化によって、火災発生の未然防止等が図られるとともに、地域の防災活動等に対して消防の専門的な知識や技能が提供されることが期待される。

表第2-4 広域化等による活動要員の増強の例

＜広域化による現場要員等への再配置の事例＞		
消防本部	現場要員の増強	
埼玉県：草加八潮消防局 (2消防本部でH28.4.1より広域化)	(広域化前の本部員合計) 74人	⇒ (広域化後の本部員) 66人 ※8人を現場要員等へ再配置
奈良県：奈良県広域消防組合消防本部 (11消防本部1村でH26.4.1より広域化)	(広域化前の本部員合計) 296人	⇒ (広域化後の本部員) 181人 ※115人を現場要員等へ再配置
＜指令の共同運用による現場要員等への再配置の事例＞		
消防指令センター	現場要員等への再配置	
茨城県：いばらき消防指令センター (20消防本部でH28.6.1より共同運用)	(共同運用前の通信指令員合計) 199人	⇒ (共同運用後の通信指令員) 57人 ※142人を現場要員等へ再配置
福岡県：福岡都市圏消防共同指令センター (5消防本部でH29.11.30より共同運用)	(共同運用前の通信指令員合計) 79人	⇒ (共同運用後の通信指令員) 59人 ※20人を現場要員等へ再配置
神奈川県：横須賀・三浦市消防指令センター (2消防本部でH25.4.1より共同運用) ※H27から葉山町消防本部が参画、H28に横須賀と三浦市が広域化し、現在は2本部で共同運用	(共同運用前の通信指令員合計) 33人	⇒ (共同運用後の通信指令員) 27人 ※6人を現場要員等へ再配置

(「消防本部への聞き取り調査(令和5年実施)」に基づき作成)

④組織の活性化

特に小規模な消防本部においては、異動先が少なく、人事が硬直化しやすい。また、要員の確保も難しく、消防大学校や消防学校、近隣消防本部への職員派遣による人材育成が困難な場合がある。

広域化により組織規模が大きくなることで、勤務先及び人員が増加

し、人事ローテーションによる人事の流動性の向上や派遣研修の充実による人材育成につながり、組織の活性化が期待できる。

具体的には、平成 25 年に 5 本部で広域化した埼玉東部消防組合消防局では、旧本部単位では異動先が少なく、人事の硬直化が課題であったが、広域化後、異動先が増えたことにより組織の活性化を図ることができた。

⑤経費削減

広域化等により、消防車両、消防救急デジタル無線、消防指令センター等を一括整備又は共同整備することで、整備費等の削減効果が期待できる。

具体的には、平成 25 年に 4 本部で広域化した埼玉西部消防局では、消防指令センターの一括整備以外にも、消防車両の仕様の統一及び同一車種の一括入札により、5 年間で 7.2 億円の経費削減ができ、また、消防救急デジタル無線整備についても単独での整備に比べ 5.9 億円の経費削減ができた。

また、平成 28 年に 20 本部で指令の共同運用を実現した、いばらき消防指令センターでは、指令の共同運用により 130 億円の整備費を削減するとともに、保守運用経費についても 8.4 億円の削減ができた。

表第 2-5 広域化による経費削減効果の例

＜広域化により消防車両や消防救急デジタル無線整備費等の縮減効果の事例＞		
消防本部	消防車両整備費の削減効果	消防救急デジタル無線整備費の削減効果
埼玉県：埼玉西部消防局 (4消防本部でH25.4.1より広域化)	・仕様の統一及び同一車種の一括入札 ⇒5年間で△7.2億円の削減	・単独運用：17.4億円 ・共同運用：11.5億円 ⇒△5.9億円の削減
＜指令の共同運用により整備費等の縮減効果の事例＞		
消防指令センター	整備費用の削減効果	保守運用経費の削減効果
茨城県：いばらき消防指令センター (20消防本部でH28.6.1より共同運用)	・単独整備：210億円 ・共同整備：80億円 ⇒△130億円の削減	・単独運用：12.6億円 ・共同運用：4.2億円 ⇒△8.4億円の削減
福岡県：福岡都市圏消防共同指令センター (5消防本部でH29.11.30より共同運用)	・単独整備：54.6億円 ・共同整備：45.9億円 ⇒△8.7億円の削減	—
神奈川県：横須賀・三浦市消防指令センター (2消防本部でH25.4.1より共同運用) ※H27から葉山町消防本部が参画、H29に横須賀と三浦市が広域化し、現在は2本部で共同運用	・単独整備：9.8億円 ・共同整備：7.2億円 ⇒△2.6億円の削減	・単独運用：5.73億円 ・共同運用：5.58億円 ⇒△0.15億円の削減

※「—」は削減額の計算がされていないセンター

(「消防本部への聞き取り調査 (令和 5 年実施)」に基づき作成)

(3) 大規模な自然災害等発生時の消防活動における広域化等の主な効果

消防本部の規模が拡大し、要員配置の柔軟化等が図られることで、大規模

な自然災害等が発生した場合でも即応体制を構築することが可能となる。また、組織が一体化し、統一指揮下での部隊運用が行われることや災害対応の経験が共有されること等により、迅速かつ的確な災害対応活動につながる。

このように、消防の広域化等を行うことにより、大規模な自然災害等に対応するための消防体制の整備が進み、管轄住民の生命、身体及び財産を守ることに繋がるものであり、具体的には次のような効果が期待される。

①本部規模の拡大に伴う部隊運用の柔軟化

消防の広域化により、消防本部の規模が拡大することで、非常時の要員の柔軟な運用を図ることができるようになる。

これにより、大規模な自然災害等発生時には、現場活動と並行して指揮本部の設置や緊急消防援助隊の受援のための職員配置を行う等災害対応体制を円滑に確保することができるようになる。

②消防機能の高度化等

消防の広域化により、消防本部の規模が拡大することで、専門人材の育成や高機能な資機材の導入が可能となり、災害対応力の強化につながる。

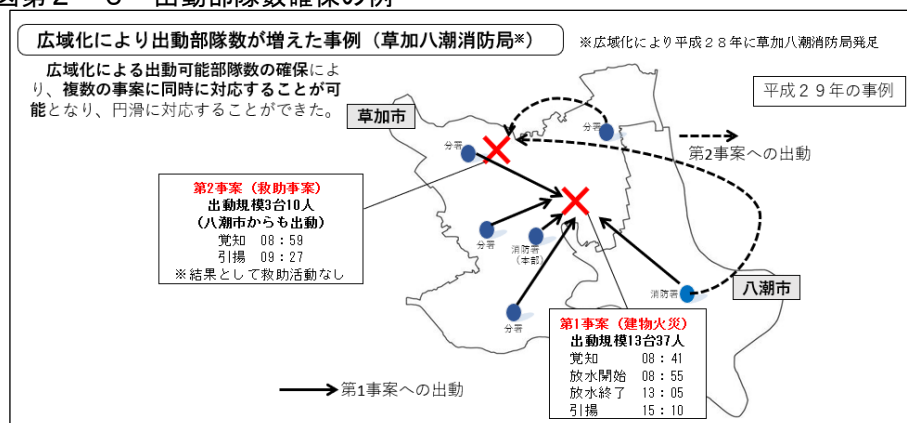
具体的には、平成 28 年に 2 本部で広域化した草加八潮消防局では、広域化により管轄人口規模が 30 万人を超え、人員の専任化、高度化が進み、既存の特別救助隊を高度救助隊に格上げして設置するとともに、特殊車両の性能の重複を解消し別の有用な機能を有する車両を導入することにより、災害対応力を向上させることができた。

③出動部隊数の確保

消防の広域化により、広域化前と比べ、より多くの出動可能な部隊を確保し、同時に複数の災害が発生した場合にも対応できるようになる。

具体的には、草加八潮消防局では、第一事案（建物火災）が発生し、周辺の部隊が消火活動に出動した際、同時に第二事案（救助事案）が発生した局面において、第一事案への対応のため、旧草加市内の消防署所からは大多数の部隊が出動していたところ、旧八潮市内の消防署所からの出動により、十分な部隊体制で第二事案に対処できた。

図第2-5 出動部隊数確保の例



（「消防本部への聞き取り調査（令和5年実施）」に基づき作成）

④統一指揮下での部隊運用

消防の広域化により、多くの部隊を迅速・円滑に運用することが可能となる。すなわち、自消防本部の部隊として統一指揮下での運用が可能となることで、集中的な部隊出動や災害規模や状況に応じた部隊の追加投入等、部隊運用を、広域応援を受ける場合よりも一層効率的に実施できるようになる。

具体的には、平成28年に6本部で広域化した、とちか広域消防局では、平成28年台風災害に対して、統一された指揮命令系統の下、救助隊等を市町村域を越えて円滑に増隊出動させるなど、効果的な活動を実現することができた。

図第2-6 統一指揮下における災害対応の例



（「消防本部への聞き取り調査（令和5年実施）」に基づき作成）

⑤災害対応の経験・ノウハウの共有

消防の広域化に伴い、大規模な自然災害等の対応の経験のある職員が加わることにより、例えば水害時における消防艇を活用した救助活動等、通常の消防活動とは異なる経験や知識を消防本部全体で共有でき、自然災害への対応能力の向上につながる事が期待される。

第3章 消防の広域化の推進方策

1 消防の広域化推進の基本的考え方

消防力の維持・強化に当たっては、第2章で述べたように、消防の広域化等を推進していく必要があるが、消防の広域化に関する条文が消防組織法に規定をされた平成18年頃に比べ、平成30年以降の第Ⅲ期の広域化推進期限においては消防の広域化の実現数が鈍化している状況にあり、この促進策を検討する必要がある。

第2章－1で述べたとおり、広域化の検討が行われていない理由及び広域化の検討をしたものの実現に至らなかった理由としては、広域化等の必要性や効果が消防本部に適切に伝わっていないことのほか、「広域化による負担増や災害対応力の低下等広域化に係る懸念がある」こと及び「広域化を検討するに際しての調整が困難である」ことが挙げられる。

このため、広域化の推進に向け、第2章－2で整理した広域化等の必要性や効果を明らかにすることに加えて、広域化を検討中又は広域化を実現した消防本部から挙げられている広域化に対する懸念や課題の主なものへの対応策を示すことで、広域化の検討をためらっている消防本部が検討に着手する契機となることが期待できる。また、より広域化している消防本部が多い地域では都道府県や地域の核となる中心的な消防本部の積極的な取組等により消防本部間の調整が円滑に行われていることから、これらの取組の他地域への横展開を図ることが重要である。

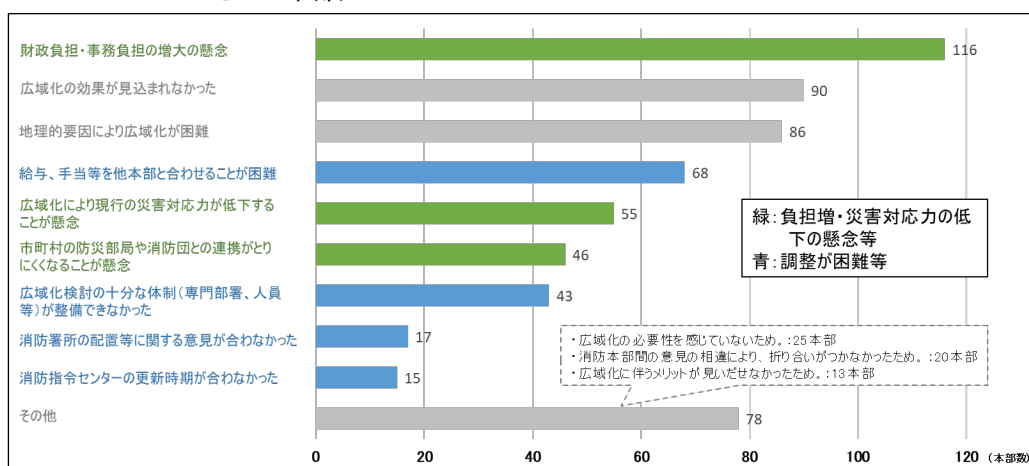
2 消防の広域化に対する消防本部の懸念への対応

(1) 消防本部が抱える広域化に対する懸念

「推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」によると、広域化を検討したが実現に至らなかった310本部において広域化の検討が進まなかった理由としては、主に以下の懸念が挙げられた。

- ・ 財政負担・事務負担の増大の懸念
- ・ 広域化により現行の災害対応力が低下することへの懸念
- ・ 市町村の防災部局や消防団との連携がとりにくくなることへの懸念

図第3-1 広域化の検討が進まなかった理由（広域化を検討したが実現に至らなかった310本部）



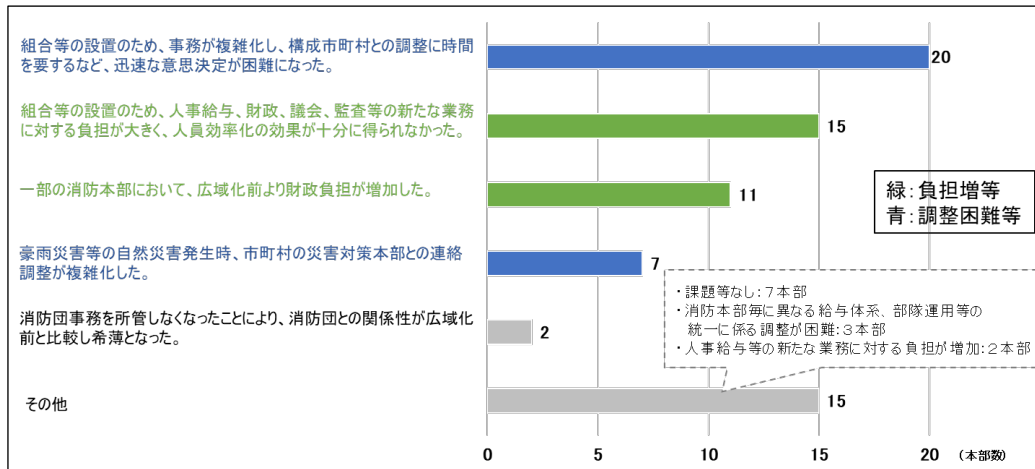
(「推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」結果に基づき作成)

なお、広域化が実現した55本部に対して調査した、広域化後の課題としては、主に以下の意見が挙げられた。

- ・ 構成市町村が複数になることにより、構成市町村との調整に時間を要するようになった。
- ・ 一部事務組合の設置により、総務部門の業務が増加した。
- ・ 設備や資機材が高度化することに伴い、財政負担が増加した。

一方で、消防団との連携については課題があると回答した消防本部は55本部中2本部であり、多くの消防本部においては、運用により対応ができているものと考えられる。

図第3-2 広域化後の課題（広域化が実現した55本部）



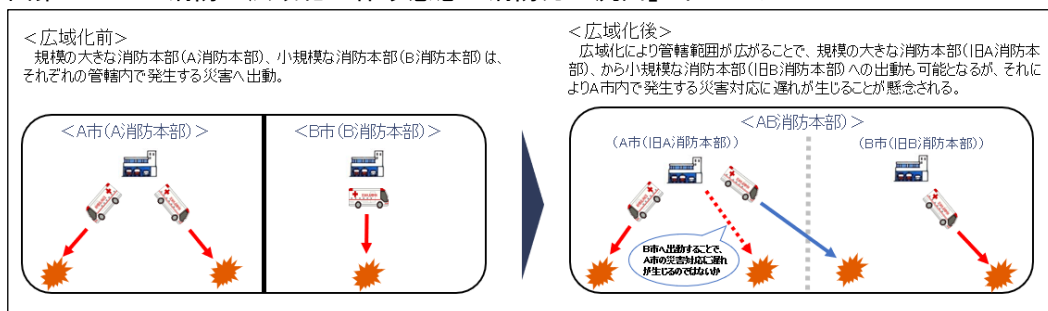
（「推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」結果に基づき作成）

また、本調査結果から、消防本部の広域化に対する懸念である事務負担の増については、組合化に係る事務負担の懸念及び構成市町村との調整負担の懸念に大別することができる。

（2）消防力の流出の懸念への対応

規模の大きい消防本部の一部において、消防の広域化により、消防力が流出し、現行の災害対応力の低下が懸念されるとの声がある。すなわち、広域化前は、規模の大きな消防本部、小規模な消防本部は、それぞれの管轄内で発生する災害へ出動するところ、広域化により管轄範囲が広がることで、規模の大きな消防本部から小規模な消防本部への出動が行われ、それにより規模の大きな消防本部の管轄区域で発生する災害対応に遅れが生ずるとの懸念である。

図第3-3 消防の広域化に伴う懸念「消防力の流出」イメージ



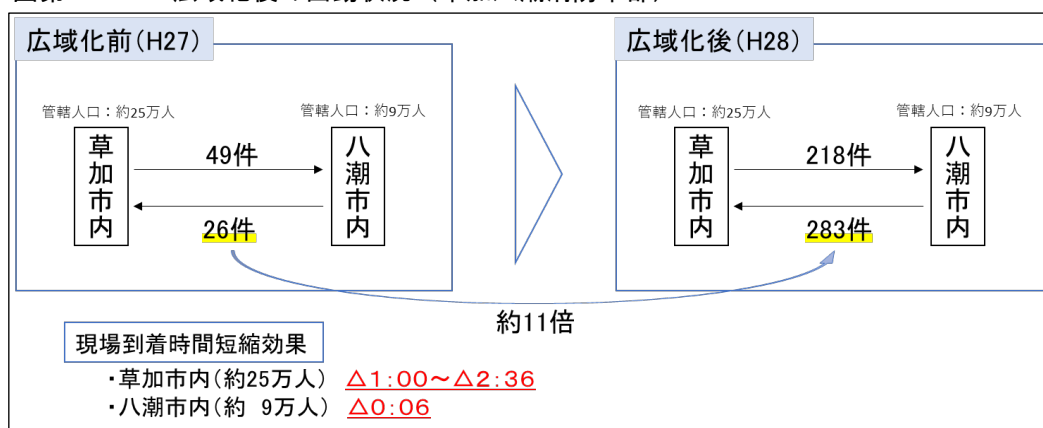
ただし、広域化を行うことにより、特に広域化前の管轄区域の境界付近において、相互出場による消防力の強化につながっている事例も多く見られるところである。

例えば、草加八潮消防局においては、広域化前の平成27年度には、草加市消防本部（管轄人口：約25万人）から八潮市消防本部（管轄人口：

約9万人)への応援出動は年間49件、八潮市消防本部から草加市消防本部への出動は26件であった。広域化後の平成28年度には、草加市内の部隊の八潮市内への出動は218件、八潮市内の部隊の草加市内への出動は283件と、この年度では、旧小規模消防本部管轄区域である八潮市内から旧大・中規模消防本部管轄区域である草加市内への出動件数が草加市内から八潮市内への出動件数を上回っている。また、これにより、草加市内での事案に対する現場到着時間については1分0秒～2分36秒の短縮効果が現れている。

これは、当該地域での特異的なものではなく、平成24年に2本部で広域化した、東近江行政組合消防本部においては、平成28年中には、旧大・中規模消防本部管轄区域である東近江市内(人口約11万人)から旧小規模消防本部管轄区域である愛荘町内(人口約2万人)への出動が54件である一方、愛荘町内から東近江市内への出動が1,067件と、後者が大きく上回っている例もある。また、令和3年に2本部で広域化した、高岡市消防本部においては、出動件数は、旧大・中規模消防本部管轄区域である高岡市内(人口約18万人)から旧小規模消防本部管轄区域である氷見市内(人口約5万人)への出動の方が、氷見市内から高岡市内への出動よりも件数としては多いものの、高岡市内の事案に対する現場到着時間は平均20秒短縮されるなど、住民への消防サービスの提供の面では効果が現れている。

図第3-4 広域化後の出動状況(草加八潮消防本部)



(「広域化推進アドバイザー提供資料」に基づき作成)

このように、地理的に連続した消防本部が広域化した場合、旧大・中規模消防本部が一方的に消防力を提供するわけではなく、旧小規模消防本部からも同様に消防力が提供されることに留意すべきである。旧管轄区域を越えて相互の出動が促進される結果、大・中規模消防本部にとっても、現場到着時間の短縮や初動体制の強化といった効果を楽しむことができ、住民に提供

される消防サービスの向上や1件当たりの消防職員の負担軽減につながっているものも多い。

消防庁においては、このような懸念を消防本部が抱えていることを受け止め、特に規模が大きい消防本部にとっても、消防力の流出や災害対応力の低下を招くことなく、広域化の効果が認められている事例の紹介や、広域化により得られるその他の効果、実績等の情報の提供を行っていくことで、消防本部における具体的な検討を促すことが望まれる。また、その際には、各消防本部においては、消防用車両出動シミュレーションシステムを活用することにより、広域化をした場合に短縮できる現場到着時間やその効果を楽しむ人口規模を把握することが可能となる場所であり、積極的な活用も望まれるところである。

(3) 新たな事務負担の増の懸念への対応

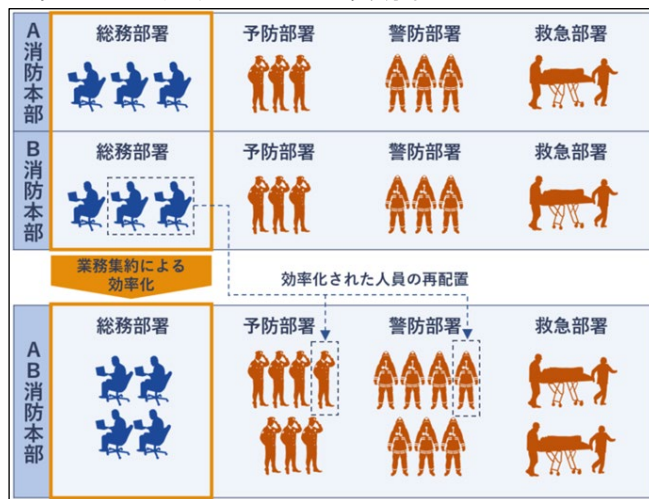
広域化により新たに一部事務組合を設立する場合、組合運営に係る事務等が発生するため、特に事務にまだ慣れていない移行直後の期間においては消防本部の負担が増加する懸念がある。

この際に増加する組合事務の例としては、以下のものがある。

- ・ 人事管理（給与、手当、税金等）
- ・ 財務事務（予算編成、予算執行等）
- ・ 出納事務（支払処理、決算処理、資金運用等）
- ・ 監査事務（例月出納検査、定期監査等）
- ・ 組合議会事務（定例会・臨時会の開催等）
- ・ 公平委員会事務（不利益処分に対する審査請求等） 等

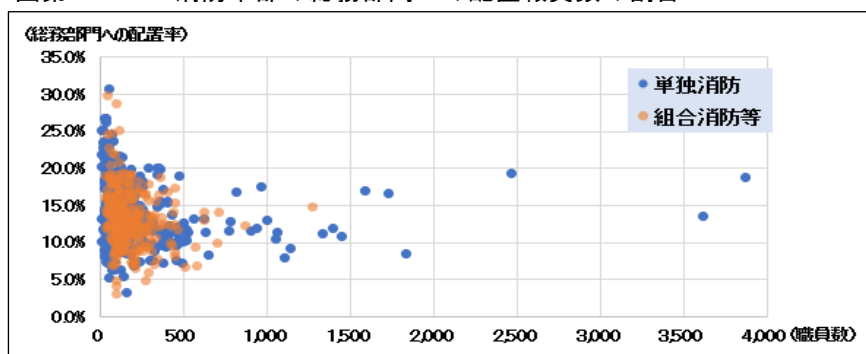
一方、上記の事務負担と同時に、広域化による本部機能の統合や指令業務の統合等により、人員効率化の効果も生ずる。

図第3-5 広域化による人員効率化



消防本部における総務部門への配置職員数の割合は、図第3-6及び表第3-1のとおり、単独消防と組合消防等との間で大きな差はなく、広域化直後の事務負担が消防本部にとっての懸念となっているものと考えられる。

図第3-6 消防本部の総務部門への配置職員数の割合



(「令和4年度消防現勢調査」に基づき作成)

表第3-1 消防本部の総務部門への配置職員数の割合 (平均)

	職員数	総務部門割合
単独消防	217人	13.1%
組合消防等	186人	12.8%
平均	204人	13.0%

(「令和4年度消防現勢調査」に基づき作成)

そのため、広域化直後においては広域化した本部の構成市町村からの一時的な人的支援等が必要であり、消防庁においても、消防本部の事務負担の増に対して支援することが望まれる。

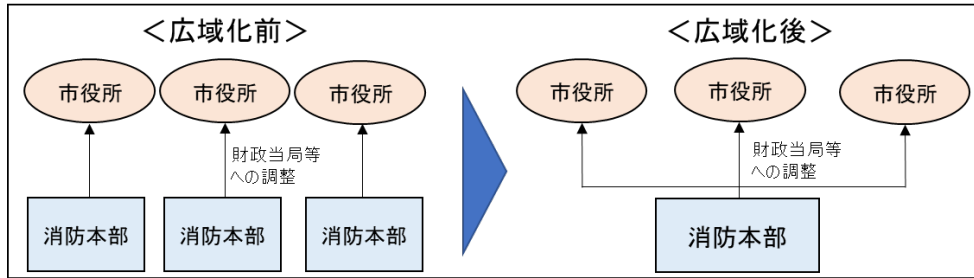
(4) 構成市町村との調整の懸念への対応

広域化を実現した消防本部からは、広域化前よりも、調整すべき相手方(構成市町村)が増え、調整に時間を要するようになった旨の意見があった。

特に調整に時間を要する事項としては、主に以下のものであった。

- ・ 消防本部ごとに異なる給与体系の統一調整
- ・ 署所の再配置の検討
- ・ 部隊配置の調整
- ・ 市町村負担金の調整 等

図第3-7 調整市町村との調整イメージ



これらは、消防の広域化に伴い、消防本部間で調整を図る必要がある事項ではあるが、必ずしも広域化の実現前に調整が完了せず、広域化時に継続検討とされ、引き続き調整が必要となる場合がある。

これに対しては、広域化を実現した他の消防本部における調整の実施状況等の優良事例を横展開することによって、消防本部の懸念の解消に資するものと考えられる。消防庁においては、現在、広域化を実現した消防本部の職員で構成する、消防広域化推進アドバイザーの派遣によって、広域化を検討する消防本部等に対する助言や情報提供をしているが、これに加え、各消防本部の優良事例を収集・整理し、提供していくことが望まれる。

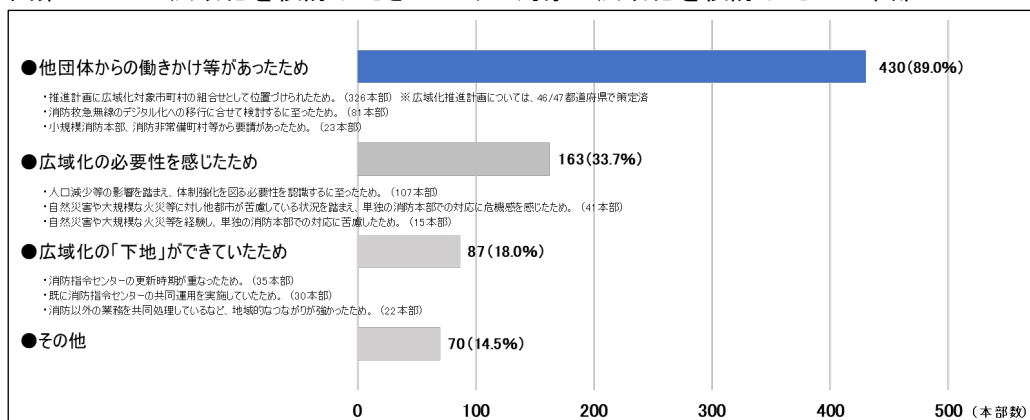
3 消防の広域化の実現に至るまでの各主体に期待される役割

(1) 消防の広域化の実現に至るまでの検討過程

消防の広域化が法制化された平成 18 年以降に広域化を検討した消防本部は、令和 4 年 4 月 1 日現在、全消防本部 723 本部のうち 483 本部 (66.8%) であり、そのうち広域化の実現に至った消防本部は 55 本部 (11.4%) であった。

消防の広域化を検討した消防本部の検討のきっかけとしては、都道府県が策定する広域化推進計画に広域化対象市町村の組合せとして位置付けられたといった「他団体からの働きかけ等があったため (430 本部 (89.0%))」が最も多く、次いで、人口減少等の影響を踏まえ体制強化を図る必要性を認識するに至ったためといった「広域化の必要性を感じたため (163 本部 (33.7%))」、既に消防指令センターの共同運用を実施していたためといった「広域化の下地ができていたため (87 本部 (18.0%))」が挙げられた。

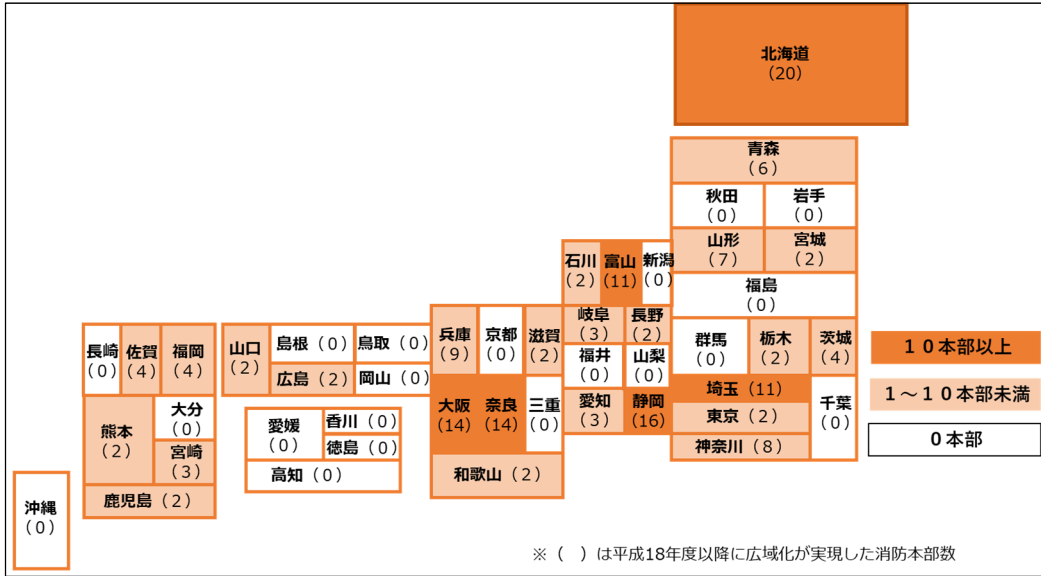
図第 3-8 広域化を検討したきっかけ 対象：広域化を検討した 483 本部



(「令和 4 年度 推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」結果に基づき作成)

このように、県からの働きかけ等によって広域化の検討に至っている団体も多く、平成 18 年度以降に消防の広域化が実現した消防本部の都道府県別の状況を比較すると、都道府県ごとに広域化の進捗に大きな差が見られる。平成 18 年度以降 10 本部以上広域化が実現した都道府県のうち、大阪府、埼玉県、富山県、静岡県等の府県は、消防本部に対する広域化に関する勉強会の開催や、市町村が設置する協議会への参加等、広域化推進のための取組を積極的に実施している。

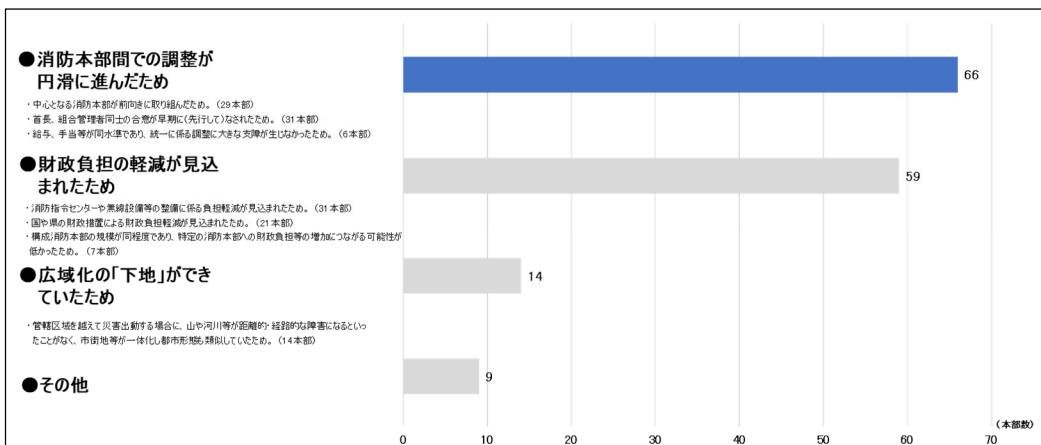
図第3-9 平成18年度以降における消防の広域化の状況（令和4年4月）



（「令和4年度 推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」結果に基づき作成）

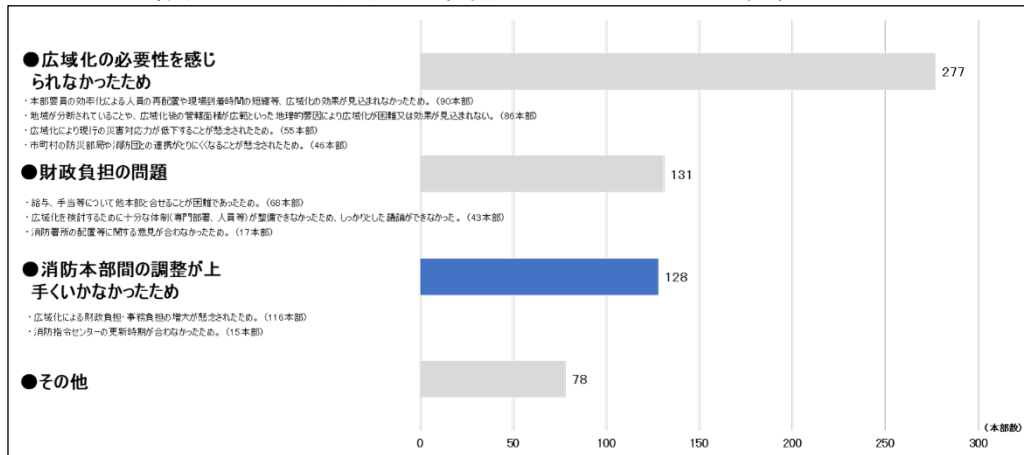
また、広域化が実現した消防本部において消防の広域化の検討に着手した後に検討が進んだ理由としては、中心となる消防本部が前向きに取り組んだためといった「消防本部間での調整が円滑に進んだため」との意見が最も多かった。また、広域化の検討に着手したものの広域化の検討が進まなかった本部に対し、広域化の検討が進まなかった理由を調査したところ、広域化の必要性を感じられなかったことに加え、給与、手当等について他本部と合わせることが困難であったためといった「消防本部間の調整が上手くいかなかったため」との意見が多く挙げられた。

図第3-10 広域化の検討が進んだ理由（複数回答可） 対象：広域化が実現した55本部



（「令和4年度 推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」結果に基づき作成）

図第3-11 広域化の検討が進まなかった理由（複数回答可） 対象：広域化の検討に着手したものの広域化の検討が進まなかった310本部



（「令和4年度 推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」結果に基づき作成）

このように、広域化の検討過程で消防本部間の調整が重要であり、さらに、平成25年4月2日から令和5年4月1日までの10年間で消防の広域化が実現した32地域のうち大規模消防本部が核となった、小規模消防本部との広域化が全体の81%を占めている状況を考え合わせると、地域の核となる中心的な消防本部が検討を主導することで広域化の実現につながりやすいものと考えられる。

ただし、規模に大きな差がない本部同士で広域化を検討しているなど、核となり得る中心的な消防本部を見だし難い地域もあり、このような地域においては引き続き、広域自治体として都道府県が消防本部間の調整を積極的に担う必要がある。

表第3-2 平成25年4月2日から令和5年4月1日までの広域化の実現状況

		小規模な消防本部 ^{※1} 同士の広域化 (※非常備を含む)	大規模消防本部 ^{※2} と小規模消防本部との広域化	その他 ^{※3}	合計
広域化した本部数	2本部	3	16	1	20
	3本部以上	2	10	0	12
	合計	5 (約16%)	26 (約81%)	1 (約3%)	32 (地域数)

※1 小規模な消防本部とは、職員数100人未満の消防本部
 ※2 大規模消防本部とは、職員数100人以上の消防本部
 ※3 大規模消防本部同士の広域化

（「令和4年度 推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」結果に基づき作成）

また、広域化の実現後においても、広域化時に継続検討とされた事項の速やかな調整や円滑な事務の移行のため、引き続き、消防本部や都道府県、消防庁による取組が求められる。

このように、これまでは地域の消防の広域化を進めるに当たって、消防庁や都道府県が基本指針や推進計画の策定、消防広域化重点地域の指定等を通して消防の広域化を推進してきたところ、関係する消防本部の中から地域の実情に応じて、新たに地域の核となる中心的な消防本部（以下「中心消防本部」という。）を定めることを可能とし、消防本部、特に中心消防本部、都道府県及び消防庁の三者がそれぞれ期待される役割を果たすことで、広域化の実現をより促進していくことができるものと考えられる。

なお、現在、都道府県が定める広域化推進計画に広域化対象市町村の組合せを定めることとされていることから、これに加え、広域化推進計画に、地域の実情に応じて、広域化対象市町村の中から中心消防本部を定めることができるものとするのが考えられる。ただし、広域化の検討が円滑に進むよう、都道府県の一存により定めることなく、当該消防本部の同意を得て定めることが求められる。

これらを踏まえ、広域化の実現に至るまでの間を、広域化の検討着手時、広域化の検討過程及び広域化実現後に分け、それぞれの段階において、中心消防本部を定める場合の当該消防本部、都道府県及び消防庁のそれぞれに期待される役割を整理する。

（２）広域化検討の際に地域の核となる中心的な消防本部に期待される役割

消防本部は、消防活動を行う主体として消防活動をよく知っており、消防の広域化においてもその当事者となる。そのため、特に広域化検討過程においては、当事者である消防本部が積極的に具体的な議論や検討を行うことにより主要な役割を担うことが期待される。

この際、関係する消防本部間で協力しつつ検討を進めることが基本と考えられるが、広域化に向けた検討を積極的に進めていくために、関係する消防本部の中から中心消防本部を定め、当該中心消防本部を中心に検討を進めることも一つの選択肢として考えられる。

具体的に中心消防本部に期待される役割は、以下のとおりである。

＜広域化の検討着手時：周辺消防本部への呼びかけ＞

中心消防本部においては、周辺の消防本部の広域化の意向を確認するとともに、これらの消防本部等と消防現況等について情報交換を行うことが期待される。

さらに、これらの情報を踏まえ、現場到着時間の短縮効果の調査や現行消防力の比較調査等も主体的に実施することにより、本格的な検討

を開始する上での必要な資料の準備・取りまとめにつながり、広域化の検討を円滑に開始することが可能となる。

＜広域化検討過程：広域化後のあり方の具体的検討の主導＞

中心消防本部においては、その呼びかけにより、周辺の消防本部を構成員とする、広域化に関する協議会等を設置し、広域化後の消防本部のあり方について具体的な検討を主導することが期待される。

具体的には、事務局として協議会等に対して職員を派遣することで協議会等における検討を前に進めるための基盤を作ることや、広域化の手法（一部事務組合の設立、事務委託等）、消防本部の所在地や名称、例規整備、給与体系の統一調整等の広域化実施に当たっての課題についての論点整理、意見集約を行うことが求められる。また、必要に応じて、中心消防本部から関係消防本部の構成市町村に対する説明を行うことも、広域化に向けた調整を進める上で効果的である。

広域化に当たっては、多くの論点について消防本部間及び構成市町村間で合意を得る必要がある。この際、合意形成が円滑に進むよう、中心消防本部が論点整理や合意形成において主導的役割を果たすことが期待される。

＜広域化実現後：広域化時に継続検討とされた事項に係る調整＞

旧中心消防本部を含む新消防本部において、広域化の実現前に調整が完了せず、広域化時に継続検討とされた事項について、引き続き調整が必要となる場合がある。具体的には、2－（4）でも述べた以下の事項について、広域化前に決定しなかった場合には、広域化後も引き続き、構成市町村を含めた調整が必要となる。

- ・ 消防本部ごとに異なる給与体系の統一調整
- ・ 署所の再配置の検討
- ・ 部隊配置の調整
- ・ 市町村負担金の調整 等

また、広域化後の消防本部の事務の円滑な実施のため、旧中心消防本部の構成市町村から職員の派遣等の支援を行うことも期待される。

（3）広域化検討の際に都道府県に期待される役割

都道府県においては、域内の消防本部を俯瞰する立場から消防の広域化に取り組むことが期待される。そのため、特に広域化検討着手時には、域内の消防本部の消防力等を比較し、広域化を推進する必要がある

市町村を判断し、広域化の検討に向けた働きかけを行うこと等により、都道府県が主要な役割を担うことが期待される。また、広域化検討過程においても、消防本部間での調整が困難な場合には、広域自治体としてこれらの調整促進を担うことが求められる。

なお、これらの都道府県の役割は、中心消防本部を決めているか否かによって大きく質的に異なるものではない。ただし、中心消防本部を定めない場合であっても、消防の広域化は消防本部の主体的な参画が求められることから、都道府県は、地域の実情に合わせた形で効果的に検討が進むよう、消防本部の積極的な関与を促すことが期待される。

具体的に都道府県に期待される役割は、以下のとおりである。

<広域化検討着手時：消防の広域化の機運醸成>

都道府県においては、広域自治体として広域化を推進する必要がある市町村及び当該市町村域を管轄する消防本部に対し、広域化の必要性について説明し、具体的な検討を行うように働きかけることが期待される。

具体的には、現在の消防体制だけでなく少子化に伴う将来的な人材不足や財政見通し等を踏まえた中長期的な消防力をシミュレーションし、都道府県内の他の消防本部と比較整理し説明することで、各消防本部における消防体制の維持・強化のための広域化の必要性の理解を深めることが求められる。また、消防用車両出動シミュレーションシステム等を活用することにより、広域化した場合の効果を消防本部に具体的に示すことも期待される。

加えて、広域化の具体的な検討を促すため、消防本部や構成市町村の事務担当者を構成員とした協議の場の設置を都道府県が主導することも考えられる。この際、協議の場の設置当初においては、都道府県が議論を主導すること、設置後運営段階においても、必要に応じて事務局やオブザーバーとして参画し、広域化に関する情報提供や課題解決に向けた助言を実施するなど都道府県が積極的に関与することが協議の実効性を確保する上で非常に有効である。

<広域化検討過程：消防本部間等の意見調整>

広域化実施に当たっての課題に関する具体的な調整については消防本部間及び構成市町村間で行われることが基本となるが、消防本部間又は構成市町村間で互いの利害対立があり、これらの調整が難航する場合がある。この場合には、検討が進むよう、都道府県が間に入り、消

防本部間の調整役を担うことが期待される。

例えば、利害が対立する一部の消防本部のみを構成員とした調整会議を設定することや具体的な解決案を提示すること等が求められる。

また、消防本部と首長部局（企画部門、財政部門）等との間での調整が難航する場合もあり、このような場合、都道府県が、消防本部の求めに応じて首長部局等への説明へ同席する等により調整の円滑化を図ることが考えられる。

<広域化実現後：広域化後の円滑な事務の支援>

消防本部においては、通常の消防活動に加え、新たに組合事務等の処理や増加した構成市町村との調整を担うこととなるほか、(2)で述べたとおり広域化時に継続検討とされた事項について調整が必要となる場合がある。都道府県においても、新消防本部と構成市町村との間で円滑に合意形成が図られるよう、助言や支援を行う等、積極的に関与することが期待される。

(4) 広域化検討の際に消防庁に期待される役割

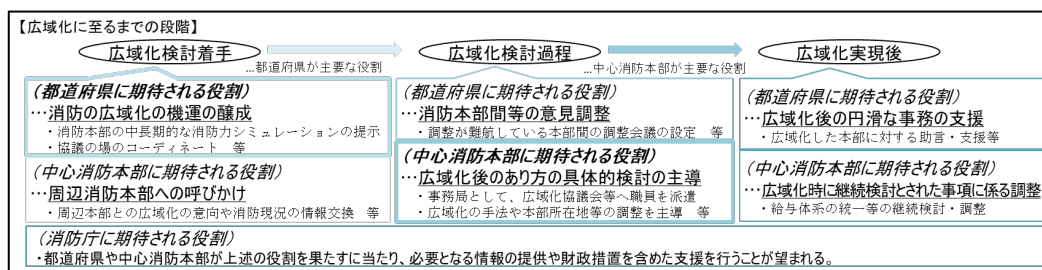
消防庁においては、これまでも広域化の実績がある消防本部の職員をアドバイザーとして委嘱し、助言や情報提供等を行う消防広域化推進アドバイザー制度を運用しているほか、広域化の実現に取り組む消防本部の財政負担を軽減するための財政措置を講じている。

消防本部や都道府県からも、広域化推進に当たって消防庁に求める支援として、広域化推進アドバイザー制度の継続や財制措置の拡充を求められている。

今般、(2)(3)で述べたような役割を果たす中心消防本部や都道府県に対して、広域化の検討を促進するため、各地域における広域化の必要性の共有や広域化の論点整理に資する情報の積極的な提供等による検討のきっかけ作り、財政措置を含めた支援を行うことが望まれる。

図第3-12 消防の広域化の実現に至るまでの各主体に期待される役割

(中心消防本部を決める場合のイメージ)



第4章 消防の連携・協力の推進方策

1 消防の連携・協力推進の基本的考え方

(1) これまでの消防の連携・協力の位置付け

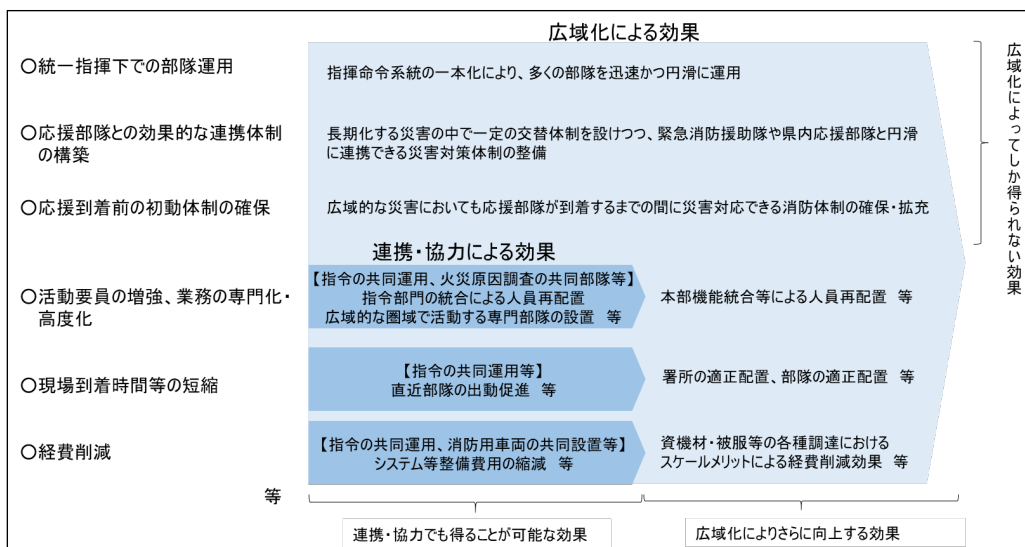
離島や他の地域との交通が不便であるなど、地理的な要因により消防の広域化の実現にはなお時間を要する地域もある。そのような地域であっても、事務を区分しその性質に応じて個別に連携・協力することで、消防力の維持・強化を図ることが可能となる。

広域化が実現しなかった理由として「地理的要因により広域化の効果を得られない」と回答した86本部についても、その約7割となる53本部から、連携・協力を行うことにより消防力の確保・充実に効果がある旨の回答があった。広域的に、また離島等を含めて、指令の共同運用が行われている事例もあり、地理的要因等により広域化がすぐには困難と考えている本部に対して、まず連携・協力を促進することは、消防力の維持・確保に向けて、引き続き有効である。

例えば、消防指令センターの共同運用により指令員の効率的な配置が行われることで現場要員の増強につながるほか、消防用車両の共同整備により管轄区域の拡大等に伴って多様な災害対応が可能となる。

ただし、図第4-1のように、部隊運用については、広域化により指揮命令系統の一本化ができ、多くの部隊の迅速かつ円滑な運用が可能となる一方で、連携・協力のみによっては指揮命令系統の一本化はできず、その効果は生じない。また、現場到着時間等については、広域化により署所や部隊の適正配置や直近指令等多様な取組ができ、より高い短縮効果を得られる一方で、指令の共同運用にとどまる場合は、直近部隊の出動促進と部分的な短縮効果が得られるにすぎない。

図第4-1 消防の広域化、連携・協力による効果（イメージ）

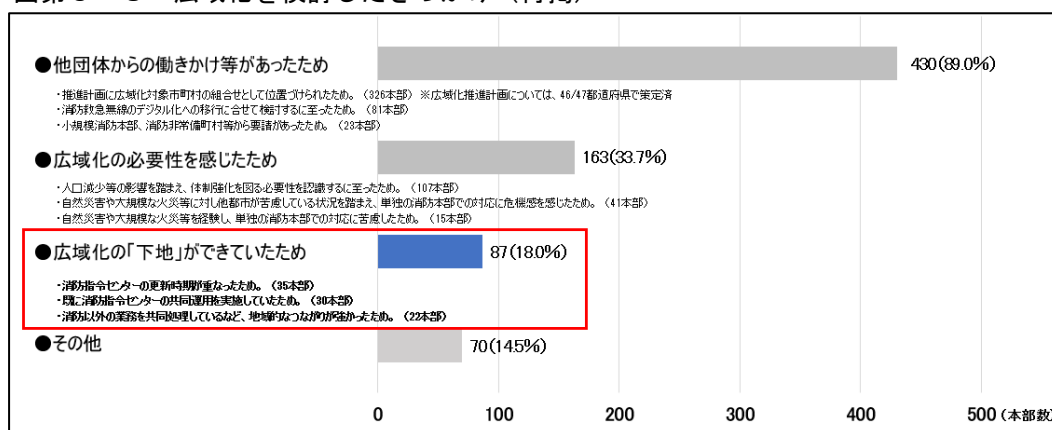


このように連携・協力によって得られる消防力の維持・強化につながる直接的効果は限定的であるものの、連携・協力により、消防力の維持・強化の最も有効な手段である広域化を実現していくための、以下のような下地が形成されることも事実である。

- ・ 職員間のつながりや意識の共有
- ・ 広域的に消防事務を行うことの効果の実感
- ・ 共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積

広域化の実現までの検討状況について、令和4年度に消防庁が実施した消防本部への実態調査によると、広域化を検討したきっかけとして、既に消防指令センターの共同運用を行っていたためといった、「広域化の下地ができていたため」が一定数あったところである。

図第3-8 広域化を検討したきっかけ（再掲）



一方で、同調査によると、指令の共同運用を実施済み又は検討中の本部の広域化に対する認識として「将来的な広域化を見据えている」が約15%、「広域化を見据えていない」が約40%であったことから、指令の共同運用のみでは必ずしも広域化を実現していくための下地として十分ではないことが明らかになった。

ただし、平成31年以降広域化に至った6地域のうち5地域は広域化の実現前から、指令の共同運用に限らず、職員交流や合同訓練等、多様な連携・協力の取組を実施しており、これらが相まって広域化を実現していくための下地となったものと考えられる。

表第4-1 連携・協力（指令の共同運用等）から広域化につながった事例

広域化	広域化消防本部	広域化前の旧消防本部	指令の共同運用
H31.4.1	あぶくま消防本部(宮城県)	・岩沼市消防本部 ・亶理地区行政組合消防本部	×
H31.4.1	久留米広域消防本部(福岡県)	・久留米広域消防本部 ・大川市消防本部	○
R3.4.1	堺市消防局(大阪府)	・堺市消防局 ・大阪狭山市消防本部	× ※1
R3.4.1	高岡市消防本部(富山県)	・高岡市消防本部 ・水見市消防本部	○ ※2
R4.4.1	茅ヶ崎市消防本部(神奈川県)	・茅ヶ崎市消防本部 ・寒川町消防本部	○ ※3
R5.4.1	上尾市消防本部(埼玉県)	・上尾市消防本部 ・伊奈町消防本部	○ ※4

過半数の地域が
広域化に先んじて
指令の共同運用
を実施

＜指令の共同運用以外の連携・協力等の取組＞

※1 堺市消防局の広域化前の取組
令和元年10月より、はしご車の共同運用を実施
また、堺市消防局から大阪狭山市消防本部へ消防長ポストに職員派遣を実施

※2 高岡市消防本部の広域化前の取組
平成27年6月より、県西部の消防本部同士の連携を図ることを目的に、高岡市消防本部/水見市消防本部/砺波地域消防組合消防本部/射水市消防本部の4消防本部で『県西部消防機関連絡会議』を創設し、消防の各分野ごとに情報交換や合同訓練を実施

※3 茅ヶ崎市消防本部の広域化前の取組
茅ヶ崎市消防本部と寒川町消防本部間で職員交流を実施
また、消防分野以外でも、平成24年4月より寒川広域リサイクルセンターの本稼働を開始し、茅ヶ崎市と寒川町から収集した資源物を選別・圧縮して再生業者へ引き渡すまでの中間処理を実施

※4 上尾市消防本部の広域化前の取組
上尾市消防本部と伊奈町消防本部間で職員交流を実施
また、消防分野以外でも、「上尾・伊奈広域行政協議会総会」を開催するなど、広域行政の協議を実施

(「消防本部への聞き取り調査(令和5年実施)」に基づき作成)

(2) 今後の消防の連携・協力の推進の考え方

こうしたことから、多様かつ複数の連携・協力の取組を進めることで、複数の分野における消防力の維持・強化につなげるとともに、結果として消防力の維持・強化の最も有効な手段である広域化の実現に段階的につなげていくことが望ましい。

そこで、現行の連携・協力の6類型を概観すると、消防力の維持・強化の直接的な効果が見込める①指令の共同運用、②消防用車両等の共同整備、③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力及び④境界付近における消防署所の共同設置の中でも、①指令の共同運用については、経費削減や指令員の効率的配置に伴う現場要員の増強等の効果が十分認識されているため実施実績は多い一方で、その他の3類型については一定の効果は期待できるものの実施に当たり負担が大きく、実現を目指す消防本部に限られるため、実施実績は少ないところである。

また、消防力の維持・強化に間接的効果が見込める⑤専門的な人材育成の推進及び⑥応援計画の見直し等による消防力の強化の2類型については、実施実績は比較的多いものの、連携・協力の類型として十分認識されていない。

これらを踏まえると効果が十分認識され実施実績もある①指令の共同運用については、消防本部のニーズも高いことから、引き続き推進するとともに、より消防力の維持強化の効果が見込める、直近指令やゼロ隊運用

といった高度な運用への取組を促す必要がある。また、一定の効果は期待できるものの実現を目指す消防本部に限られる②から④までの類型については、ニーズに応じてより取り組みやすい内容に見直す必要がある。

実施実績はあるものの連携・協力の類型として十分認識されていない⑤及び⑥については、現場の実態を踏まえ、改めて取組内容を整理し効果を明らかにする必要がある。

このように、消防本部がより連携・協力に組みやすいよう6つの類型を再編整理することにより、段階的に多様かつ複数の類型の実現が可能となると見込まれる。

この結果、広域化を実現していくための下地が積み重なり、将来的に広域化の必要性が認められた場合、協議・調整が円滑に進むことが期待される。

2 消防の広域化につながる、連携・協力の多様なタイプのあり方

(1) これまでの消防の連携・協力の類型

現行の連携・協力基本指針に示されている連携・協力は、以下の6類型である。

①指令の共同運用

複数の消防本部が消防指令センターを共同で設置・運用することにより、一元的に全ての管轄区域内的の災害情報を把握し出動指令を行う。これにより、以下の効果があり、消防本部の規模の大小によらず、特に境界付近における消防力の強化を図ることができ、現場到着時間の短縮などによる住民への安全安心の提供につながる。

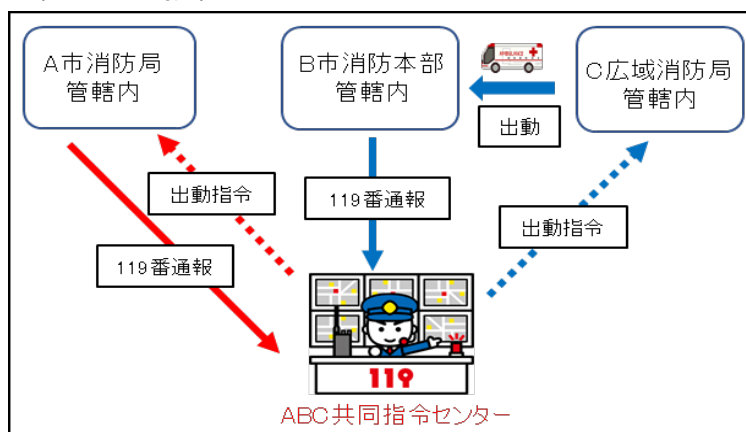
<効果>

- ・迅速・円滑な応援出動体制の確保
- ・指令人員の削減による、現場要員の充実
- ・消防指令センターの整備費・維持費の削減
- ・小規模な消防本部でも高度な指令システムを導入可能

<実施状況（令和5年4月1日現在）>

46 地域 193 本部

図第4-2 指令の共同運用イメージ



※令和5年4月1日現在、指令の共同運用を行う46地域のうち過半数の25地域においては、現場到着時間の短縮に高い効果がある高度な運用（直近指令・ゼロ隊運用）が実施されていない。（未実施の消防本部からは広域化の場合と同様、消防力の流出等を懸念する声があった。）

表第4-2 指令の共同運用「高度な運用」の実施状況（令和5年4月1日現在）

		直近指令		合計
		実施	未実施	
ゼロ隊運用	実施	10	8	18
	未実施	3	25	28
	合計	13	33	46

（「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」に基づき作成）

- ・直近指令：管轄区域に関係なく、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行う運用
- ・ゼロ隊運用：自消防本部において出動可能な隊が0になった場合、共同運用している他の本部の隊に自動で出動指令を行う運用

なお、消防庁において指令システム等の高度化やクラウド化に向けた検討が行われており、これらのシステム更新等の機会を捉え、指令の共同運用に取り組むことも期待される。

②消防用車両等の共同整備

複数の消防本部がはしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両を共同で整備することにより、全ての管轄区域内の災害に対応する。これにより、以下の効果があり、特殊な車両を単独整備できない小規模な消防本部はもちろんのこと、出動頻度の高くない車両を有する比較的大規模な消防本部においても、車両運用の効率化や整備費用等の有効活用に資することから消防力の強化を図ることができ、住民への安全安心の提供につながる。

なお、消防用車両等の共同整備の際は、共同整備を行う車両の運用実態を踏まえた、必要な台数の整備が求められる。

<効果>

- ・複雑化・多様化する災害への対応能力の向上
- ・車両の整備費・維持管理費の削減

<実績（令和5年4月1日現在）>

9地域19本部

※未実施の消防本部からは、既にはしご自動車等を自前で整備している、管轄内ではしご自動車等が必要となる機会がほぼないなどの声があった。

③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における

消防の連携・協力

高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、広域的な圏域での共同実施や、調査隊の共同設置等を行うもの。これにより、以下の効果があり、専従職員を配置できないような小規模な消防本部はもちろんのこと大規模な消防本部においても、他本部との連携や情報交換による知識技術の向上、予防業務の高度化に資することから、火災等の事前予防の強化につながる。

<効果>

- ・複雑事案への対応能力の向上

※「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書」（令和4年6月）には、「消防法令違反については、これまで以上に命令や告発等の法的手段による厳格な措置を行い、早期の是正を徹底すべき」旨が示されており、命令、告発等の法的手段による厳格な措置をためらいなく行うためには、マニュアル等の整備に加え、職員の対応能力の向上も不可欠である。

<実績（令和5年4月1日現在）>

3地域 20本部

※未実施の消防本部からは、連携・協力の類型であるという認識がない、複雑な事案の経験がなく必要性を感じていないなどの声があった。

④境界付近における消防署所の共同設置

複数の消防本部が管轄区域の境界付近において署所を共同設置することにより、管轄区域を問わず境界付近で発生した全ての災害に対応する。これにより、以下の効果があると考えられるものの、実施実績はない。

<効果>

- ・効果的・効率的に境界付近の消防力を確保
- ・署所の整備費、維持管理費の削減

<実績（令和5年4月1日現在）>

0本部

※未実施の消防本部からは、管轄境界付近に消防署所を共同設置することは困難などの声があった。

⑤専門的な人材育成の推進

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能の蓄積がある地域の

核となる中心的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れるもの。これにより、以下の効果があり、職員を研修生として派遣する小規模な消防本部においてはもちろんのこと、大規模な消防本部においても、他消防本部の地域の実情の把握や情報交換による知識技術の向上に資することから、消防力の強化、ひいては消防サービスの向上につながる。

<効果>

- ・近隣消防本部間の消防力の格差の是正

<実績（令和5年4月1日現在）>

34本部

⑥ 応援計画の見直し等による消防力の強化

複数の消防本部が、応援計画（相互応援に必要な事項や内容を定めたもの）の見直しや共同訓練、車両・資機材の配備調整を行うことにより、それぞれの管轄区域内で発生した大規模災害に迅速・的確に対応する。これにより、以下の効果があり、消防本部の規模の大小によらず、他本部との密接な連携体制が構築され、応援出動の効率化等に資することから、域内の住民の安全安心の向上につながる。

<効果>

- ・特に大規模災害発生時に必要な部隊の効果的運用・配置

<実績（令和5年4月1日現在）>

- ・相互応援協定に基づく共同訓練：189本部で実施
- ・相互応援協定に基づく車両・資機材の配備調整：9本部で実施（車両整備時期の調整）

以上の連携・協力の6類型の効果をまとめると、表第4-3のとおりである。

表第4-3 これまでの連携・協力による効果

既存の連携・協力の類型	広域化、連携・協力による効果						広域化による効果		
	現場到着時間の短縮	部隊運用効率化	多様な災害への対応	活動要員の増強	業務の高度化・専門化	経費削減	統一指揮下部隊運用	緊急消防援助隊受援体制の構築	応援到着前の初動体制の確保
①指令の共同運用	△※	△※	-	○	-	○	-	-	-
②消防用車両等の共同整備	-	-	○	-	-	○	-	-	-
③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力	-	-	-	-	○	-	-	-	-
④境界付近における消防署所の共同設置	○	-	-	-	-	○	-	-	-
⑤専門的な人材育成の推進	-	-	-	-	○	-	-	-	-
⑥応援計画の見直し等による消防力の強化	-	○	-	-	-	-	-	-	-

※主に高度な運用を行っている場合における効果

(2) 消防本部の実施状況等を踏まえた新たな消防の連携・協力の類型

令和5年3月に全消防本部を対象に、既存の連携・協力の類型以外の連携事業や消防本部から新たに連携・協力として取り組むことを望むものについて調査するため、「市町村の消防の連携・協力に係る取組状況等の調査」を実施した。この結果のうち、主なものについて、以下のとおり示す。

①部隊活動の高度化・共同化

<概要>

- ア 複数の消防本部が協議会等を設置し、定期的に共同訓練を実施する。
- イ 複数の消防本部が現場活動要領を統一し、戦術や安全管理体制に関する認識を共有する。

<効果>

- ・知識や技術の向上（警防体制の高度化）
- ・相互応援における活動の効率化
- ・大規模災害時での緊急消防援助隊都道府県大隊の活動の円滑化

<先進取組事例（令和5年4月1日現在）>

- ア 訓練の共同実施（協議会等を設置し定期的に実施）：61本部
- イ 現場活動要領の統一：35本部

②特殊な救助等専門部隊の共同設置

<概要>

複数の消防本部が高度な技術や知識が求められる水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊、ドローン隊などを共同設置し、それに伴い必要な

資機材も共同整備する。

<効果>

- ・ 特殊な災害への対応能力の向上
- ・ 専門的な人材の育成
- ・ 資機材の整備費・維持費の削減
- ・ 若年職員の意識向上や職場としての魅力向上

<先進取組事例（令和5年4月1日現在）>

0 本部

※10 本部から既存の連携・協力以外に考えられる「新たに考えられる連携・協力」としての意見があった。

③資機材等の共同整備

<概要>

複数の消防本部が使用頻度が限られる高度な消防用資機材（救助用資機材等）や起震車などを共同整備する。

<効果>

- ・ 資機材等の効率的な配置と運用
- ・ 資機材等の整備費・維持費の削減

<先進取組事例（令和5年4月1日現在）>

ア 消防用資機材の共同整備：5本部

イ 起震車の共同整備：3本部

以上の連携・協力の3種類の効果をまとめると、表第4-4のとおりである。

表第4-4 消防本部の実施状況等を踏まえた新たな連携・協力による効果

新たな連携・協力の類型	広域化、連携・協力による効果						広域化による効果		
	現場到着時間の短縮	部隊運用の効率化	多様な災害への対応力向上	活動要員の増強	業務の高度化・専門化	経費削減	統一指揮部下での部隊運用	緊急消防援助隊受援体制の構築	応援到着前の初動体制の確保等
①部隊活動の高度化・共同化 ・訓練の定期的な共同実施 ・現場活動要領の統一	-	○	○	-	○	-	-	-	-
②特殊な救助等専門部隊の共同設置 (水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等)	-	○	○	-	○	○	-	-	-
③資機材等の共同整備	-	-	○	-	○	○	-	-	-

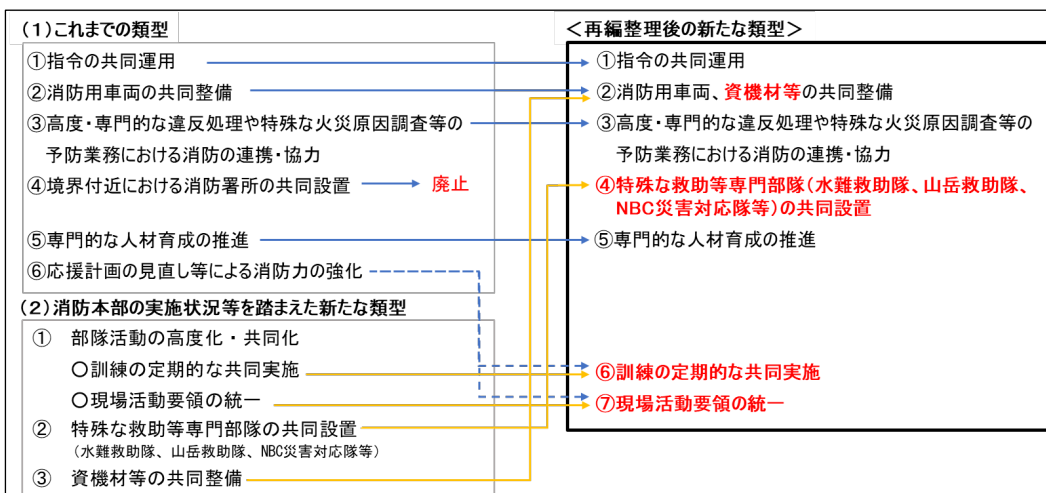
(3) 消防の連携・協力の類型の再編整理

(1) (2) を踏まえ、連携・協力の現行の 6 類型を以下に掲げる 7 類型に再編整理することが適当である。具体的には、(1) ②消防用車両の共同整備と(2) ③資機材等の共同整備を合わせ、新たに②消防用車両、資機材等の共同整備とする。また、実績がなく、今後の実施の可能性が低い(1) ④境界付近における消防署所の共同設置は廃止し、(2) ②により、新たに④特殊な救助等専門部隊(水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等)の共同設置を置く。さらに、(1) ⑥応援計画の見直し等による消防力の強化については、連携・協力としての取組内容が消防本部に適切に認識されていないことから、その取組内容を具体化するため、(2) ①部隊活動の高度化・共同化と合わせて、⑥訓練の定期的な共同実施及び⑦現場活動要領の統一に発展的に解消する。

<新たな消防の連携・協力の類型>

- ①指令の共同運用
- ②消防用車両、資機材等の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力
- ④特殊な救助等専門部隊(水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等)の共同設置
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥訓練の定期的な共同実施
- ⑦現場活動要領の統一

図第 4-4 連携・協力の再編整理



消防庁においては、これまでも消防広域化推進アドバイザーの派遣や財政措置等を通じて、消防本部の連携・協力に関する必要な支援に取り組

んできたところである。

さらに、前述のとおり、令和5年中には、広域化や連携・協力による現場到着時間の短縮効果を数値化、視覚化する消防用車両出動シミュレーションシステムの運用が開始される予定であり、これを活用し、地域における広域化や連携・協力の検討を進めていくことが期待される。

また、今後、消防の連携・協力の類型を再編整理し、促進していくに当たっては、これらの取組や優良事例の横展開等に加え、財政措置により支援することが望まれる。

おわりに

日々の消防・救急活動の中では、現場到着時間の短縮や初動体制の強化の必要性を感じる場面は限定的であり、各消防本部においては、組織部隊運営の大幅な見直しや多数の関係者との膨大な調整を要する消防の広域化や連携・協力に向けた検討に着手することに慎重にならざるを得ないかもしれない。

しかしながら、将来に目を向けたとき、消防が地域・住民に対して果たすべき責任を十分に果たすことができる体制を維持・確保していくことができるだろうか。

人口減少という静かなる有事において、全国的な人手不足が進む中、未来の消防を担い、地域・住民を守る人材を継続的に確保していかなければならない。高齢化の進展に伴う救急需要の増加等に十分対応可能な救急搬送体制を維持・確保していかなければならない。そして、まだ見ぬ大規模な自然災害が発生した場合には、迅速・的確な初動体制を構築し、域外からの応援と円滑に連携することで、住民の生命、身体及び財産を守らなければならない。

こうした消防に求められる要請に応じていくためには、住民の視点に立って広域化の必要性を考え、検討を行うことが重要である。今後、人口減少・少子高齢化が着実に進んでいく中で、いざ、困難に直面したときに初めて検討に着手するのでは、遅きに失することになりかねない。

本報告書がそれぞれの地域において、将来にわたり、住民の生命・身体・財産を保護するための体制に関する検討に着手するきっかけの一つとなれば幸いである。

また、消防の広域化等の推進に関する検討はこれで終わりではない。

今後、今回取り上げたもの以外の懸念や課題が大きな問題として現れることも考えられる。また、変化の激しい社会情勢等の中、消防に対する社会的な要請が高まることにより、消防力の維持・確保の必要性がより高まっていくことや、地域によって消防に求められるものが多様化することも考えられる。

このような変化の中にあっては、先入観や過去の取組にとらわれることなく、消防本部や地域の声に耳を傾けつつ、消防の広域化の進捗状況等も踏まえながら、地域に応じた、又は時代に即した消防力の維持・強化のための消防体制の構築について、検討し続けていくことが重要である。これにより消防が将来においても、住民を守る存在であり続けることを願っている。

参 考 资 料

「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」開催要綱

1 目的

人口減少、災害の激甚化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力を維持・強化していくため、消防の広域化推進期限（令和6年4月1日）後における消防の広域化や連携・協力による消防体制の構築の必要性、促進策等に関し検討を行うもの。

2 名称

本検討会の名称は、「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」（以下「検討会」という。）とする。

3 検討項目

- (1) 消防の広域化や連携・協力による消防体制の構築の必要性
- (2) 消防の広域化、連携・協力の促進策
- (3) その他、消防の広域化、連携・協力の推進に必要な事項について

4 検討会構成員

検討会の構成員は別紙のとおりとする。

5 座長

- (1) 検討会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

6 任期

座長及び委員の任期は、委嘱の日から本検討会の運営期間までとする。

7 議事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に検討会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

8 雑則

- (1) 検討会の庶務は、総務省消防庁消防・救急課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

(3) 検討会の会議は、原則として公開しないが、検討会の会議終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。

ただし、座長が必要があると認めるときは、配布資料の一部を非公開とすることができる。

消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会 委員名簿

(敬称略：五十音順)

磯打 千雅子	香川大学創造工学部特命准教授
井田 知也	近畿大学経済学部国際経済学科教授
伊藤 正次	東京都立大学大学院法学政治学研究科教授
大石 健二	北海道とちち広域消防局長
角田 悠紀	富山県高岡市長
木村 俊雄	神奈川県寒川町長
小池 重一	大阪府危機管理室長（～令和5年3月）
西 俊光	大阪府危機管理室長（令和5年4月～）
(座長) 原田 久	立教大学法学部教授
廣井 悠	東京大学先端科学技術研究センター教授
福田 和幸	熊本県熊本市消防局長
本山 和平	高知県高知市消防局長
山崎 剛	茨城県防災・危機管理部長
オブザーバー 吉田 敏治	全国消防長会事務総長

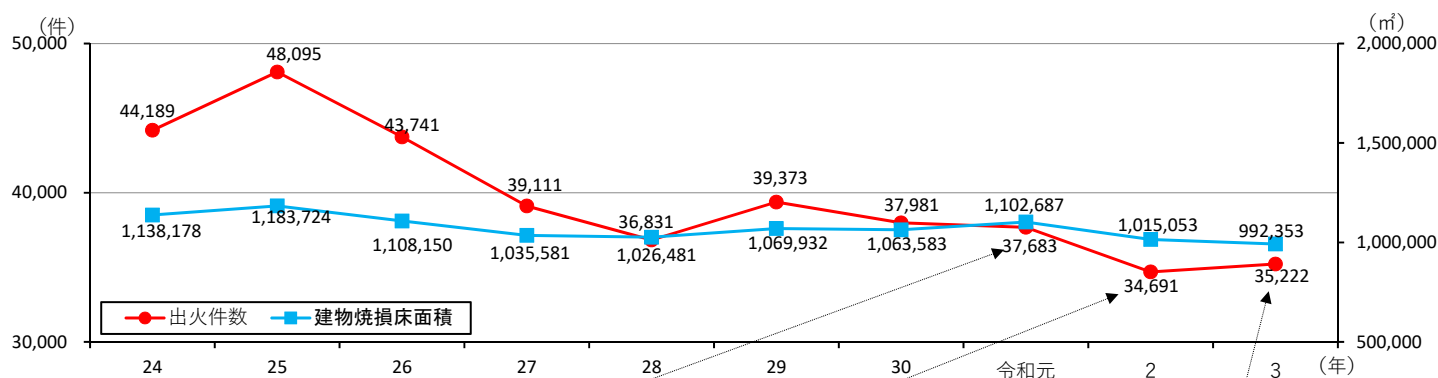
消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会 開催実績

回数	開催日	議題等
第1回	令和5年1月27日（金）	<ul style="list-style-type: none"> （1）消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会について （2）消防の広域化に関するこれまでの取組について （3）消防を取り巻く社会環境等の変化について （4）近年の災害状況の変化等について
第2回	令和5年3月1日（水）	<ul style="list-style-type: none"> （1）本検討会における論点について （2）消防の広域化等の必要性について
第3回	令和5年3月27日（木）	<ul style="list-style-type: none"> （1）消防の広域化の推進に係る課題と対応 （2）広域化の好事例（事例発表）について <ul style="list-style-type: none"> ・高岡市「高岡市における消防広域化等の取り組み」 ・熊本市消防局「熊本地震への対応における広域化の効果」 ・大阪府危機管理室「大阪府における消防広域化等の取り組み」
第4回	令和5年4月27日（木）	<ul style="list-style-type: none"> （1）消防の連携・協力の推進方針 （2）連携・協力の好事例（事例発表）について <ul style="list-style-type: none"> ・千葉市消防局「消防指令業務共同運用の取組等について」 ・茨城県防災・危機管理部「いばらき消防指令センターに係る茨城県の関わりについて」 ・伊賀市消防本部・名張市消防本部「伊賀市・名張市連携・協力の取組み」
第5回	令和5年6月2日（金）	消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会報告書（案）について

近年の災害状況の変化等

出火件数等の推移

- ストーブやガスコンロへの安全装置の義務付け、喫煙者数の減少等により、出火件数は減少傾向にある。
- 一方で、焼損床面積についてはほぼ横ばいとなっているものの、大規模火災は依然として発生している。



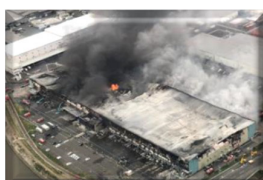
<近年の特異な火災等>

○京都アニメーション第1スタジオ火災



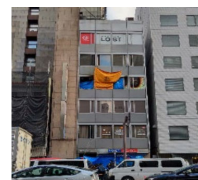
発生日：令和元年7月18日
 火災建物：鉄筋コンクリート造3階建て
 火災被害：死者3名、負傷者34名（容疑者以外）

○宮城県岩沼市倉庫火災



発生日：令和2年4月30日
 火災建物：鉄骨造2階建て
 火災被害：延べ約43,836.39㎡ 全焼
 （死傷者等なし）

○大阪市北区ビル火災



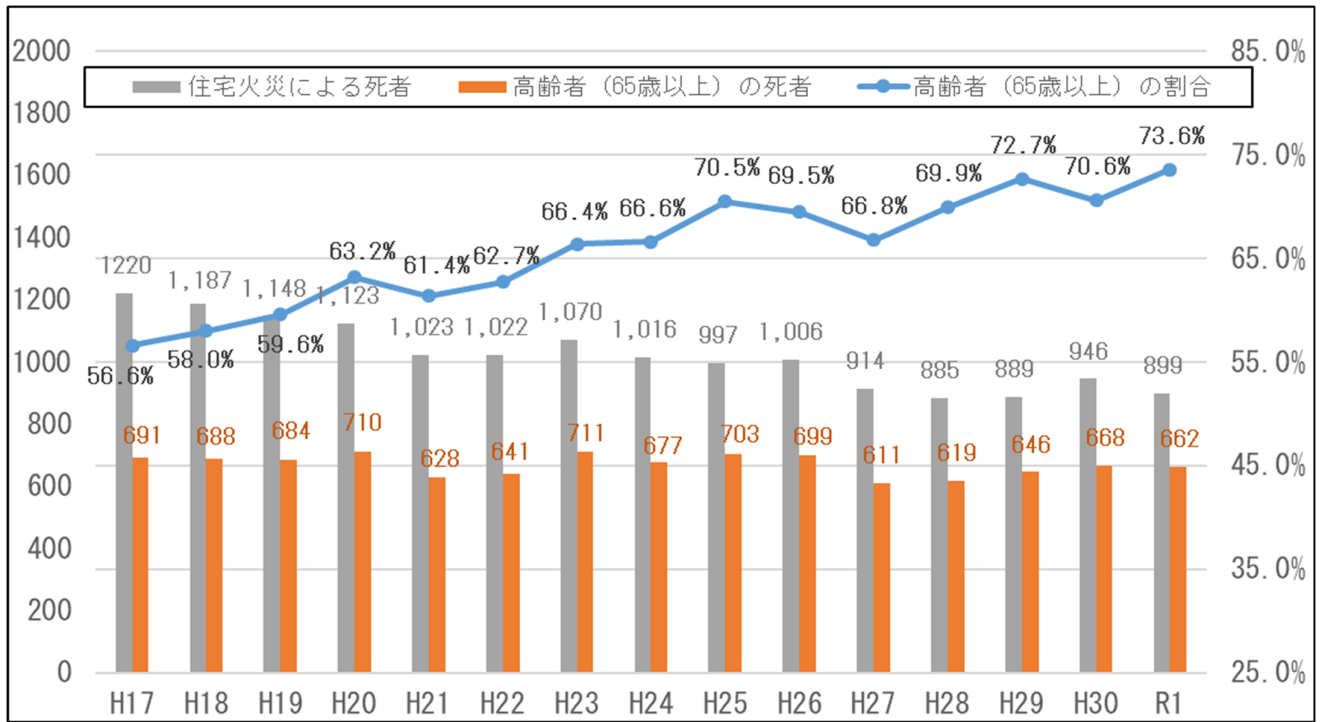
発生日：令和3年12月17日
 火災建物：鉄骨鉄筋コンクリート造8階建4階
 火災被害：死者27名、負傷者1名

住宅火災における死者数の推移

住宅火災による死者数は減少傾向にある一方で、65歳以上の高齢者の死者数は横ばいとなっており、その占める割合は増加の傾向が見られる。

(火災件数：件)

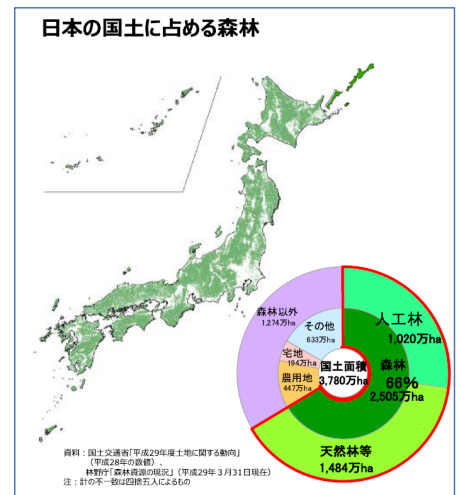
(高齢者割合：%)



(出典) 高齢者の生活実態に対応した住宅防火対策のあり方に関する検討部会報告書概要(令和2年度)

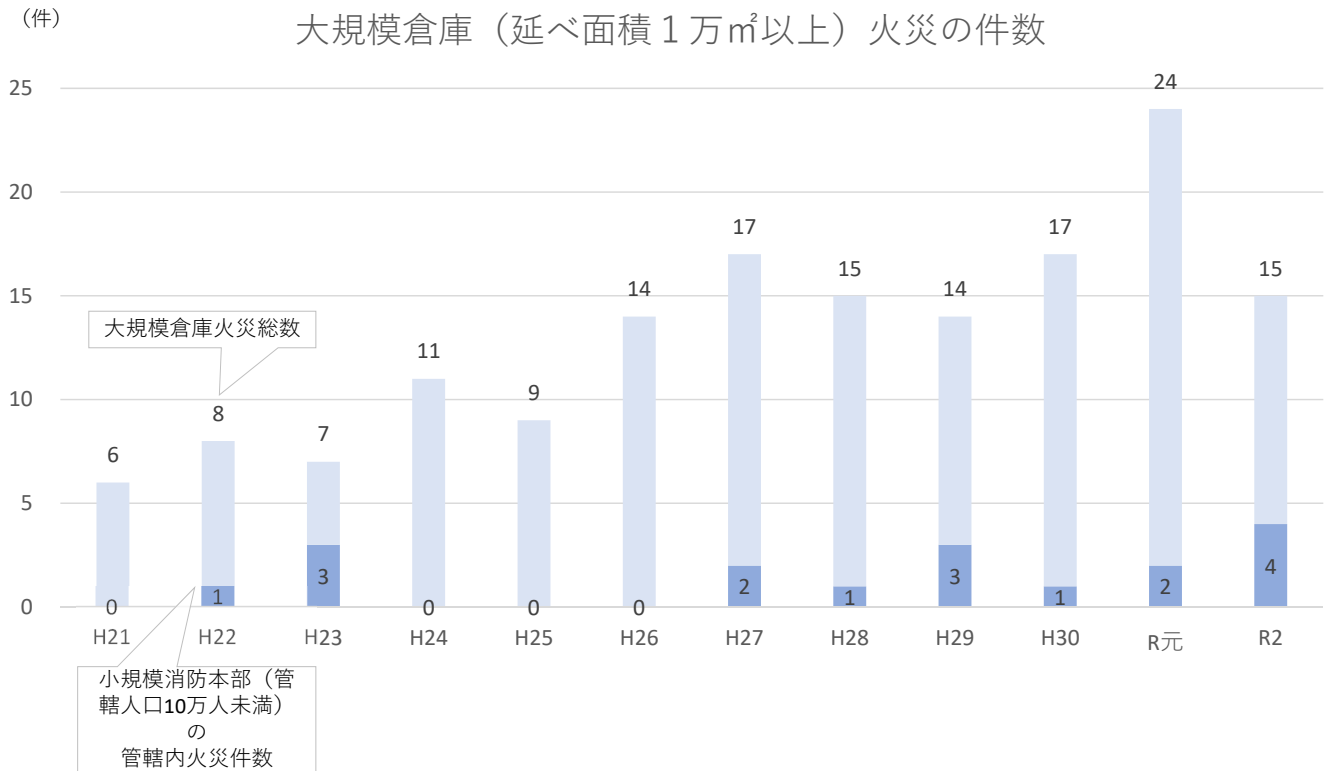
林野火災について

林野火災件数は横ばい傾向であり、継続して大規模林野火災が発生しているため、国土の約66%を森林が占めている我が国においては、これまでと同様の警戒・対応が必要。



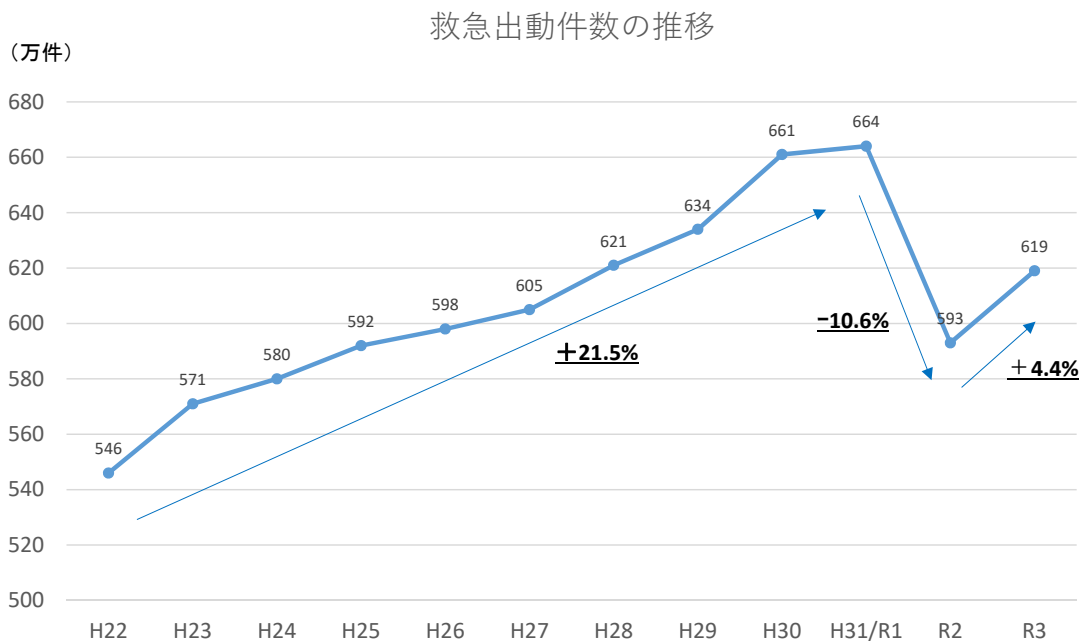
大規模倉庫火災について

- 大規模倉庫（延べ面積 1 万㎡以上）における火災の件数は増加傾向にある。
- 小規模消防本部（管轄人口10万人未満）の管轄内においても、近年、継続的に大規模倉庫火災が発生している。



救急需要の推移①

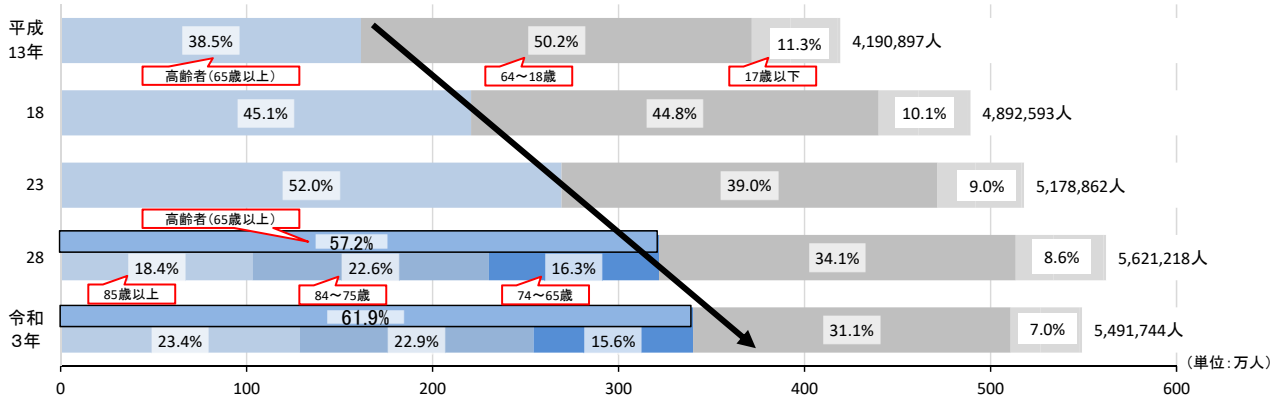
救急出動件数は、コロナ禍による外出自粛等の影響により令和2年に一度は減少に転じるも、平成23年以来10年間、増加の傾向にある。



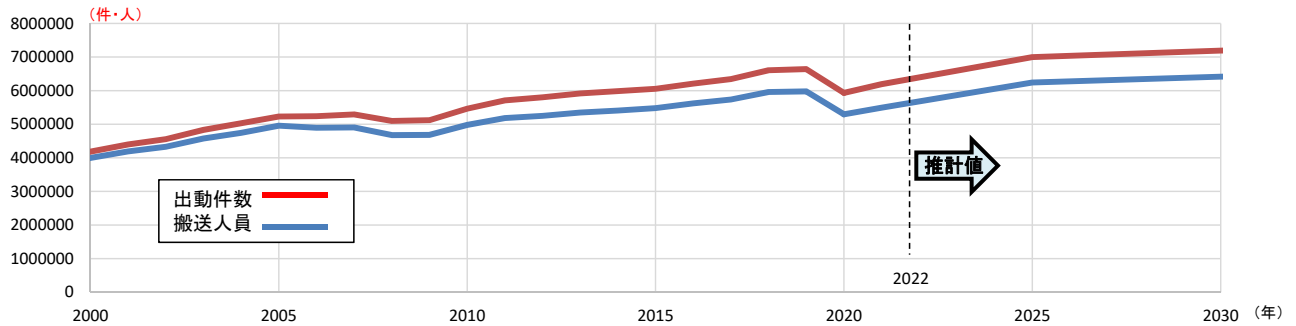
救急需要の推移②

○救急搬送の大部分を65歳以上の高齢者の搬送が占めており、特に75歳以上の割合が高い。
 ○そのため、高齢化の進展に伴い、救急出動件数・救急搬送人員は増加の傾向にあり、今後も増加が予想される。

年齢区分別搬送人員と5年ごとの構成比の推移

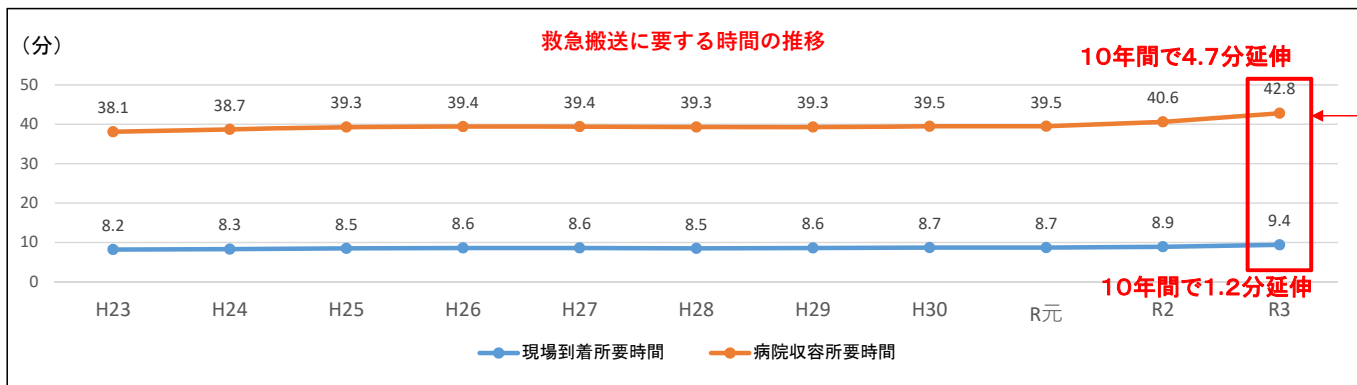


救急出動件数・救急搬送人員の推移と将来推計

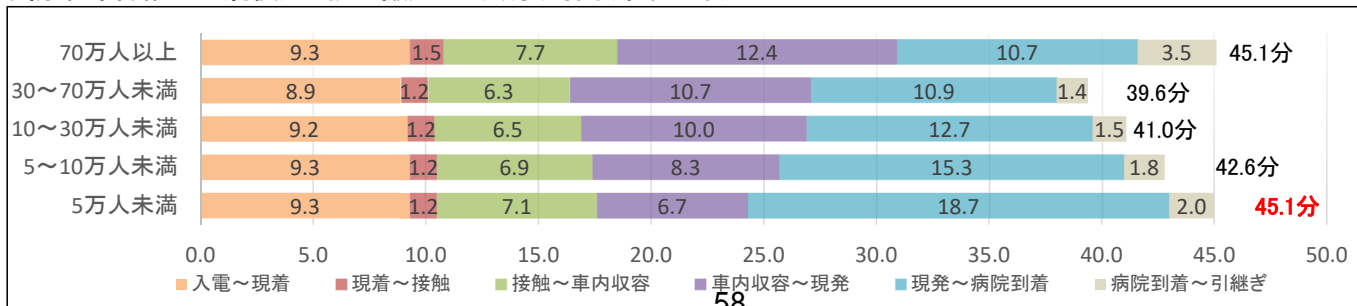


規模別搬送時間について

○救急搬送に要する時間（現場到着所要時間・病院収容所要時間）は延伸傾向にある。
 ○特に管轄人口10万未満の小規模消防本部は、管轄人口10万以上の消防本部と比べ、救急搬送に要する時間が長くなっている。



消防本部管轄人口規模別 救急搬送平均所要時間(令和3年)



新型コロナウイルス感染症①

○令和元年から、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行した。
○消防本部においては、これに伴い、救急需要が増加するとともに、救急搬送困難事案が多数発生している。

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

報告日別新規陽性者数

令和5年1月23日0時時点



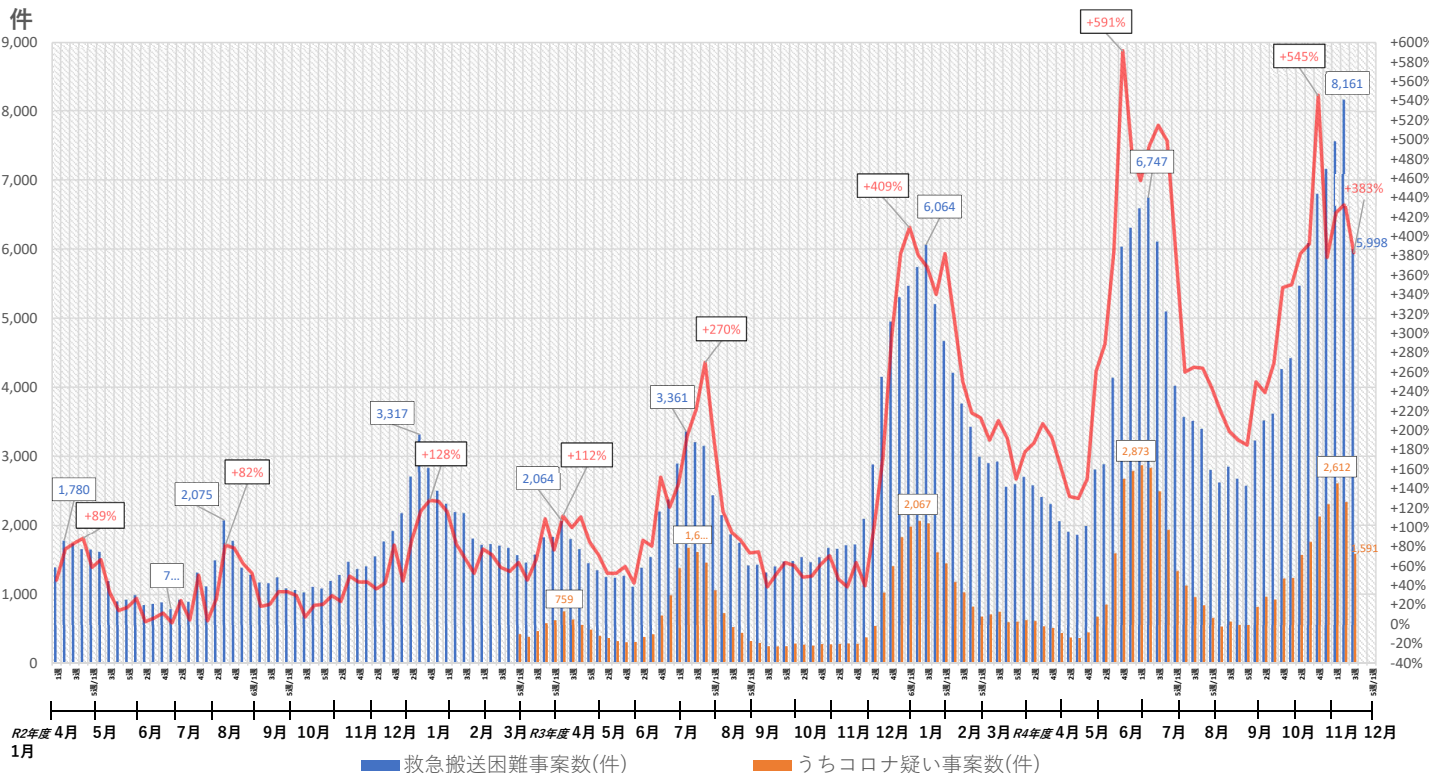
※1 都道府県から数日分まとめて国に報告された場合には、本来の報告日別に過去に遡って計上している。なお、重複事例の有無等の数値の精査を行っている。
※2 令和2年5月10日まで報告がなかった東京都の症例については、確定日に報告があったものとして追加した。
※3 各自治体のプレスリリース及びHER-SYSデータを基に集計しているため、自治体でデータの更新が行われた場合には数値が変動することとなる。
※4 広島県においては、HER-SYS入力時間が他の都道府県と異なることから、厚生労働省の集計値と広島県の発表値とで1日ずれが生じていることに留意。

(出典：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の国内発生動向（※報告日別新規陽性者数）：2023年1月23日掲載分」)

新型コロナウイルス感染症②

各消防本部からの救急搬送困難事案に係る状況調査（抽出）の結果（各週比較）

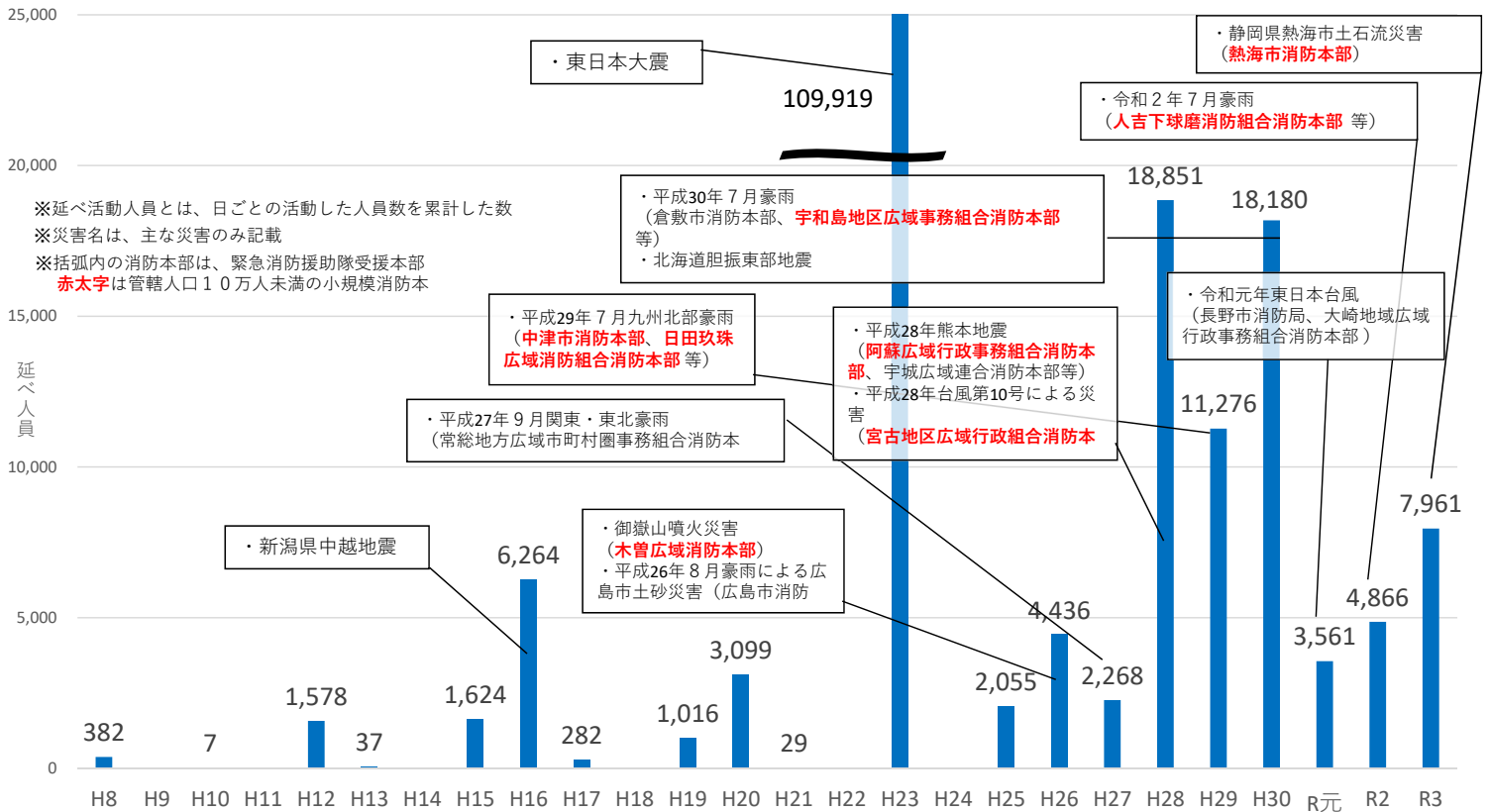
R5.1.24
総務省消防庁



※1 本調査における「救急搬送困難事案」とは、救急隊による「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」の事案として、各消防本部から総務省消防庁へ報告があったもの。なお、これらのうち、医療機関への搬送ができなかった事案はない。
※2 調査対象本部＝政令市消防本部・東京消防庁及び各都道府県の代表消防本部 計52本部
※3 コロナ疑い事案＝新型コロナウイルス感染症疑いの症状（体温37度以上の発熱、呼吸困難等）を認めた傷病者に係る事案
※4 医療機関の受入れ体制確保に向け、厚生労働省及び各都道府県等と状況を共有。
※5 この数値は速報値である。
※6 本調査には保健所等により医療機関への受入れ照会が行われたものは含まれない。

緊急消防援助隊の延べ活動人員数

近年、緊急消防援助隊の活動人員数の増加が顕著であり、大規模災害が頻発している。



災害の大規模化・長期化・複雑化

- 災害の激甚化・複雑化が進み、緊急消防援助隊の活動の大規模化、長期間化が顕著。
- 緊急消防援助隊の効果的な活動のためには、緊急消防援助隊到着後の受援体制等の十分な構築が必要。

平成22年以前

活動日数	活動日数	活動日数	活動隊数	活動人員
20日～79日	40日	有珠山噴火災害(平成12年)	14隊	65人
	25日	平成15年十勝沖地震ナフサ貯蔵タンク火災	381隊	1,417人
10日～14日	10日	平成16年新潟中越地震	480隊	2,121人

平成23年以降

活動日数	活動日数	活動日数	活動隊数	活動人員
80日以上	88日	東日本大震災(平成23年)	8,854隊	30,684人
20日～79日	26日	平成30年7月豪雨	1,383隊	5,385人
	24日	静岡県熱海市土石流災害(令和3年)	815隊	3,099人
	21日	御嶽山噴火災害(平成26年)	547隊	2,171人
	21日	平成29年7月九州北部豪雨	1,179隊	4,203人
15日～19日	17日	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害	399隊	1,296人
	16日	平成25年台風第26号による伊豆大島の災害	117隊	518人
10日～14日	14日	平成28年熊本地震	1,644隊	5,497人
	12日	令和2年7月豪雨	532隊	1,999人
	10日	平成28年台風第10号	257隊	1,044人

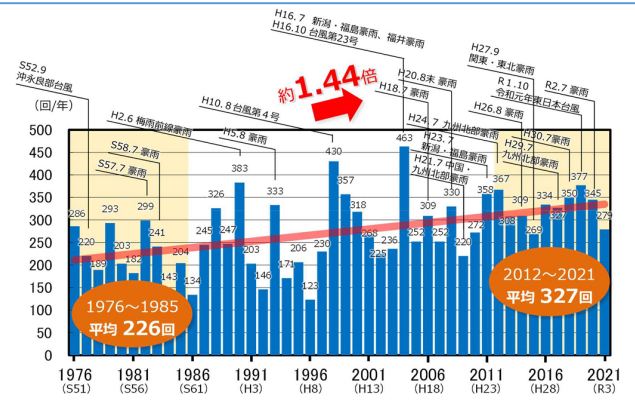
大雨及び短時間強雨の発生頻度

短時間強雨の発生頻度の増加に加え、総雨量1,000mmを超える大雨も頻発しており、また、河川氾濫を引き起こし、広域的な災害となっている。

- ・時間雨量50mmを上回る短時間降雨の**発生件数**が増加。1976～85年と2012～21年の10年間平均比較で、約**1.44倍**に増加。
- ・総雨量**1,000mm以上**の雨も頻発、雨の降り方も**局地化・集中化・激甚化**。（これにより河川氾濫等が発生し、広域的な災害となる）
- ・**気候変動の影響**により、更なる**頻発・激甚化**が懸念。

＜参考＞降雨量変化倍率をもとに算出した、流量変化倍率と洪水発生頻度の変化の一級水系における全国平均値

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍



総雨量1,000mmを超える大雨の発生

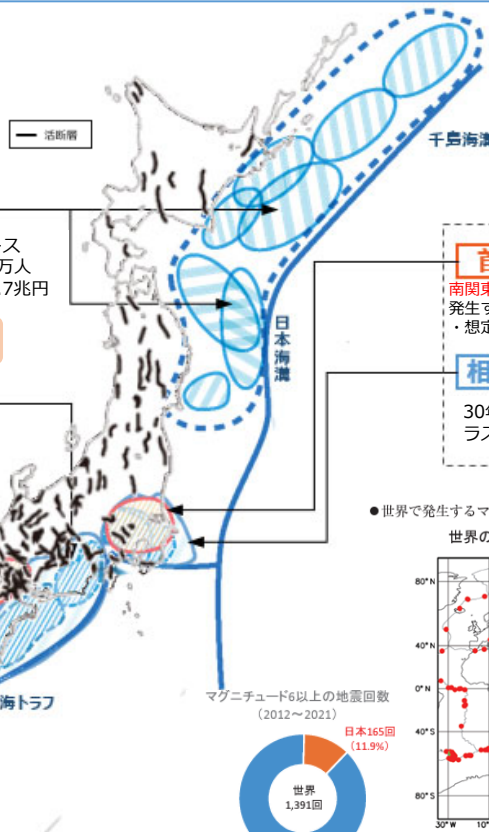
「水害レポート2021,2020（国土交通省）」より

令和3年	令和元年												
<p>令和3年8月11日からの大雨により、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、総雨量が多いところで1,400mmを超える記録的な大雨となった</p> <p>国管理の六角川水系六角川、江の川水系江の川等をはじめ、都道府県管理河川を合わせて29水系88河川で河川からの氾濫等の被害が発生</p> <p>令和3年8月11日からの大雨被害の概要*</p> <table border="1"> <tr><td>死者</td><td>13人</td></tr> <tr><td>全半壊</td><td>1,358棟</td></tr> <tr><td>床上・床下浸水</td><td>6,555棟</td></tr> </table> <p>※令和3年12月14日現在 消防庁調べ</p>	死者	13人	全半壊	1,358棟	床上・床下浸水	6,555棟	<p>令和元年東日本台風により、これまでに経験したことのないような記録的な大雨となり、総雨量は、神奈川県で1,000mmを超えたほか、静岡県では700mm、埼玉県、東京都、高知県で600mmを超えた。河川の氾濫、土砂災害の発生、人的被害等、関東甲信地方、東北地方を中心に広範囲に及んだ</p> <p>令和元年東日本台風被害の概要*</p> <table border="1"> <tr><td>死者</td><td>99人</td></tr> <tr><td>全半壊</td><td>32,036棟</td></tr> <tr><td>床上・床下浸水</td><td>30,368棟</td></tr> </table> <p>※数値には10月25日からの大雨による被害状況を含む ※令和2年1月10日現在 消防庁調べ</p>	死者	99人	全半壊	32,036棟	床上・床下浸水	30,368棟
死者	13人												
全半壊	1,358棟												
床上・床下浸水	6,555棟												
死者	99人												
全半壊	32,036棟												
床上・床下浸水	30,368棟												
<p>令和2年7月豪雨により各地で大雨となり、総雨量は長野県や高知県が多い所で2,000mmを超えたところがあり、九州南部及び北部、東海及び東北の多くの地点で、24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えた</p> <p>国が管理する7水系10河川、県が管理する58水系193河川で決壊等による氾濫が発生（国が管理する1河川2箇所、県が管理する3河川3箇所で堤防が決壊）</p> <p>令和2年7月豪雨被害の概要*</p> <table border="1"> <tr><td>死者・行方不明者</td><td>84人</td></tr> <tr><td>全半壊</td><td>6,037棟</td></tr> <tr><td>床上・床下浸水</td><td>6,701棟</td></tr> </table> <p>※令和2年12月9日現在 消防庁調べ</p>	死者・行方不明者	84人	全半壊	6,037棟	床上・床下浸水	6,701棟	<p>平成30年7月豪雨より西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、6月28日～7月8日までの総雨量が宮城県で1,800mm、東海地方で1,200mm、九州北部地方900mm、近畿地方で600mm、中国地方で500mmを超えた</p> <p>西日本を中心に、広範囲に及ぶ河川の氾濫、がけ崩れ等が発生</p> <p>土砂災害発生件数は平年の3倍以上にあたる3,451件に及んだ（平成30年12月26日時点）</p> <p>平成30年7月豪雨被害の概要*</p> <table border="1"> <tr><td>死者</td><td>237人</td></tr> <tr><td>全半壊</td><td>18,010棟</td></tr> <tr><td>床上・床下浸水</td><td>20,469棟</td></tr> </table> <p>※2平成31年1月9日現在 消防庁調べ</p>	死者	237人	全半壊	18,010棟	床上・床下浸水	20,469棟
死者・行方不明者	84人												
全半壊	6,037棟												
床上・床下浸水	6,701棟												
死者	237人												
全半壊	18,010棟												
床上・床下浸水	20,469棟												

発生が懸念される大規模地震

日本には多数の活断層があり、30年以内に大規模地震が発生する確率が高いとされており、これに伴う津波の発生も懸念されている。

日本には、わかっているだけでも約**2,000**もの活断層。地震調査研究推進本部の調査対象とされた**主要活断層帯114**のうち、**30年以内発生確率がSランク（3%以上）を含むものが31、Aランク（0.1～3%）が34**などとなっている。



20mを超える大きな津波

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

30年以内に地震が発生する確率：80%程度（根室沖）など様々なケース
 ・想定死者：日本海溝モデル 約19.9万人 千島海溝モデル 約10万人
 ・想定被害総額：日本海溝モデル 約31.3兆円 千島海溝モデル 約16.7兆円

西日本全域に及ぶ超広域震災・30mを超える大きな津波

南海トラフ地震

30年以内にM8～M9クラスの大規模地震が発生する確率：70～80%
 ・想定死者：約32.3万人
 ・想定被害総額：約214.2兆円

老朽木造市街地や文化財の被災が懸念

中部圏・近畿圏直下地震

海溝型地震

直下型地震

我が国の中枢機能の被災が懸念

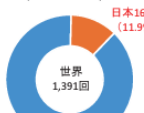
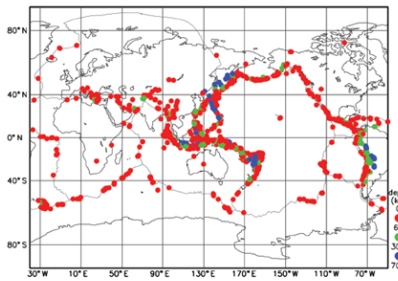
首都直下地震

南関東地域で30年以内にM7クラスの地震が発生する確率：70%程度
 ・想定死者：約2.3万人 ・想定被害総額：約95兆円

相模トラフ沿いの海溝型地震

30年以内に大正関東地震タイプなどM8クラスの地震が発生する確率：ほぼ0～6%

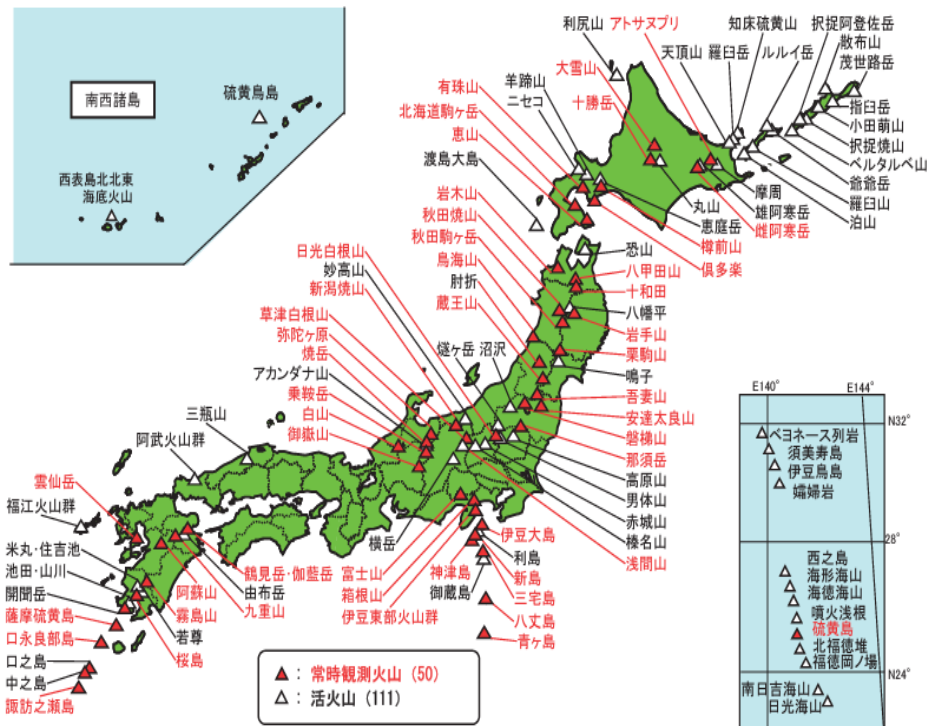
●世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約1割が、我が国周辺で発生



（注）2012年～2021年 出典：アメリカ地質調査所の震源データより気象庁作成

火山噴火の可能性

日本は世界有数の火山大国（世界の活火山約1割）であり、常に噴火のリスクがある。



- 我が国では大規模噴火（噴出量10億m³以上）が概ね100年に一度発生。
- 桜島の**大正噴火**（1914年）以来、**大規模噴火**が起きていない。
- 東北地方太平洋地震後の日本は、三陸沖で大きな地震が発生し**火山活動が活発**であった**9世紀**の状況に似ている。
- 21世紀中には中～大規模の噴火が5～6回発生すると想定すべき。

近年の火山噴火災害
 <御嶽山噴火災害>
 平成26年9月27日11時52分頃、長野県御嶽山で噴火が発生、甚大な人的被害をもたらした。

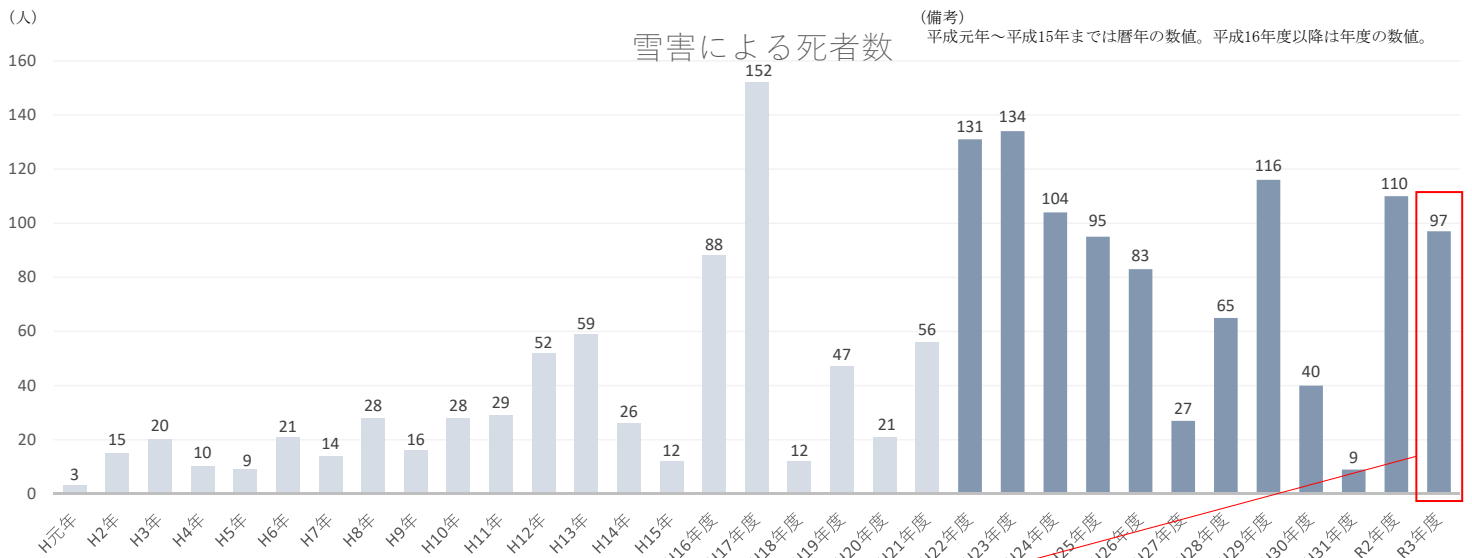
○人的被害：死者58名、負傷者69名、行方不明者5名

出典：気象庁ホームページより内閣府作成（令和4年3月現在）

「防災白書（令和4年版）」より

雪害による被害状況

- 最近十数年において、それ以前に比べ、雪害による死者が多く発生している。
- また、雪害による死者の多くは除雪作業中の死者であり、高齢者の死者が多い。今後、高齢化の進展に伴い、被害の増加が懸念される。



令和3年度死亡状況	65歳未満	65歳以上	合計
雪崩による死者	1	1	2
屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者	6	68	74
落雪による死者	3	13	16
倒壊した家屋の下敷きによる死者	3	2	5
合計	13	62	97

約7.6% ※死者全体に占める除雪作業中の死者の割合

約8.8% ※除雪作業中の死者に占める65歳以上の高齢者の割合

令和4年には、弾道ミサイルが日本上空を通過するなど北朝鮮情勢における緊張が高まっており、我が国を取り巻く安全保障環境も踏まえると、消防本部による国民保護の重要性が高まっている。

<我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題>

●北朝鮮の安全保障上の動向

- ・ミサイル関連技術及び運用能力の急速な進展。核戦力を最大限のスピードで強化する方針
- ・拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全にかかわる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題等

⇒北朝鮮の軍事動向は、我が国の安全保障にとって、**従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威**。

●中国の安全保障上の動向

- ・十分な透明性を欠いたまま、軍事力を広範かつ急速に増強
- ・東シナ海、南シナ海等における、力による一方的な現状変更の試みを強化
- ・ロシアとの戦略的な連携の強化、国際秩序への挑戦
- ・十分な透明性を欠いた開発金融、他国の中国への依存を利用した経済的な威圧
- ・台湾について武力行使の可能性を否定せず、また、台湾周辺における軍事活動の活発化等

⇒現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項であり、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでになく最大の戦略的な挑戦であり、我が国の総合的な国力と同盟国・同志国等との連携により対応すべきもの。

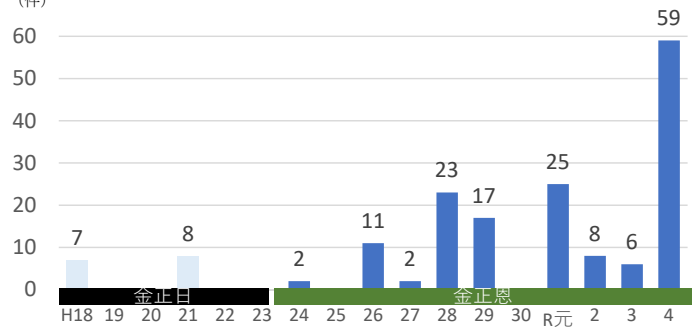
●ロシアの安全保障上の動向

- ・ウクライナ侵略等。北方領土での軍備増強及び活動活発化、中国との戦略的な連携の強化等

⇒ロシアの対外的な活動、軍事動向等は、今回のウクライナ侵略等によって、**国際秩序の根幹を揺るがし、欧州方面**においては安全保障上の**最も重大かつ直接の脅威**と受け止められている。また、**我が国を含むインド太平洋地域**におけるロシアの対外的な活動、軍事動向等は、**中国との戦略的な連携**と相まって、**安全保障上の強い懸念**。

(国家安全保障戦略(令和4年12月国家安全保障会議・閣議決定)(概要)より抜粋して作成)

(件) 北朝鮮による弾道ミサイル等発射件数・核実験回数



(防衛省HP(令和5年2月現在)より作成)

国民保護訓練	H30	R元	R2(※2)	R3(※2)	R4(※3)
実動訓練	9団体(※1)	5団体	2団体	—	1団体
図上訓練	12団体	13団体	9団体	16団体	17団体
実動・図上訓練	3団体	2団体	—	4団体	4団体
弾道ミサイルを想定した住民避難訓練	2団体	—	—	—	12団体

※1平成30年度、大阪府は実動訓練を2回実施している。

※2新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、令和2年度は実施予定27道府県中16道府県、令和3年度は32道府県のうち14道府県が中止

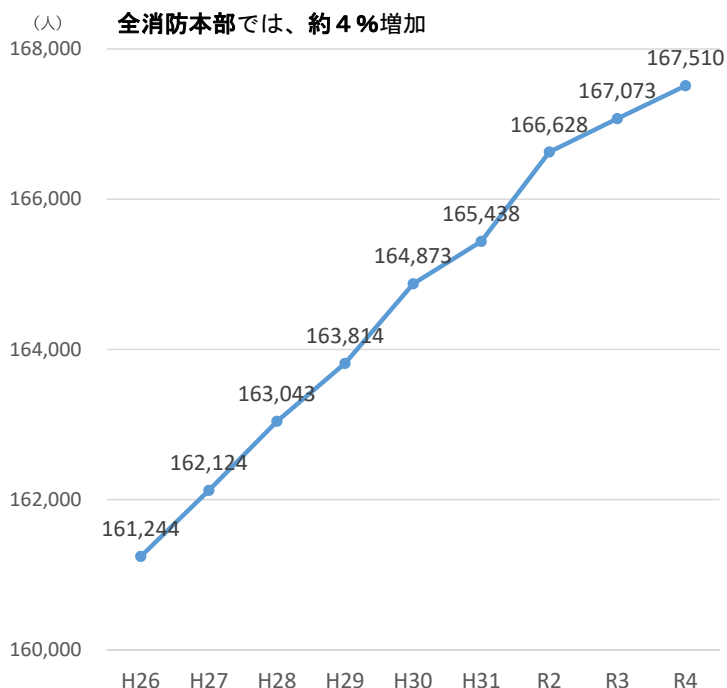
消防体制等の関連資料



消防職員数・消防本部の規模別職員数の推移

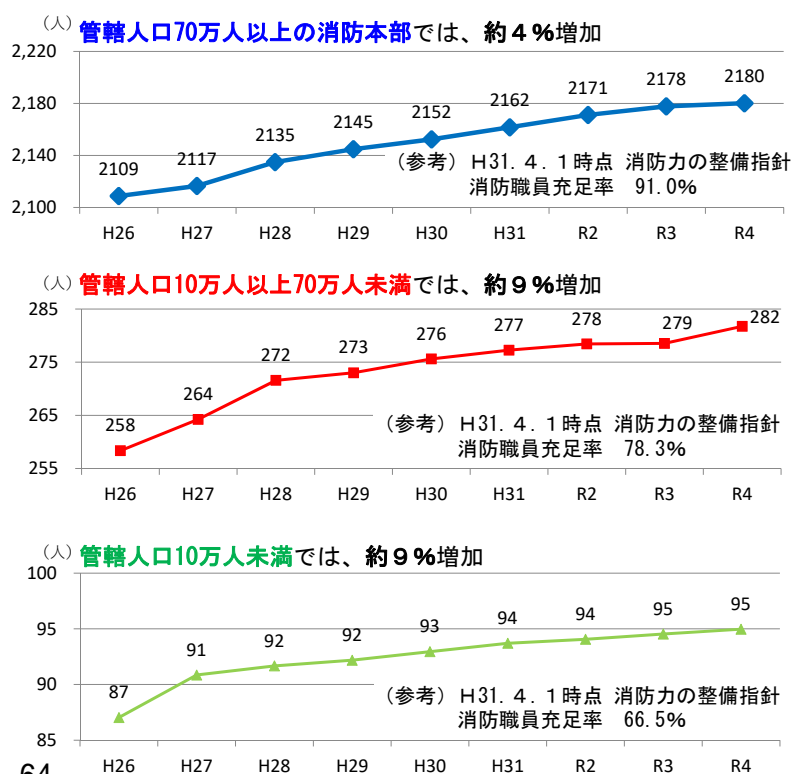
○消防職員数は増加傾向であり、規模の小規模な消防本部ほど増員している傾向がある。しかしながら、特に小規模消防本部では、未だ厳しい職員数で災害対応に従事している状況。

< 消防職員数の推移 (H26～R4) >



(「消防防災・震災対策現況調査」より作成)

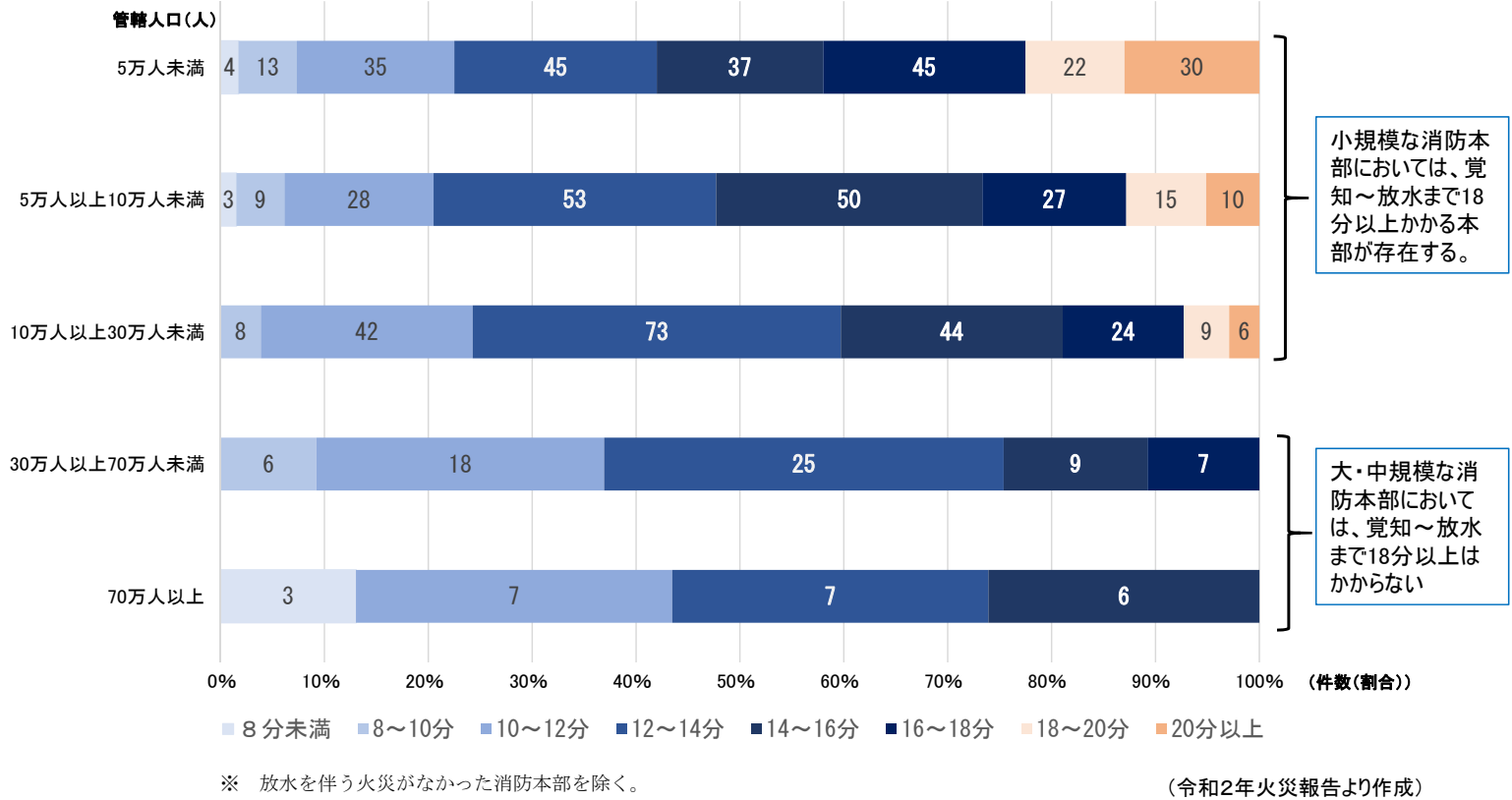
< 1消防本部あたりの規模別職員数の推移 (H26～R4) >



消防本部規模別 消防体制について ～覚知から放水までの時間～

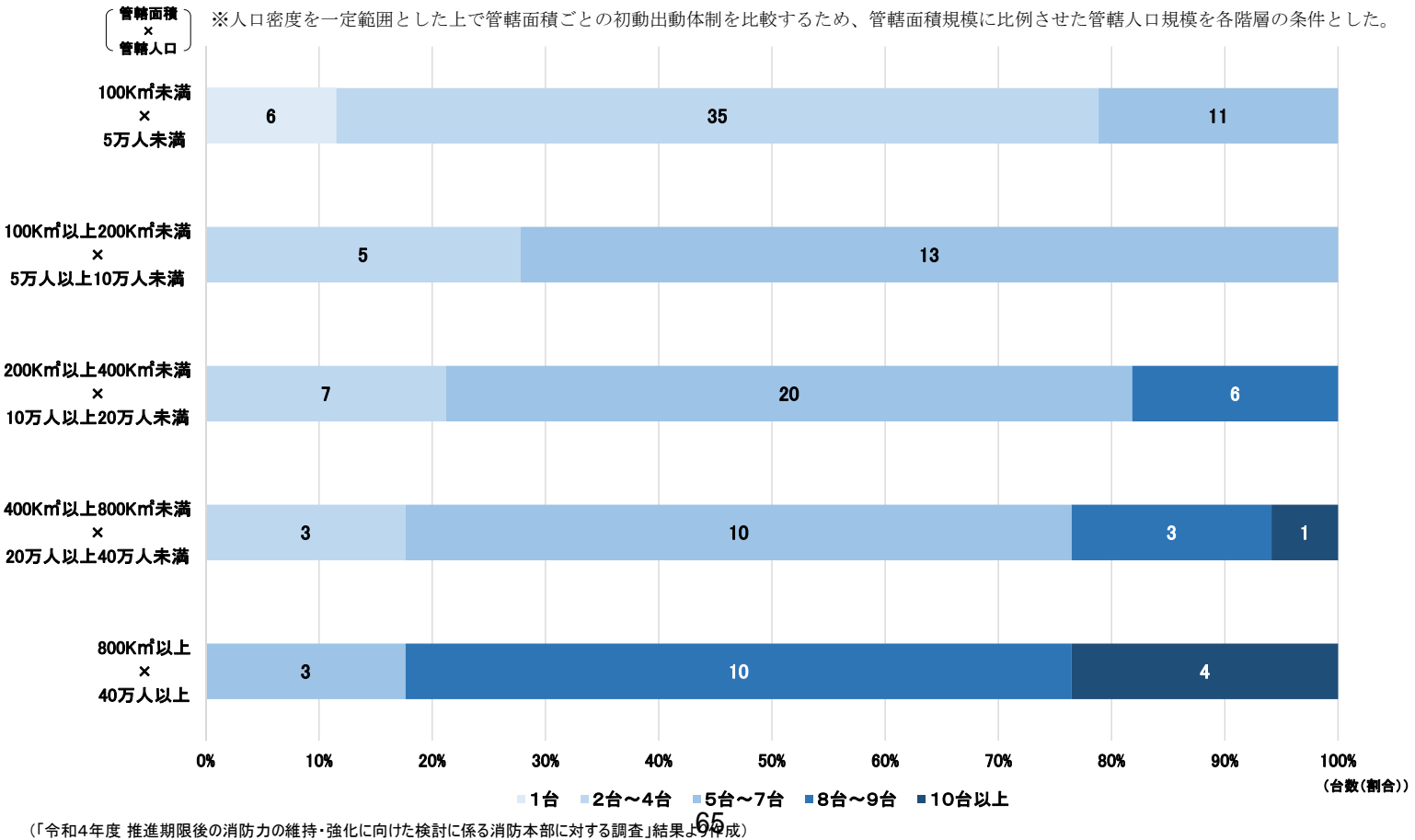
覚知から放水までの時間については、小規模な消防本部ほど、火災の覚知から放水までに時間を要する傾向が見られる。

消防本部規模別 覚知から放水までの時間(令和2年度)



管轄面積別 消防体制について ～初動出動体制～

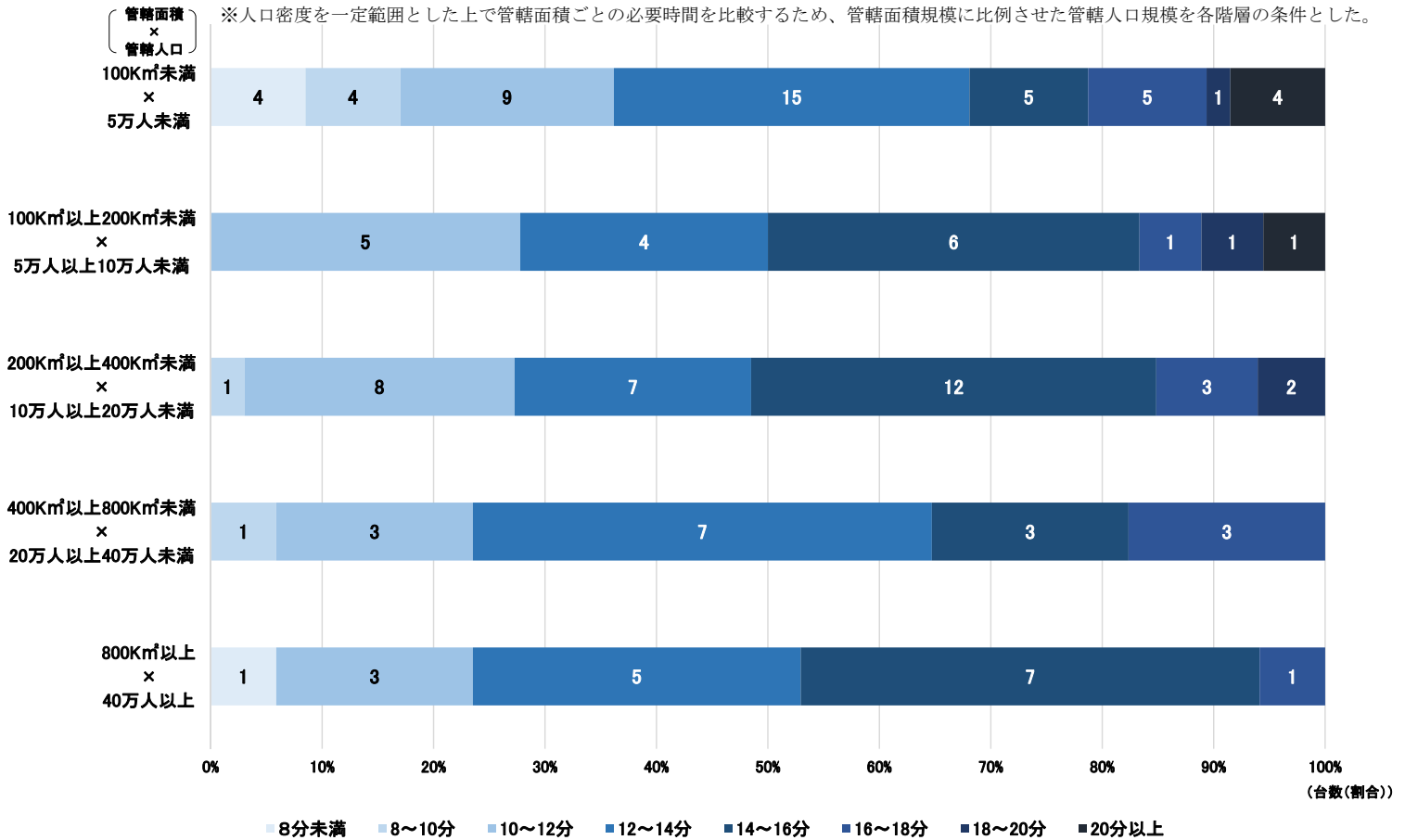
火災出動における初動出動消防用車両台数



管轄面積別 消防体制について ～覚知から放水までの時間～

管轄面積別 覚知から放水までの時間(令和2年度)

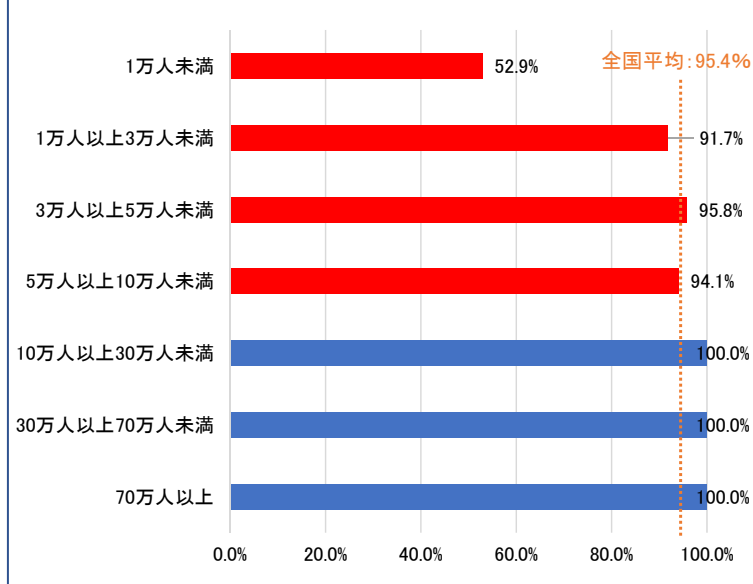
※人口密度を一定範囲とした上で管轄面積ごとの必要時間を比較するため、管轄面積規模に比例させた管轄人口規模を各階層の条件とした。



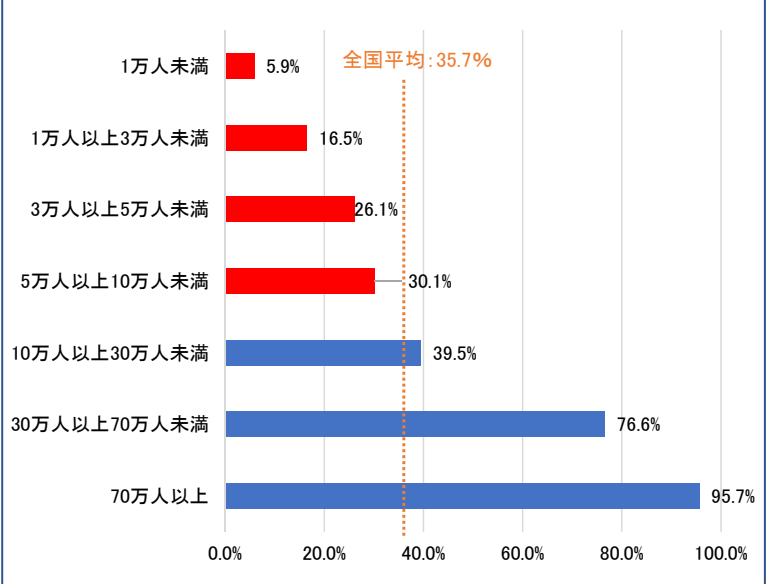
消防本部規模別 消防体制について ～予防業務、火災原因調査の専従化～

- 予防業務の専従化率は、管轄人口1万人未満の消防本部においては5割程度であるが、管轄人口10万人になると10割になる。
- 火災原因調査の専従化率は、管轄人口30万人未満の消防本部では4割に達していないが、30万人以上になると7割以上と高い状況である。

予防業務の専従化率

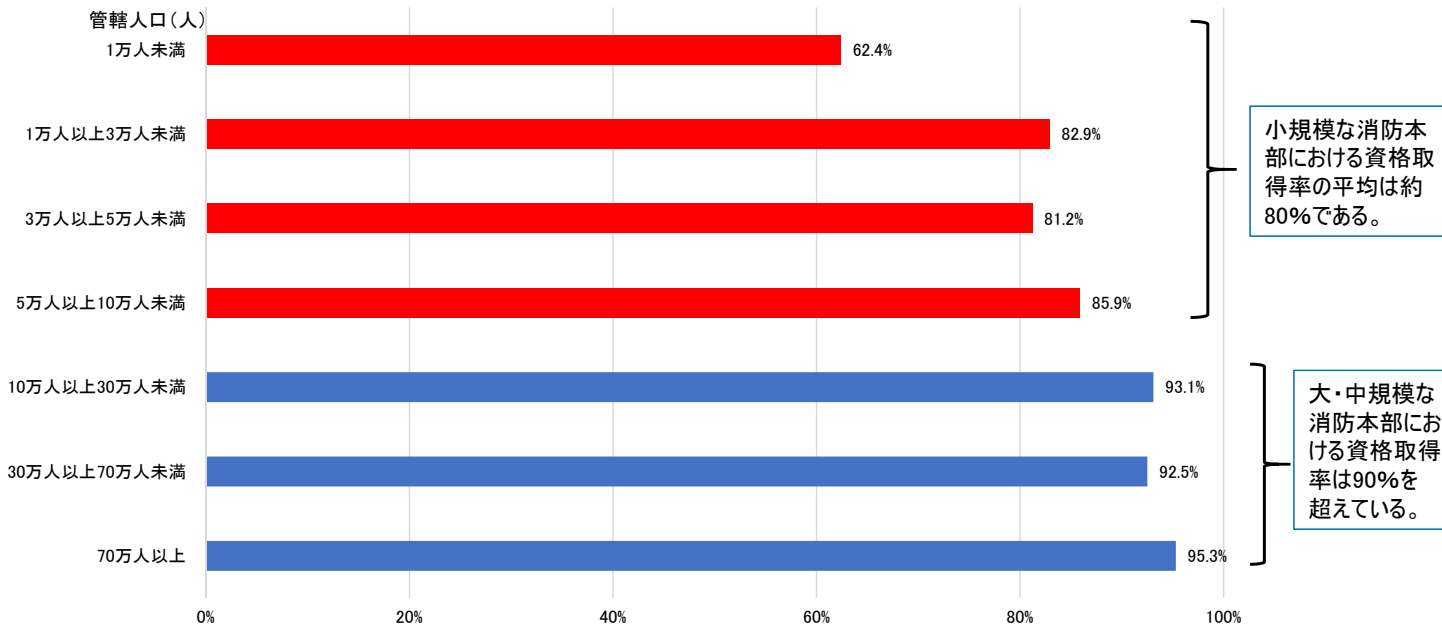


火災原因調査の専従化率



消防本部規模別 消防体制について ～専門職員の配置～

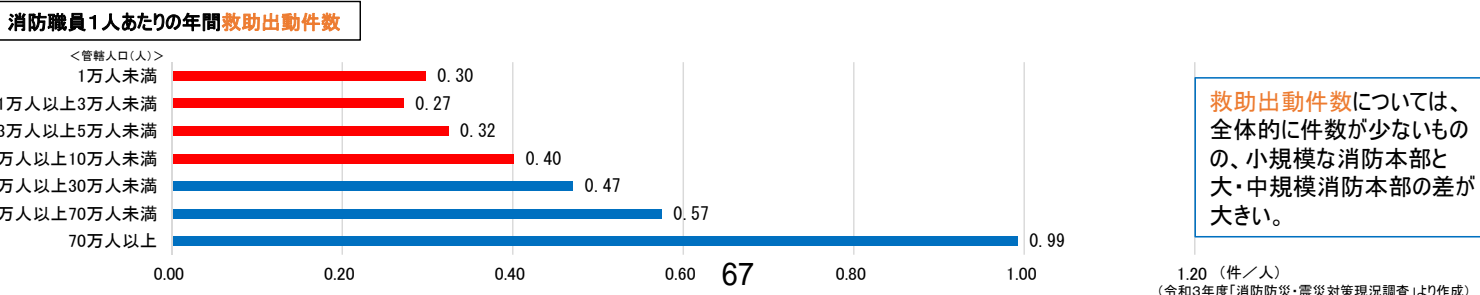
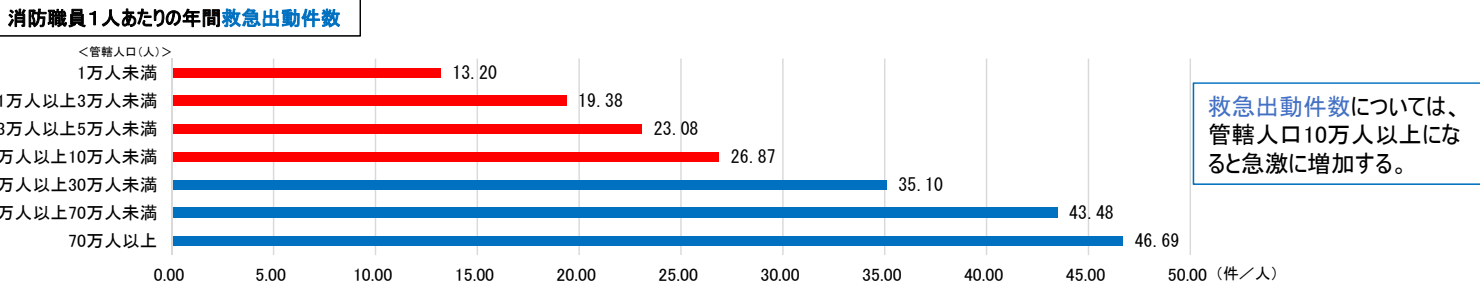
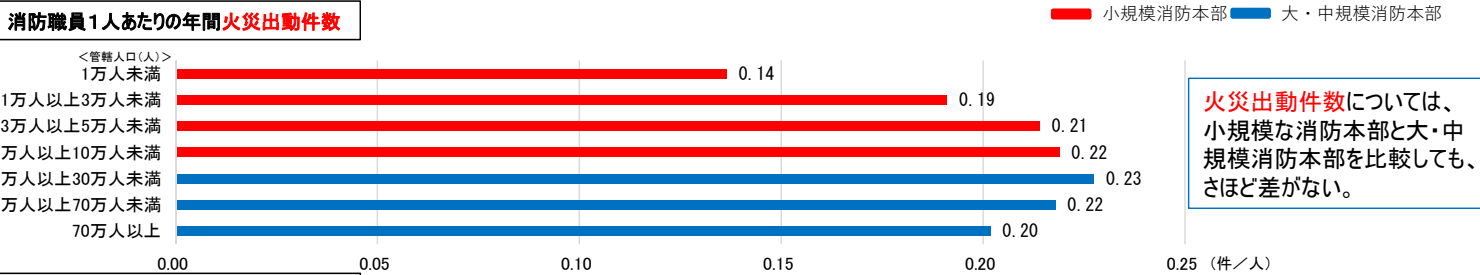
消防本部規模別の予防技術資格者充足率（予防技術資格者を配置している係の数／予防業務を担当している係の数）については、小規模本部ほど、予防技術資格者の充足率が低い。



※1 予防業務を担当している係の数：消防本部及び消防署において、火災の予防を担当する係又は係に相当する組織の数
 ※2 予防技術資格者を配置している係の数：※1のうち、予防技術資格者を配置している数
 ※3 予防技術資格者：試験合格者（予防技術資格者として認定を受けた者のうち予防技術資格者の資格を定める件（平成17年消防庁告示第13号）第1条第1号に定める消防庁長官が指定する試験（予防技術検定）に合格した者）及び附則第4項適用者（、予防技術資格者として認定を受けた者のうち予防技術資格者の資格を定める件（平成17年消防庁告示第13号）附則第4項各号の適用を受けた者）
 ※4 消防力の整備指針第32条第3項：消防本部及び消防署において、火災の予防に関する業務等を的確に行うため、**火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には**、当該消防本部及び消防署の管轄区域に存する防火対象物、危険物の製造所等の種類、規模等を勘案し、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する**予防技術資格者を一人以上配置するものとする。**
 （令和4年度防火対象物実態等調査より作成）

消防本部規模別 消防体制について ～職員1人当たりの出動件数～

消防職員1人当たりの年間火災出動件数は、消防本部規模による差はそれほどないが、救急出動件数、救助出動件数については、小規模な消防本部よりも、大・中規模消防本部の方が出動件数が多い。

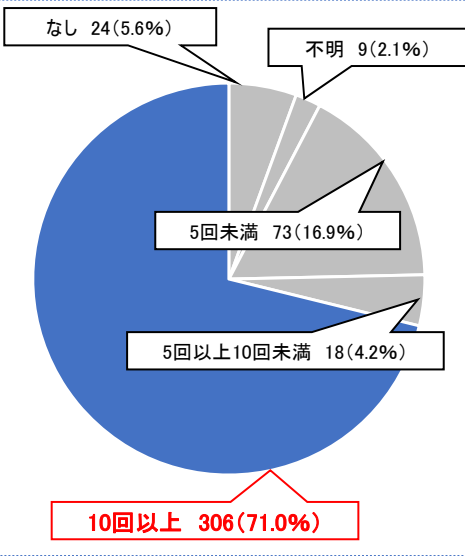


消防本部規模別 消防体制について ～非番日召集の状況～

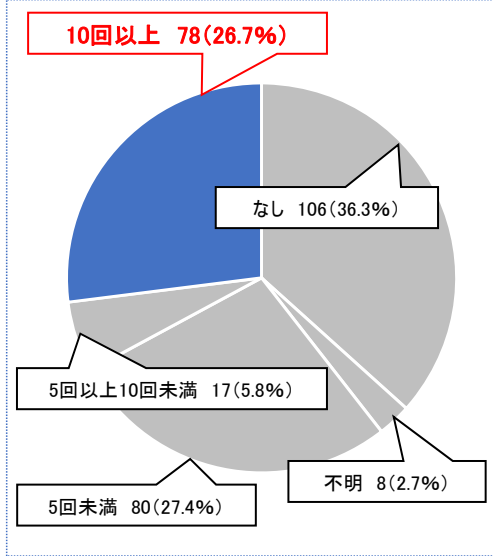
- 年10回以上の非番招集は、小規模消防本部では71.0%である一方、大・中規模消防本部では26.7%であり、2.6倍以上の差がある。
- 交代制勤務員で、非番日・週休日に出席する講習や教養訓練がない消防本部（54本部）のうち、吏員数が100人以上の消防本部は44本部（81%）であり、小規模消防本部では職員の負担が大きい傾向がある。

<災害対応における非番招集の回数>

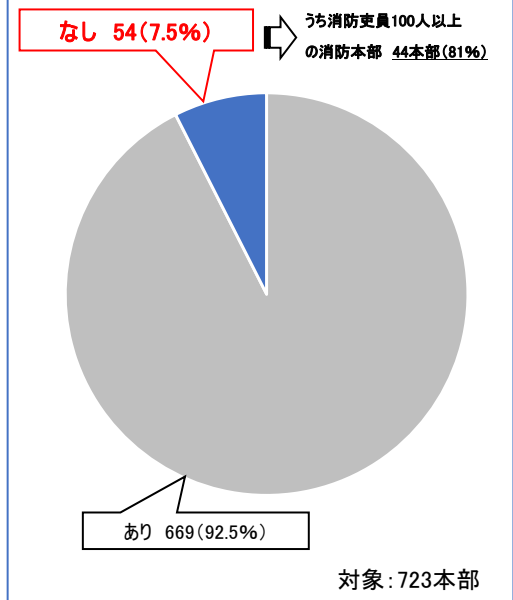
<小規模消防本部> 対象:431本部



<大・中規模消防本部> 対象:292本部



<非番日・週休日に出席する講習や教養訓練の有無>



(「令和4年度 推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」結果より作成)

平時及び大規模災害時における広域化等による効果等



平時における広域化等による効果① ～現場到着時間等の短縮～

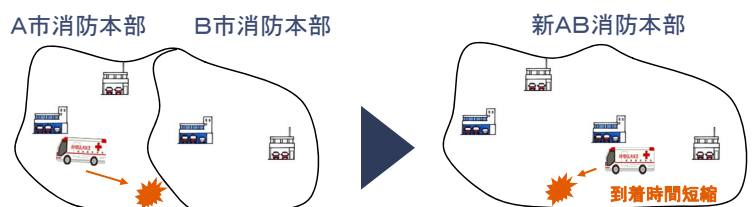
- 広域化により管轄区域を越えた消防活動が可能となり、災害地点（地区）に近い署所からの出動、または直近にいる部隊が出動することで、災害に迅速に対応できる。
- 指令の共同運用において、直近指令、ゼロ隊運用などの高度な運用により、災害対応の迅速性が高まる。

<現場到着時間の短縮効果の例>

■ 大東四條畷消防組合
(H26.4.1 2本部による広域化)

- ・大東市：最大3分41秒短縮
- ・四條畷市：最大2分15秒短縮

【広域化による現場到着時間短縮のイメージ】

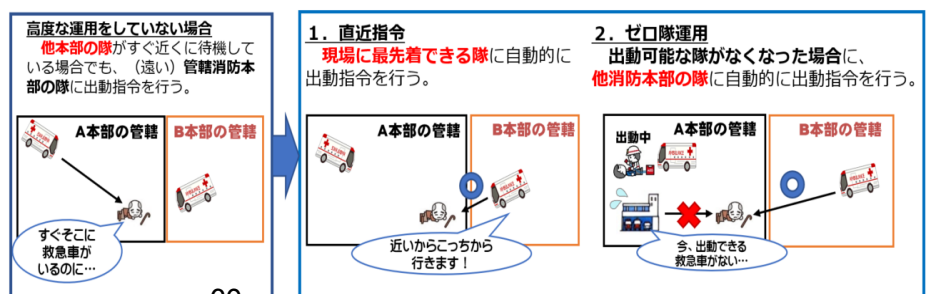


<指令の共同運用において直近指令、ゼロ隊運用による効果の例>

■ ちば消防共同指令センター
(H25.4.1 20本部による指令の共同運用)

救急通報件数年間約14万件の通報のうち、約400件の直近指令・約250件のゼロ隊運用を実施しており、更なる現着時間の短縮が図られた。

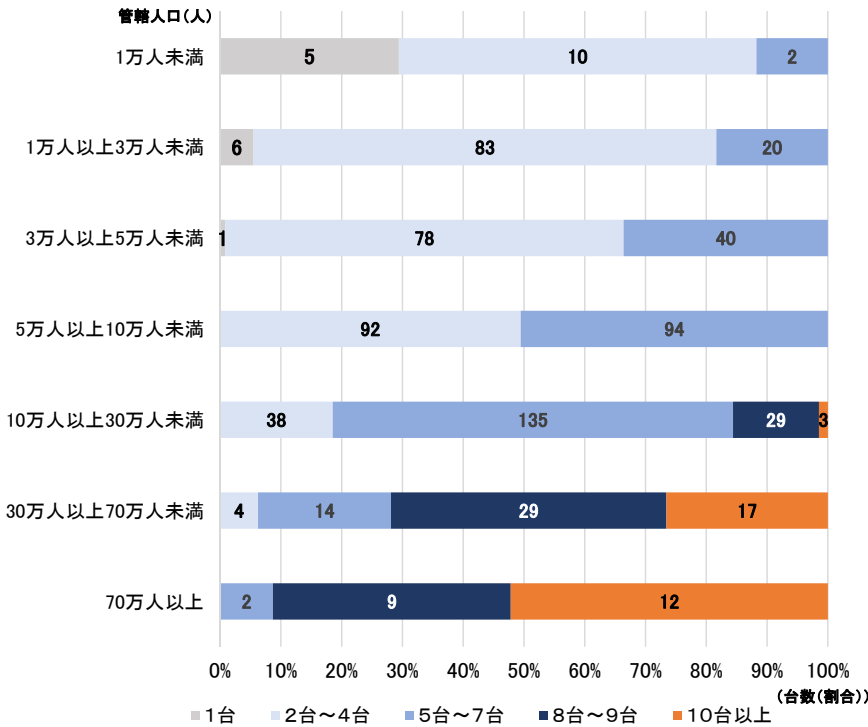
【直近指令、ゼロ隊運用のイメージ】



平時における広域化等による効果② ～初動体制の強化～

広域化により、火災初動対応車両を充実させることができるとともに、管轄区域を越えた出動が可能となる。

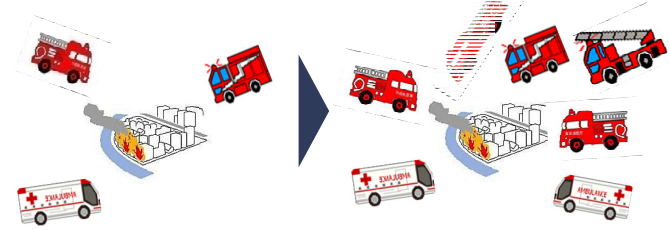
火災出動における初動出動消防用車両台数



(「令和4年度 推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」結果より作成)

<広域化前>

<広域化後>

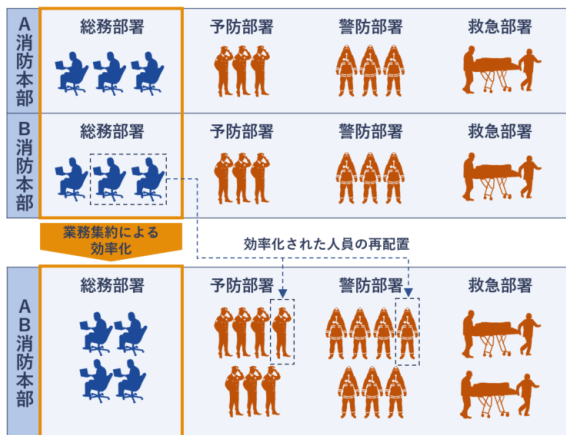


消防本部	火災初動対応車両数 (広域化前 → 広域化後)
■ 奈良県広域消防組合消防本部 (H26.4.1 11本部1村による広域化)	3～6台 → 6～7台
■ 宇部・山陽小野田消防局 (H24.4.1 2本部による広域化)	5台 → 7台
■ 埼玉東部消防組合消防局 (H25.4.1 5本部による広域化)	5～7台 → 8台

平時における広域化等による効果③ ～活動要員の増強、業務の専門化・高度化～

本部機能統合等の効率化により、人員の再配置が行われ、現場活動要員の増強が見込まれるほか、予防担当者や火災原因調査員を専任で配置することが可能となり、業務の専門化・高度化が見込まれる。

本部機能統合等の効率化による人員の再配置



<広域化による現場要員等への再配置の事例>

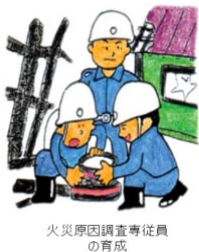
消防本部	現場要員の増強
埼玉県: 草加八潮消防局 (広域化前の本部員合計 74人)	(広域化後の本部員) 66人 ※8人を現場要員等へ再配置
奈良県: 奈良県広域消防組合消防本部 (11消防本部1村でH26.4.1より広域化) (広域化前の本部員合計 296人)	(広域化後の本部員) 181人 ※115人を現場要員等へ再配置

<指令の共同運用による現場要員等への再配置の事例>

消防指令センター	現場要員等への再配置
茨城県: いばらき消防指令センター (20消防本部でH28.6.1より共同運用) (共同運用前の通信指令員合計 199人)	(共同運用後の通信指令員) 57人 ※142人を現場要員等へ再配置
福岡県: 福岡都市圏消防共同指令センター (5消防本部でH29.11.30より共同運用) (共同運用前の通信指令員合計 79人)	(共同運用後の通信指令員) 59人 ※20人を現場要員等へ再配置
神奈川県: 横須賀・三浦市消防指令センター (2消防本部でH25.4.1より共同運用) ※H27から葉山町消防本部が参画、H29に横須賀と三浦市が広域化し、現在は2本部で共同運用。 (共同運用前の通信指令員合計 33人)	(共同運用後の通信指令員) 27人 ※6人を現場要員等へ再配置

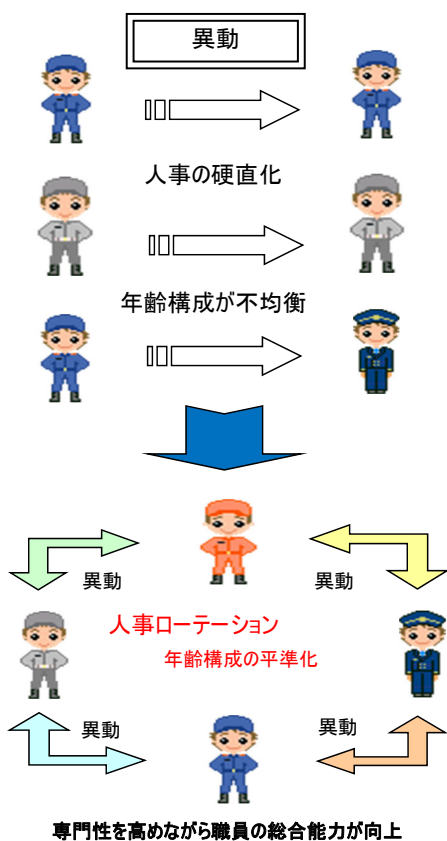
<専従職員の配置による業務の専門化・高度の事例>

消防本部	内容
■ 富良野広域連合消防本部 (H21.4.1 2本部による広域化)	従前は本部と署に兼務の形で配置していた 予防担当者を専任で配置 。
■ 東近江行政組合消防本部 (H24.10.1 2本部による広域化)	従前は2人であった愛知郡域の 予防担当者 を1～2人増員し、 定期査察も可能に 。



平時における広域化等による効果④ ～組織の活性化～

広域化により組織が大きくなり、勤務先及び人員が増加することで、人事の流動性の向上や人材確保の容易化による組織の活性化が期待できる。



<組織活性化の例>

■ 埼玉東部消防組合消防局
(H25.4.1 5本部による広域化)

○ 人事ローテーションによる組織の活性化

旧本部単位では異動先が少なく、**人事の硬直化が課題**であったが、広域化後、**異動先が増えたことにより組織の活性化が図れた。**

■ 宇部・山陽小野田消防局
(H24.4.1 2本部による広域化)

○ 派遣研修の充実により職員の人材力が向上

広域化により人員確保が容易になり、消防大学校及び県消防学校への職員の派遣が可能となった。

平時における広域化等による効果⑤ ～経費削減～

- 広域化により、消防車両や消防救急デジタル無線の整備費等の削減効果が期待できる。
- 消防指令システムを共同で整備することで、整備費及び保守運用経費の削減効果が期待できる。

<広域化により消防車両や消防救急デジタル無線整備費等の縮減効果の事例>

消防本部	消防車両整備費の削減効果	消防救急デジタル無線整備費の削減効果
埼玉県:埼玉西部消防局 (4消防本部でH25.4.1より広域化)	・仕様の統一及び同一車種の一括入札 ⇒5年間で△7.2億円の削減	・単独運用: 17.4億円 ・共同運用: 11.5億円 ⇒△5.9億円の削減

<指令の共同運用により整備費等の縮減効果の事例>

消防指令センター	整備費用の削減効果	保守運用経費の削減効果
茨城県:いばらき消防指令センター (20消防本部でH28.6.1より共同運用)	・単独整備: 210億円 ・共同整備: 80億円 ⇒△130億円の削減	・単独運用: 12.6億円 ・共同運用: 4.2億円 ⇒△8.4億円の削減
福岡県:福岡都市圏消防共同指令センター (5消防本部でH29.11.30より共同運用)	・単独整備: 54.6億円 ・共同整備: 45.9億円 ⇒△8.7億円の削減	—
神奈川県:横須賀・三浦市消防指令センター (2消防本部でH25.4.1より共同運用) ※H27から葉山町消防本部が参画、H29に横須賀と三浦市が広域化し、現在は2本部で共同運用	・単独整備: 9.8億円 ・共同整備: 7.2億円 ⇒△2.6億円の削減	・単独運用: 5.73億円 ・共同運用: 5.58億円 ⇒△0.15億円の削減

大規模災害における広域化等による効果① ～本部規模の拡大に伴う部隊運用の柔軟化～

消防の広域化により、消防本部の規模が拡大することで、大規模な自然災害発生時等に現場活動と並行して指揮本部の設置や緊急消防援助隊の受援体制等を確保することができる。

<広域化による大規模災害時における部隊運用柔軟化イメージ>



大規模災害における広域化等による効果② ～消防機能の高度化等～

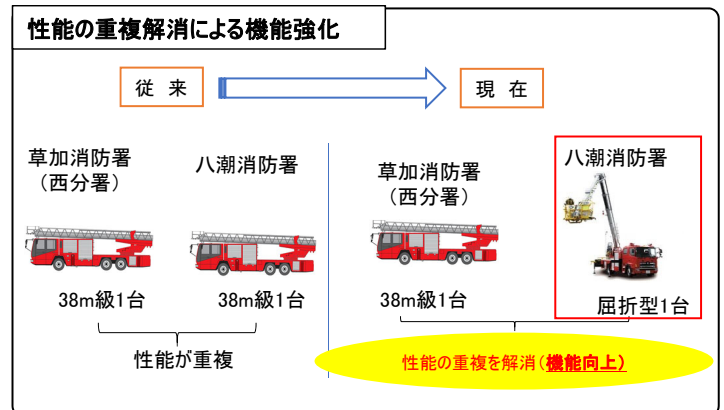
消防の広域化により、消防本部の規模が拡大することで、専門人材の育成や高機能な資機材の導入が可能となり、大規模災害への対応強化につながる。

高度救助隊の設置、重複消防車両の解消・機能向上(草加八潮消防局)



- 草加八潮消防局では消防広域化により管轄人口規模が30万人を超え、人員の専任化、高度化が進み、既存の特別救助隊を格上げし高度救助隊を設置。
- 広域化により性能が重複した特殊車両を解消し、別の有用な機能を有する車両を導入することができ、これにより災害対応能力が向上した。
※高度救助隊：人命の救助に関する専門的で高度な教育を受けた隊員と高度救助資機材を装備した救助工作車で編成される部隊

救助隊の区分	救助資機材の基準	配置の基準	隊員の編成
特別高度救助隊	高度救助資機材と地域の実情に応じてウォーターカッターと大型フローア	政令指定都市及び東京都	人命救助の専門教育を受けかつ高度な教育を受けた隊員5名以上
高度救助隊	高度救助資機材（電磁波探査装置、二酸化炭素装置など）	中核市又は消防庁長官が指定する消防本部	人命救助の専門教育を受けかつ高度な教育を受けた隊員5名以上
特別救助隊	救助隊よりプラスアルファの資機材	人口が10万人以上の地域	人命救助の専門教育を受けた隊員5名以上
救助隊	救助活動に必要な最低限の資機材	人口が10万人未満の地域	人命救助の専門教育を受けた隊員5名以上



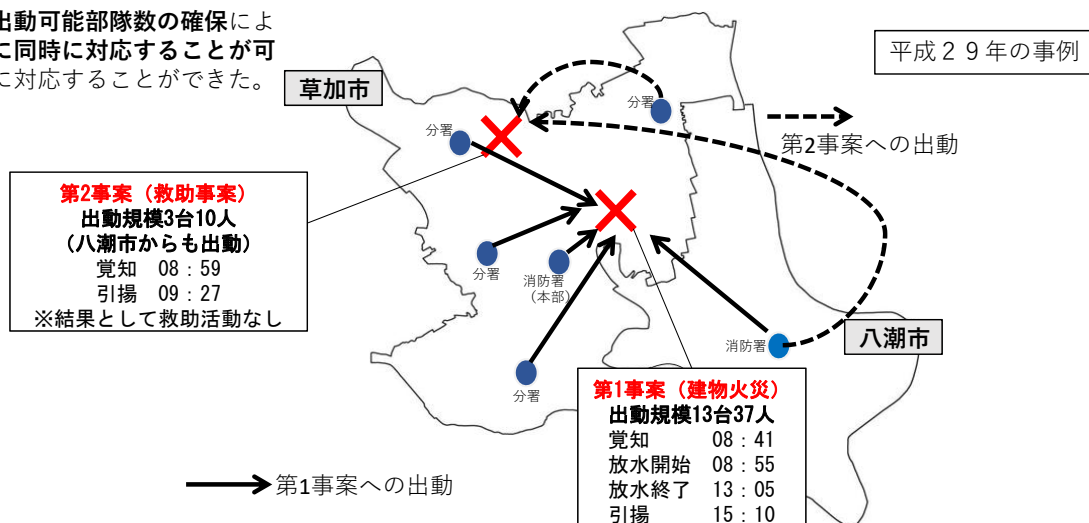
大規模災害における広域化等による効果③ ～出動部隊数の確保～

消防の広域化により、広域化前と比べ、より多くの出動可能な部隊を確保することができ、同時に複数の災害に対応できるようになった。

広域化により出動部隊数が増えた事例（草加八潮消防局※）

※広域化により平成28年に草加八潮消防局発足

広域化による出動可能部隊数の確保により、複数の事案に同時に対応することが可能となり、円滑に対応することができた。



車 両	広域化前（草加市消防）			広域化後（草加八潮消防局）		
	保有台数	初動出動台数	二次災害運用可能部隊	保有台数	初動出動台数	二次災害運用可能部隊
指揮車	1	1	0	2	1	1
ポンプ車	8	7	1	12	7	4
救助工作車	1	1	0	2	1	1
はしご車	1	1	0	2	1	1
救急車	7	1	5	10	1	8

(注) 1 左記表は、中高層火災への初動体制に関するもの
2 乗換運用している車両は、「保有台数」と「出動台数」の差と「二次災害運用可能部隊」数が一致しないものもある。

大規模災害における広域化等による効果④ ～統一指揮下での部隊運用～

消防の広域化により、統一された指揮命令系統の下、迅速に多くの部隊を円滑に運用することが可能。

広域化により大規模災害時の対応が強化された例

■とちぎ広域消防局(H28.4.1 6本部による広域化)



【平成28年台風災害】(H28.8.17～23、30～31)

○統一された指揮命令系統の下、救助隊等を市町村域を越えて円滑に増隊出動させるなど、効果的な活動が実現

※とちぎ広域消防局単独で、救助出動など251件の出動に対し、延べ444隊、1,568人が対応

■奈良県広域消防組合消防本部(H26.4.1 11本部1村による広域化)



【十津川村林野火災】(H28.8.8～9)

○夜間の発災ではあったが、火災の拡大に伴い、統一された指揮命令系統の下、消火隊等を市町村域を越えて円滑に増隊出動させるなど、効果的な活動が実現

※奈良県広域消防組合単独で、2日間延べ29隊89名が対応

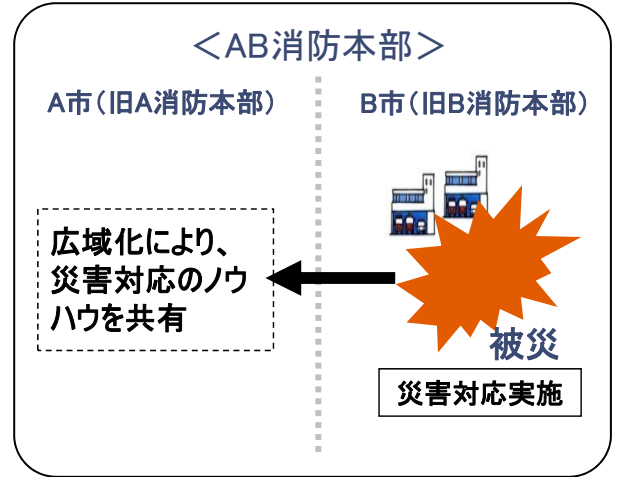
大規模災害における広域化等による効果⑤ ～広域化による経験・ノウハウの共有～

消防の広域化に伴い、大規模災害時における経験や知識の共有ができ、スムーズな災害対応が図れたことや、火災の発生件数が少ない地域が広域化することにより、火災対応の経験がある職員が増え、火災対応能力の向上につながった事例がみられた。

大規模災害時における経験や知識の共有

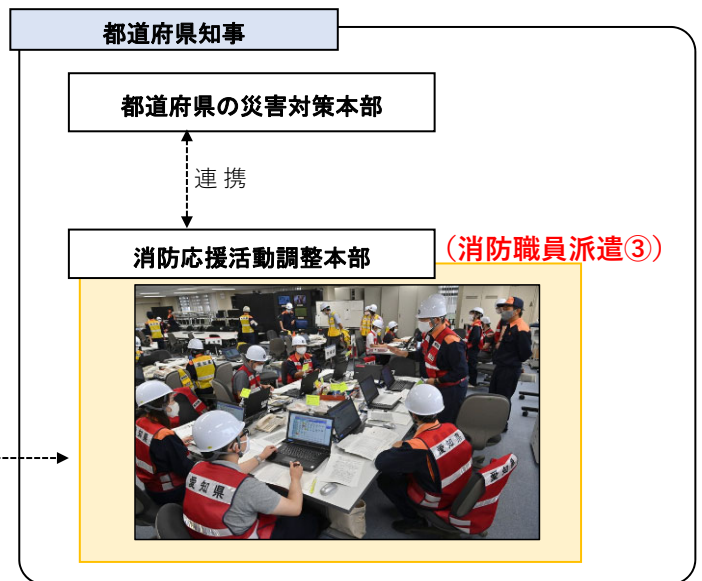
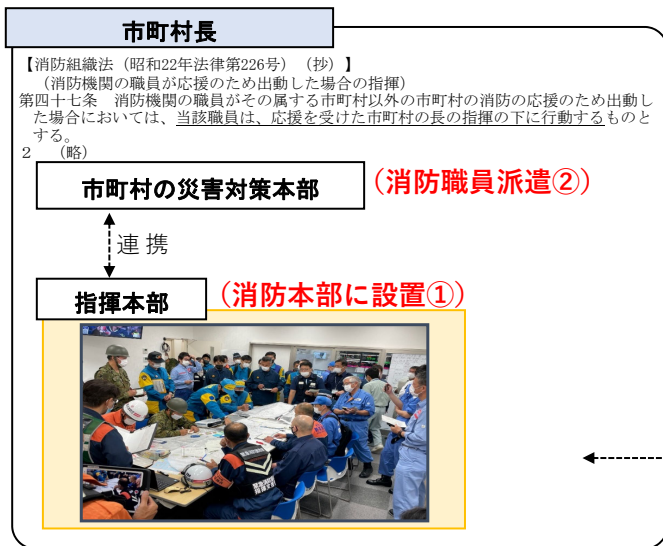
＜自然災害への対応能力の強化＞

- 広域化により新たに管轄区域となった地域において、台風災害に伴う河川氾濫時の救助活動（水難救助ボートの活用等）を経験したことで、その後、管轄内の他市町村における大雨災害においても経験を活かし、スムーズな対応が図れた。



大規模災害対応に必要な人員の検討① ～大規模災害における災害対策体制～

大規模災害発生による緊急消防援助隊受援時には、被災地消防本部は、現場活動に加え、消防本部内に指揮本部を設置するとともに、市町村の災害対策本部や都道府県の消防応援活動調整本部における連絡調整を担うため、職員を派遣するものとされている。



【緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日消防震第19号）（抄）】
（指揮本部の設置）

- 第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 被害情報の収集に関すること。
 - 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。
 - 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

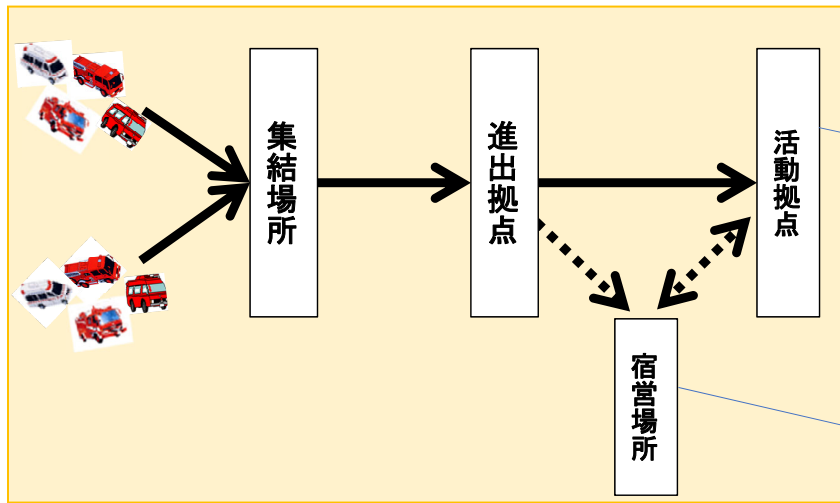
【消防組織法（昭和22年法律第226号）（抄）】
（消防応援活動調整本部）

- 第四十四条の二 一の都道府県の区域内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、当該都道府県の知事は、消防応援活動調整本部（以下この条及び次条第二項において「調整本部」という。）を設置するものとする。
- ～4（略）
 - 調整本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - ～2（略）
 - 当該都道府県の区域内の災害発生市町村の長の指名する職員
 - ～8（略）
 - ～8（略）

大規模災害対応に必要な人員の検討② ～大規模災害における緊急消防援助隊の受援体制～

大規模災害への対応のため市町村が緊急消防援助隊を受け入れる場合、活動拠点への職員派遣による連絡調整等、円滑な活動のための受援体制が必要となり、災害対応と並行して行うことが求められる。

<緊急消防援助隊の活動経路>



活動拠点 (被災地消防本部職員派遣④)



活動場所への誘導や、警察・消防・海上保安庁・自衛隊が、円滑な相互協力を行うことを目的とした現地合同調整所の設置のための職員派遣

宿営場所 (被災地消防本部職員派遣⑤)



宿営場所の確保、その他必要な支援のための職員派遣

- 集結場所…都道府県大隊が被災地へ進出する前に集結する都道府県内又はその周辺の場所(高速道路SA等)
- 進出拠点…緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(被災地に近い高速道路SAや総合運動公園等)
- 活動拠点…救助活動等を実施する場所付近の拠点(多目的広場、消防署等)
- 宿営場所…緊急消防援助隊が宿営等を行う場所(総合運動公園、消防学校等)

大規模災害対応に必要な人員の検討③ ～緊急消防援助隊受援に係る要員実績～

実際に緊急消防援助隊が出動した以下の事例においては、受援消防本部は、災害現場での活動に加え、災害対策体制の構築や緊急消防援助隊の円滑な受援のため、20名程度の人員が必要となった。

α 本部 (平成30年風水害、緊急消防援助隊受援)

19名

<災害対策体制(6名)>

- ①指揮本部 5名
 - ・活動資料(案内図、傷病者情報等)の作成、活動会議の開催
 - ・消防応援活動調整本部、市災害対策本部、警察等関係機関との調整
 - ・宿営場所の決定、借用手続、給油場所の手配、弁当の手配

■②市災害対策本部 1名

■③消防応援活動調整本部(県庁) 0名

※電話等により連絡体制を確保することとしたもの

<緊急消防援助隊対応(13名)>

- ④活動拠点 9名
 - ・3箇所の災害現場へ各1隊3名出動(指揮支援)
- ⑤宿営場所 4名
 - ・宿営場所の確認・準備
 - ・出動支援

β 本部 (平成29年風水害、緊急消防援助隊受援)

18名

<災害対策体制(8名)>

- ①指揮本部 5名
 - ・同左

■②市災害対策本部 1名

■③消防応援活動調整本部(県庁) 2名

<緊急消防援助隊対応(10名)>

- ④活動拠点 5名
 - ・消防部隊案内等
- ⑤宿営場所 2名
 - ※道路寸断により宿営場所に到着できない状況が一時的に発生しマイクロバスにて隊員を送迎

※その他(救急車同乗) 3名

※1日で約30件程度出動

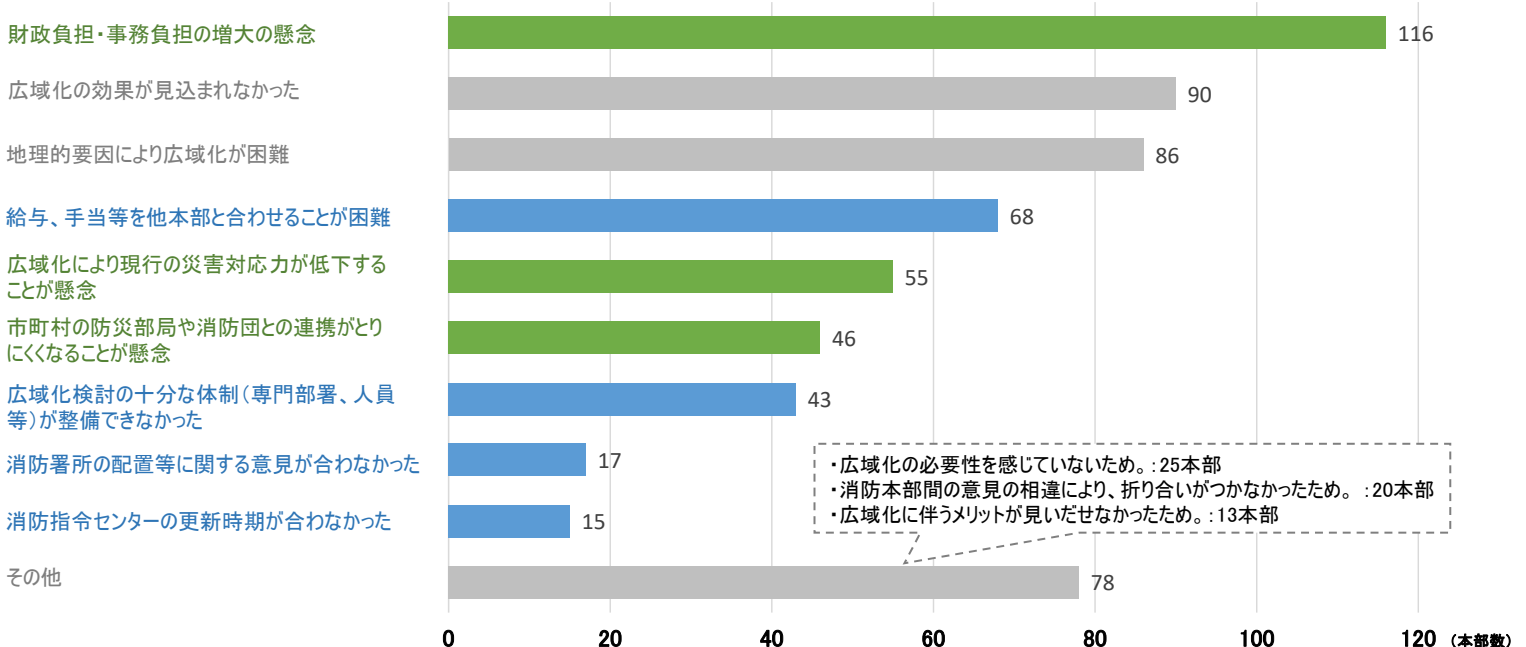
消防の広域化の課題



広域化検討に当たっての課題

- 検討が進まなかった理由として、広域化の効果が見込まれなかった等のほか、以下の2点が要因として上げられた。
 - ・ 広域化による負担増や災害対応力の低下等、広域化に係る懸念があること（下図緑字部分）
 - ・ 広域化を検討するに際しての調整が困難であること（下図青字部分）

＜広域化が実現しなかった理由＞

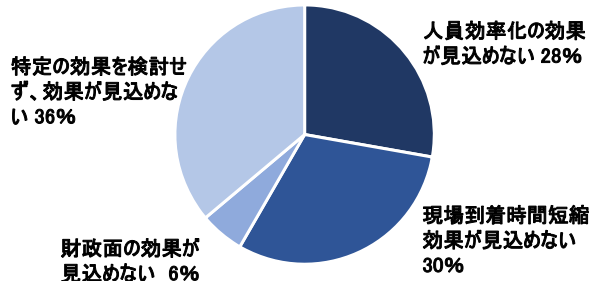


(「令和4年度 推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」結果より)

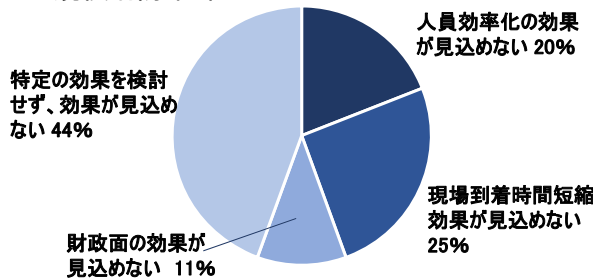
(参考) 広域化の効果が見込まれなかった理由

- 「広域化を検討したがその効果が見込まれず、実現しなかった」90本部については、「特定の効果を検討せず、効果が見込めない」とした本部が多数を占めており、また、各効果を検討した上で効果が見込めないとしている場合についても、具体的な検討まで至っていない場合や広域化の効果が適切に伝わっていない場合も散見された。
- そのため、各団体の検討に資するよう、広域化の必要性や効果を整理し、提供することが望まれる。

<大規模・中規模消防本部>



<小規模消防本部>



「小規模消防本部」の主な意見

【「人員の効率化」が見込まれない主な意見】

- 現行、本部職員が現場業務を兼務しているため、広域化により専任化した場合、人員不足になると考えた。(ただし、本部機能統合による人員の効率化を加味した上で本部人員の過不足を検討したわけではない。)
- 一部事務組合方式とした場合、新たに総務部門に組合事務が増えることが懸念された。

【「現場到着時間の短縮」が見込まれない主な意見】

- 本部間の距離が離れているため、現場到着時間の短縮が見込まれないと考えた。(本部境界付近での直近出動が円滑化することで現場到着時間が短縮されることについては検討していない。)
- 広域化した場合、現在の隣接本部への出動が増えることで、本部全体の平均到着時間が長くなるものと考えた。(本部境界付近での直近出動が円滑化することで、当該区域での現場到着時間が短縮されることについては加味していない。)

【「財政面の効果」が見込まれない主な意見】

- 各本部が現在使用している指令システムの更新時期が異なっており、広域化するためのシステム統合のための費用が見込まれ、財政面の効果が期待できないと考えた。(※令和5年度より特別交付税措置をすることとしている。)

広域化後の課題

- 広域化に伴い、以下の事務負担・財政負担が増加しているとの回答があった。
 - ・ 構成市町村が複数になることにより、構成市町村との調整に時間を要する
 - ・ 一部事務組合設置により、総務等業務が増加
 - ・ 設備や資機材が高度化することに伴い、財政負担が増加
- 一方で、消防団との連携について、課題があると回答した消防本部は55本部中2本部であり、多くの本部においては、運用により対応が来ているものと考えられる。

<広域化後の課題>

組合等の設置のため、事務が複雑化し、構成市町村との調整に時間を要するなど、迅速な意思決定が困難になった。

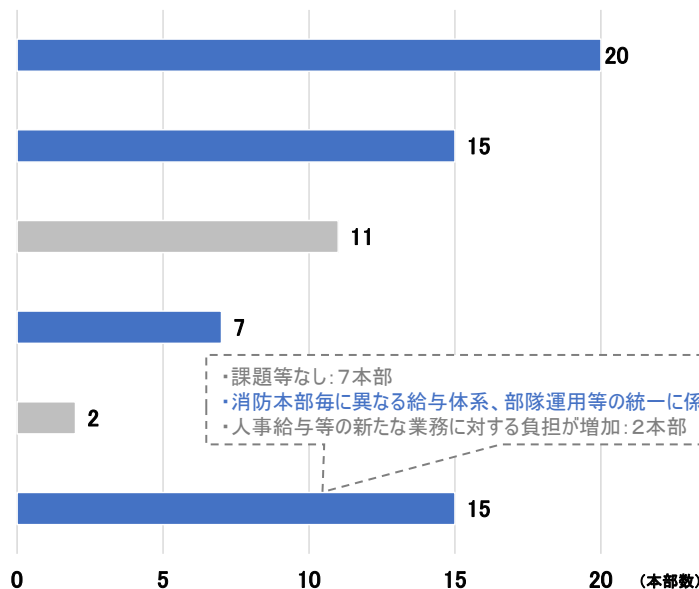
組合等の設置のため、人事給与、財政、議会、監査等の新たな業務に対する負担が大きく、人員効率化の効果が十分に得られなかった。

一部の消防本部において、広域化前より財政負担が増加した。

豪雨災害等の自然災害発生時、市町村の災害対策本部との連絡調整が複雑化した。

消防団事務を所管しなくなったことにより、消防団との関係性が広域化前と比較し希薄となった。

その他

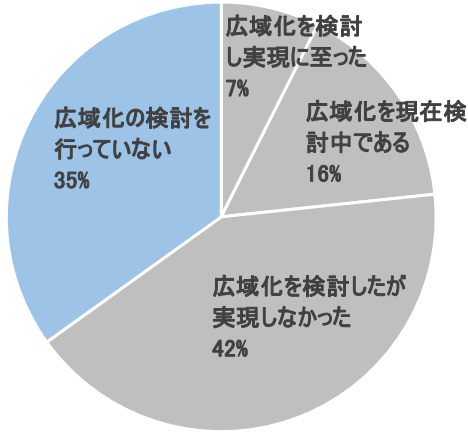


・課題等なし: 7本部
 ・消防本部毎に異なる給与体系、部隊運用等の統一に係る調整が困難: 3本部
 ・人事給与等の新たな業務に対する負担が増加: 2本部

消防の広域化が検討されていない理由

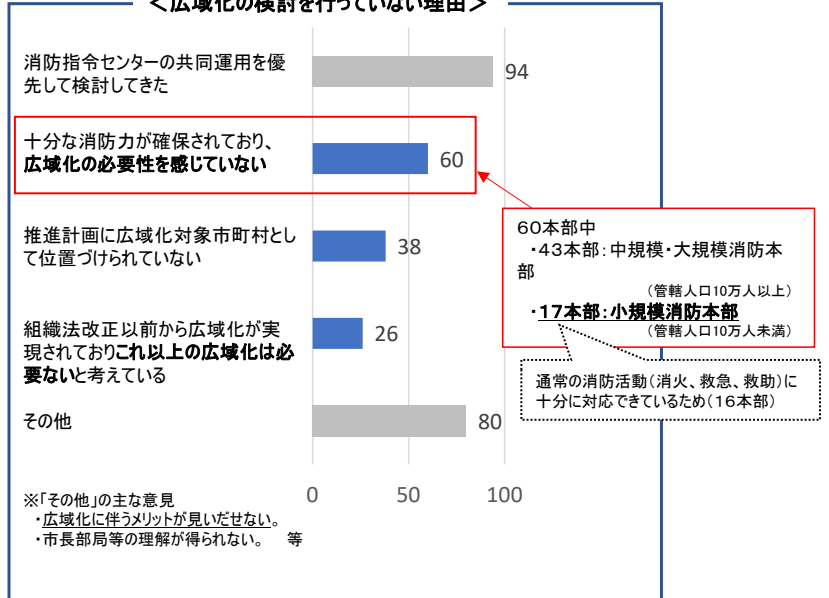
- 消防の広域化の検討が行われていない理由は、連携・協力の取組を優先的に検討している等のほか、既に十分な消防力を確保しており、広域化が必要ないとの認識がある。
- ただし、「十分な消防力の確保」に当たっては、各消防本部において、平時の消防活動（火災・救急・救助）には、特段の支障を感じていないためであり、大規模災害への対応等のリスクを十分に勘案したものではない懸念がある。

平成18年消防組織法改正以降における広域化の取組状況



（「推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査※」結果）
 ※推進期限後（令和6年4月1日以降）の消防の広域化を含めた消防力の維持・強化に向けた方策について検討を行うに当たり、小規模本部の広域化等の取組状況について把握するため全消防本部（723本部）に対して実施（R4.4）

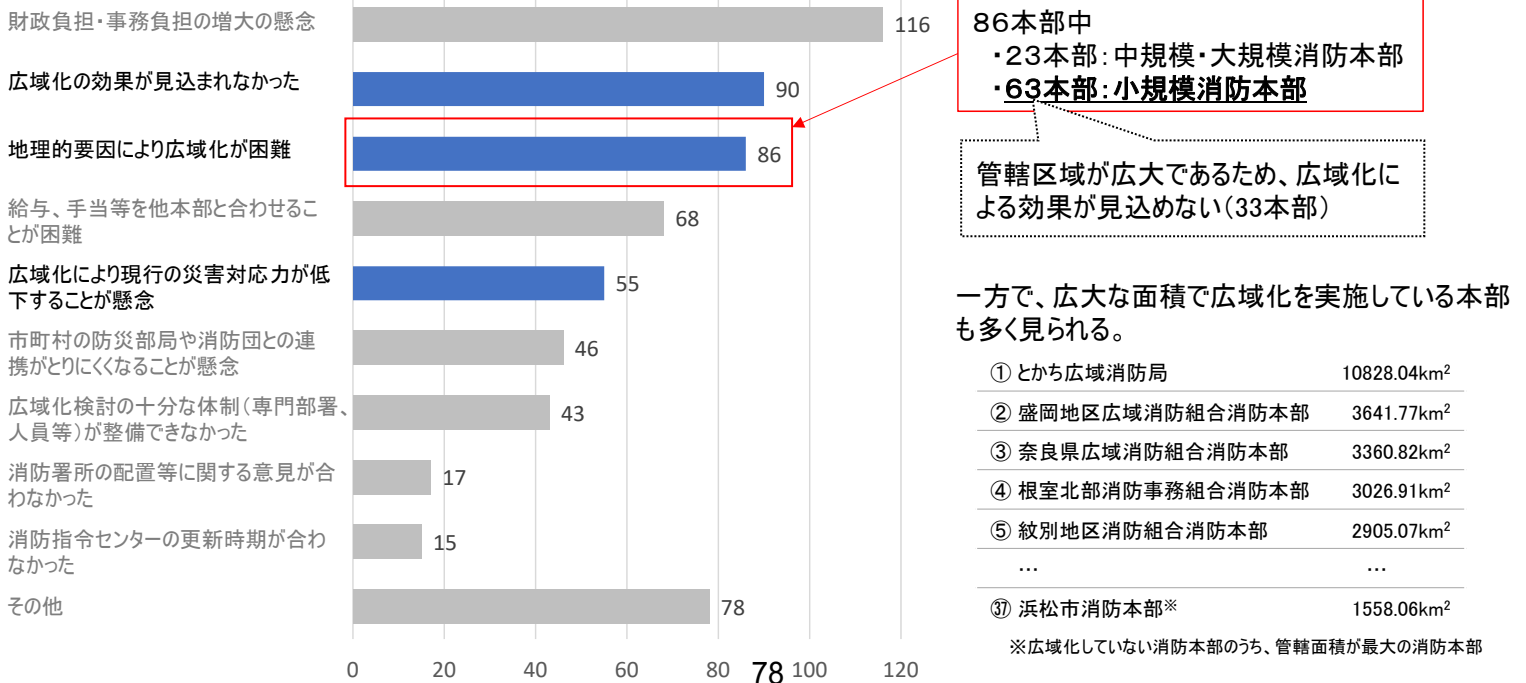
<広域化の検討を行っていない理由>



消防の広域化を検討したが実現しなかった理由

- 検討が進まなかった理由として、他消防本部との調整が困難であったこと等のほか、広域化の効果が見込まれなかったとの意見が多く見られた。
- 一方で、地理的要件によっても広域化で効果を出している例は見られ、具体的な検討を促すためにも、大規模災害といったリスクへの対応を具体化させることによって、広域化の必要性を整理することが必要である。

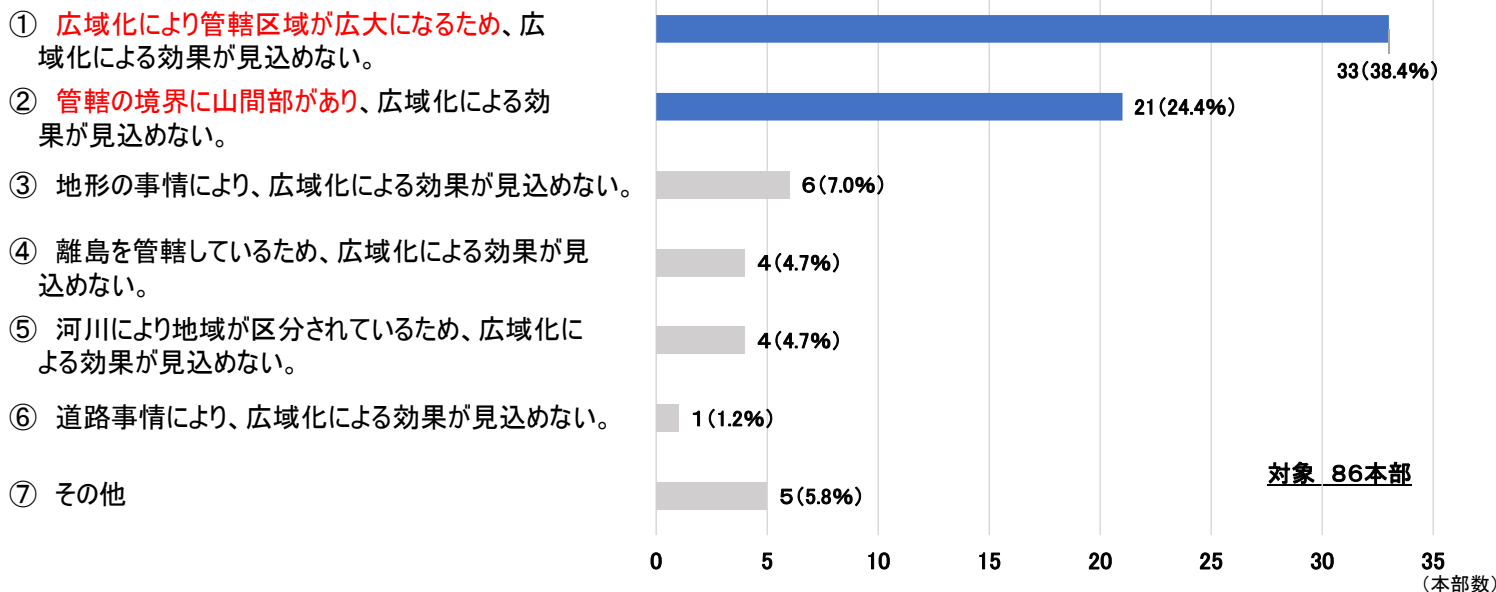
<広域化が実現しなかった理由>



消防の広域化を検討したが実現しなかった理由 ～地理的要因～

広域化による効果が見込まれない理由のうち、地理的要因に関するものとして、管轄区域が広大になることや、管轄の境界に山間部があることなどが挙げられる。

地理的要因による広域化の効果が見込まれない具体例



その他の主な意見

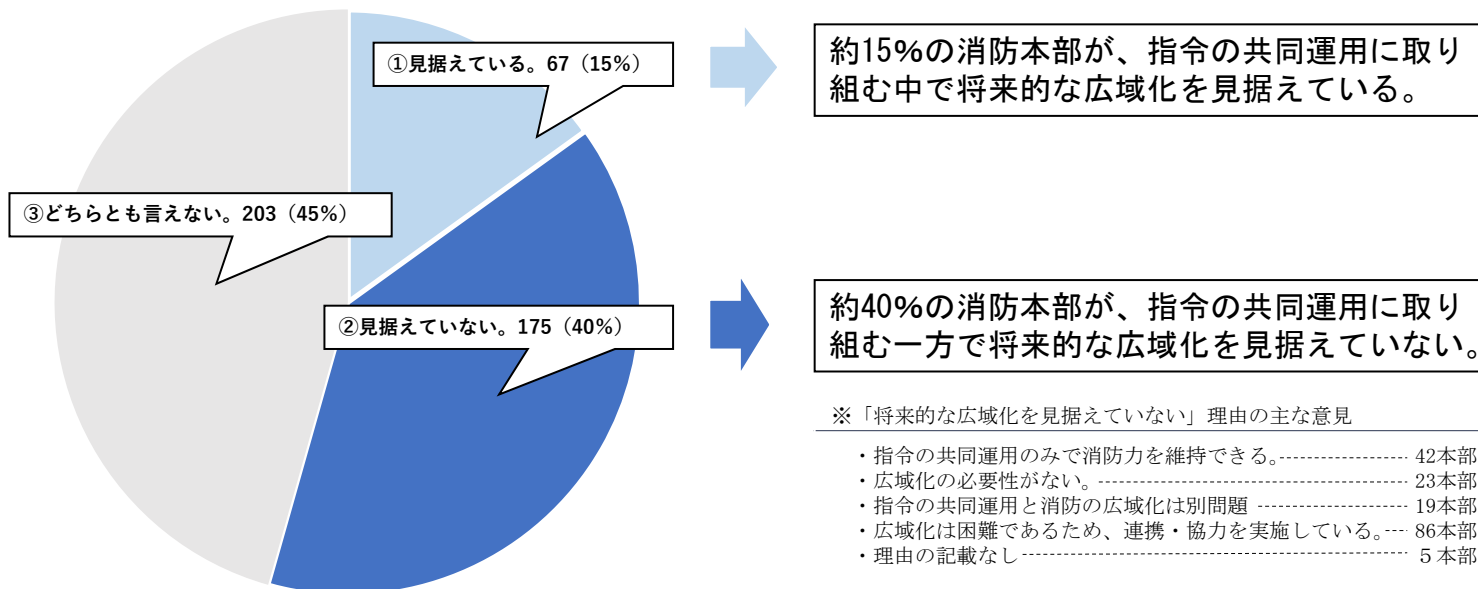
県域一となると、管轄面積が広大となり構成市町村が多くなることから管理者の目が届きにくくなるため、「責任の所在が曖昧になること」や「住民の安心・安全に支障をきたすこと」が懸念される。

指令の共同運用からの将来的な広域化

- 指令の共同運用に取り組む消防本部のうち、約15%の消防本部は、将来的な広域化を見据えている。
- また、将来的な広域化を見据えていない本部に当たっては、広域化の必要性を認識していない本部が多く、広域化の効果・必要性を整理・説明していくことが必要。

<指令の共同運用は「将来的な広域化」を見据えているか> 対象:449本部(有効回答:445本部)

※「指令の共同運用を実施中の消防本部(201本部)」及び「指令の共同運用を検討中・準備中の消防本部(248本部)」に対してアンケートを実施



既存の連携・協力の類型

① 指令の共同運用

指令の共同運用は、複数消防本部の管轄区域における災害情報を一元的に把握し、出動指令を行うことによって効果的・効率的な応援体制が確立されること等の効果があり、現在46地域において実現している。

概要

複数の消防本部が消防指令センターを共同で設置・運用し、災害情報の一元的な把握や出動指令の一元的な実施を行う。

効果

- ・効果的・効率的な応援体制の確立
- ・施設の共有や共同整備による、整備費・維持費の削減
- ・小規模な消防本部でも高度な指令システムを導入可能
- ・指令人員の削減による、現場要員の充実

実績

「指令の共同運用」の実績

H28年度以前
42地域181団体で共同運用 「連携・協力基本指針」策定

H29年度

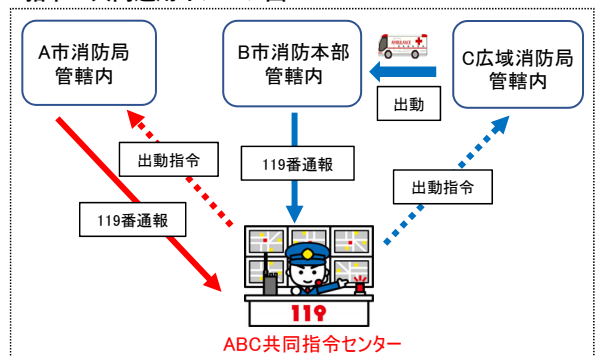
R6年度
16地域56団体で共同運用予定
(うち4地域12団体で実現済)

※令和5年4月現在、46地域193本部において実現

財政措置

- 都道府県
 - ・特別交付税 広域化対象市町村に対する支援に要する経費 (0.5)
(消防指令センターの共同運用に取り組む市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費)
- 市町村
 - ・特別交付税 消防広域化準備経費 (0.5) (令和5年度～)
(広域化を前提として指令の共同運用に参画する消防本部が、現行システムの更新時期がまちまちである各団体のシステムを統一するために延長して運用する場合に生じる割増経費)
 - ・地方債 緊急防災・減災事業債 (充当率100%、交付税算入率70%)
(高機能消防指令センターの新築及び増改築 (連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。))

<指令の共同運用イメージ図>



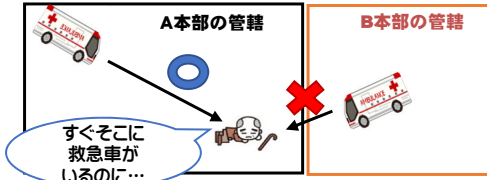
指令の共同運用における高度な運用

指令の共同運用は、「直近指令」や「ゼロ隊運用」などの高度な運用を実施することで現場到着時間の短縮に高い効果があるが、指令の共同運用を行う地域のうち、過半数において実施されていない。

概要

高度な運用をしていない場合

通報があった場合、管轄消防本部の隊に出動指令を行う。現場に近い、他本部の隊がすぐに駆けつけることができる状態であっても、管轄があるため出動しない。（応援出動の手続を要する。）



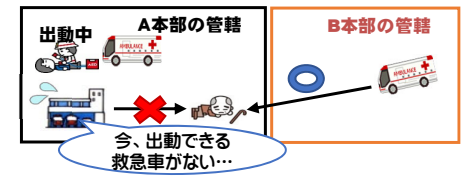
○直近指令

管轄区域に関係なく、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行う運用



○ゼロ隊運用

出動可能な隊が0になった場合、共同運用している他の本部の隊に自動で出動指令を行う運用



効果

ちば消防共同指令センターでは、救急通報件数年間約14万件の通報のうち、約400件（CPA）の直近指令・約250件のゼロ隊運用を実施しており、現場到着時間の短縮が図れた。

実績

ゼロ隊運用	直近指令		
	実施	未実施	合計
実施	10	8	18
未実施	3	25	28
合計	13	33	46

（指令の共同運用を実施している地域に対する調査結果）

指令の共同運用が進捗している一方、直近指令、ゼロ隊運用などの高度な運用（共同運用のメリットの最大限の利活用）を行っている地域は少ない。

（未実施の消防本部からは、消防力の流出等、広域化と同様の懸念の声があった。）

財政措置

○ なし

②消防用車両等の共同整備

消防用車両等の共同整備は、特殊な災害への対応能力の向上を期待できるが、指令の共同運用と比べ実績は少ない。

概要

はしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高い車両について、一定の圏域内で共同して整備し、当該圏域内の事案に対して出動する体制とする。

<共同整備が想定される消防用車両等(例)>



はしご自動車



化学消防車

効果

- ・ 高度な車両の配置が可能となることによる、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上
- ・ 車両の購入費・維持管理費の抑制

実績

「消防用車両等の共同整備」の実績

平成28年度以前
4地域（8本部）

平成29年度以降
5地域（11本部）

令和5年4月1日現在
9地域19消防本部で実施

内訳
はしご車：9地域19消防本部
化学車：1地域2消防本部

（未実施の消防本部からは、既にはしご車等を自前で整備している、管轄内ではしご車等が必要となる機会がほぼないなどの声があった。）

財政措置

○ 市町村

・ 地方債

緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算入率70%）（令和4年度～）

（高機能消防指令センターの新築及び増改築（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。））

③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の 予防業務における消防の連携・協力

予防業務における消防の連携・協力を実施することで、職員の知識・技能の向上が図られることによる、複雑事案への対応能力の向上が期待できるが、指令の共同運用と比べ実績は少ない。

概要

高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、広域的な圏域での共同実施や、調査隊の共同設置等を行う。



火災原因調査
ノウハウの共有等



査察・違反処理
知識の向上等

効果

・職員の知識・技能の向上が図られることによる複雑事案への対応能力の向上

○大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書（令和4年6月）（抄）
「緊急立入検査の結果、調査対象において、避難施設、防火戸及び消防用設備等の維持管理状況等に相当数の不備（避難施設 3,894件（13.3%）、防火戸 1,455件（5.0%）、消防用設備等 4,108件（29.4%））が確認された。…（中略）…今回の火災の被害拡大の直接的要因は消防法令違反ではないと考えられるが、一般的に消防法令違反は火災時の被害拡大要因となるおそれがあることから、直通階段が一つの建築物への立入検査で確認した消防法令違反については、これまで以上に命令や告発等の法的手段による厳格な措置を行い、早期の是正を徹底すべきである。特に、階段などの避難施設への物件存置により避難に支障があるなどの場合においては、消防法第5条の3第1項に基づく物件除去等の命令を躊躇せずに発令できるよう、違反処理標準マニュアルを見直し、違反処理基準をより明確で具体的なものとすべきである。中長期的な課題として、防火対象物点検の未実施などの違反を繰り返すなど悪質性の高い事案に対しては、躊躇せずに告発を行えるよう、犯罪事実になる証拠資料として整理すべき事項をあらかじめ明確化しておくなど、捜査機関（司法警察員又は検察官）との連携強化を図っていくべきである。」

命令、告発等の法的手段による厳格な措置を躊躇なく行えるようにしていくためには、マニュアル等の整備に加え、職員の法的な知識や技能・経験の向上による対応能力の向上も不可欠

実績

予防業務の連携・協力の実績

平成28年度以前
1地域（3本部）

平成29年度以降
2地域（17本部）

令和5年4月1日現在
3地域20消防本部で実施

（未実施の消防本部からは、連携・協力の類型であるという認識がない、複雑な事案の経験がなく必要性を感じていないなどの声があった。）

財政措置

なし

その他の消防の連携・協力

<④境界付近における消防署所の共同設置>

概要

消防本部の管轄の境界付近において複数の消防本部がそれぞれ署所を配置することで、圏域全体で考えると非効率な配置になっている場合があるため、署所を共同で設置する。

効果

効果的・効率的に境界付近の消防力を確保することが可能。

実績

なし（未実施の消防本部からは、管轄境界付近に消防署所を共同設置することは困難などの声があった。）

財政措置

なし

<⑤専門的な人材育成の推進>

概要

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れる。

効果

専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることが可能。

実績

34消防本部で実施

財政措置

なし

<⑥応援計画の見直し等による消防力の強化>

概要

複数の消防本部が連携・協力して、応援計画（広域的な消防応援を行う場合について必要な事項を定めているもの）の見直しや訓練の実施、車両・資機材の配備調整を行う。

効果

特に大規模災害発生時に、早期に必要な部隊を集結させ、活動能力の大幅な増強を図るとともに、災害対応をより実効性あるものとする事が可能。

実績

- ・相互応援協定に基づく共同訓練：189消防本部で実施
- ・相互応援協定に基づく車両・資機材の配備調整：9消防本部で実施（車両整備時期の調整）

財政措置

なし

新たな連携・協力の類型



新たな連携・協力の類型①～部隊活動の高度化・共同化～

消防本部間の共同訓練の定期的な実施や現場活動プロトコル等の統一を行うことにより、各消防本部の知識や技術の向上が図られるとともに、大規模災害時等における連携の円滑化につながる。

概要

- ① 消防本部に協議会を設置し、定期的に訓練の共同実施を行う。
- ② 消防本部間の現場活動プロトコルや活動マニュアル等を統一し、戦術や安全管理体制に関する認識を共有する。

<訓練の共同実施(例)>



<現場活動プロトコル等の統一(例)>



効果

- ・ 知識や技術の向上（警防体制の高度化）
- ・ 相互応援における活動の効率化
- ・ 大規模災害時における緊急消防援助隊都道府県大隊の活動の円滑化

実績

- ① 訓練の共同実施（協議会等を設置し定期的に実施するもの）の実績 61本部
- ② 現場活動プロトコル等の統一の実績 35本部

新たな連携・協力の類型②～特殊な救助等専門部隊の共同設置～

水難救助隊やNBC災害対応隊などの専門的な技能・知識を必要とする部隊を共同設置することで、様々な災害に対応可能な体制が確保でき、災害対応力の強化につながるほか、専門的な人材の育成や車両整備の負担軽減も期待できる。

概要

高度な技術や知識が求められる特殊な災害に効果的・効率的に対応するため、水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊、ドローン隊などの専門部隊を共同で設置するとともに、使用する資機材についても共同で整備する。

<共同部隊(例)>



水難救助隊



山岳救助隊



NBC災害対応隊



ドローン隊

<共同整備する資機材(例)>



災害対応ドローン



水中ドローン



水中無線機



化学剤検知器



除染テント



潜水資機材

効果

- ・特殊な災害に特化した専門部隊の共同設置による災害対応力の向上
- ・専門的な人材の育成の負担の軽減
- ・資機材の共同整備による整備費・維持費の削減
- ・若年職員の意識向上や職場としての魅力向上

実績

○なし

※ただし、10本部から既存の連携・協力以外に考えられる「新たに考えられる連携・協力」としての意見があった。

新たな連携・協力の類型③～資機材等の共同整備～

消防資機材及び起震車等の消防活動以外に使用する車両の共同整備を行うことで、財政負担の軽減と効率的な車両運用が期待できる。

概要

財政負担の軽減や効率的な車両運用のため、消防用資機材（救助用資機材等）や起震車などを共同整備する。

<共同整備(イメージ)>

(消防用資機材)



油圧式救助器具

事故車両から要救助者を搬出するために車体を切り広げる資機材



画像探査装置

倒壊した建物のがれき等の狭い隙間から首振りカメラで要救助者を探査する資機材

(起震車)



地震のような揺れを体験できる装置が積載されている車両（消防イベント等で使用）

効果

- ・共同購入することによる高度な資機材の配置
- ・財政負担の軽減
- ・効率的な車両運用

実績

- ① 消防用資機材の共同整備の実績 5本部
- ② 起震車の共同整備の実績 3本部

広域化の好事例①

高岡市「高岡市における消防広域化等の取り組み」

消防本部配置図・共同運用～広域化の経緯

消防指令事務共同運用

▶ 平成26年1月から

- ・高岡市
- ・氷見市
- ・砺波地域消防組合



消防広域化

▶ 令和3年4月から

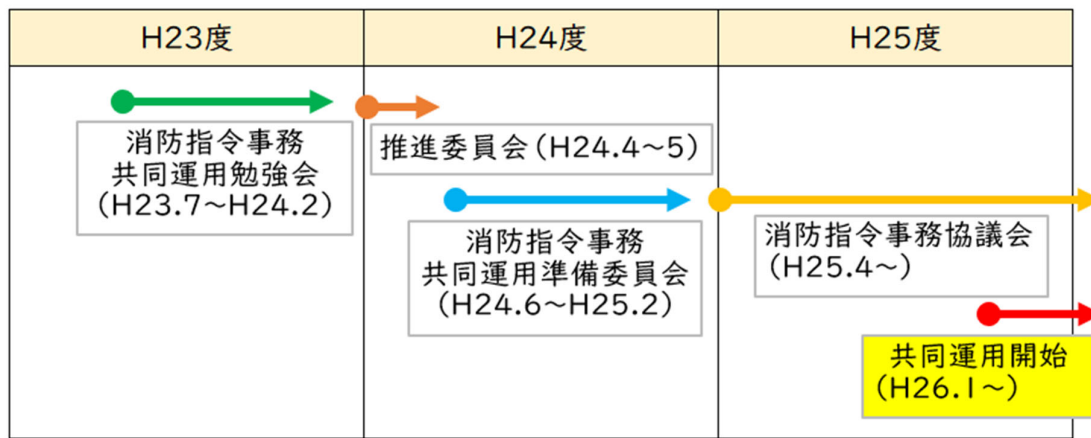
- ・高岡市
- ・氷見市



高岡市消防本部 (管内人口:213,969人)

砺波地域消防組合消防本部 (管内人口:126,553人)

消防指令事務共同運用（高岡市・氷見市・砺波地域消防組合）



<効果>

- ▶ 共同運用開始に合わせて、構成団体間の応援体制強化
 - ・救急、支援出動で直近指令、ゼロ隊運用。火災、救助出動も強化
 - ・現場到着所要時間の短縮（H26度の3救急出動の現場到着所要時間は、3本部平均で約20秒短縮）
- ▶ 事務共同化に伴う人員の効率化
- ▶ 共同運用後の維持管理費・システム部分改修事業費の低廉化
- ▶ 消防救急無線システムのデジタル化を共同で整備、事業費の低廉化

消防広域化（高岡市・氷見市）



<効果>

- ▶ 氷見市内出張所新設により、両市境付近の救急出動の現場到着時間が短縮
 - 新出張所救急隊が直近となった高岡市の地区は広域化前と比べて平均約1分30秒短縮、氷見市の地区は平均約2分30秒短縮
- ▶ 消防本部全体の部隊数の増、部隊運用の一元化により、初動態勢が強化
 - ・氷見市における火災出動時の初動出動隊数：広域前3隊、広域後5隊
 - ・部隊数増により災害重複時であっても、出動に必要な車両を確保
- ▶ 広域化前に両市が保有していた消防資機材や各種資格を持った職員を、広域化後一元的に管理。より迅速で効果的な消防活動が可能となった。

高岡市の取り組み

<指令事務共同運用>

- ▶ 砺波地域消防組合からの共同運用の申し入れに対して、周辺の他の消防本部に声掛け
→ 氷見市が参加
- ▶ 指令センター共同運用と併せて検討
 - ・直近指令、ゼロ隊運用
直近選別等の機能を最大限に活用し、住民サービスの向上・充実を図るため、火災のみならず、救急、救助に対しても、管轄を超えた相互乗り入れを行うことを提案
 - ・消防救急デジタル無線設備の共同整備
 - ・救急プロトコルの統一化
両医療圏のプロトコルの統一。統一後、合同で救急救命士の研修等を行うなど、連携の強化に取り組んでいる。

<広域化>

- ▶ 円滑に広域化を進めるため、広域開始の1年前から両市の人事交流を実施

連携・協力からの広域化は、最初から広域化することと比べて、事務担当の負担、職員の広域化に伴う変化への対応と言った点でメリットがあった。

広域化の好事例②

熊本市消防局「熊本地震への対応における広域化の効果」

熊本地震への対応における 広域化の効果

第3回消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会
(令和5年3月27日)

熊本市消防局

熊本市消防局の紹介

概況 (令和4年4月1日現在)

- 消防署所 1局6消防署15出張所2庁舎
- 職員数 定数 810人 (実数805人)
- 消防予算 85億2,501万円 (令和4年度予算)
- 車両施設
 - ポンプ車 (15台)
 - タンク車 (11台)
 - 救急車 (31台)
 - 梯子車 (6台)
 - 救助工作車 (5台)
 - 化学車 (1台)
 - 水槽車 (1台)
 - 特殊災害対応車 (1台)
 - 大型除染システム車 (1台)
 - 特別高度工作車 (1台)
 - 支援車 I 型 (1台) 他

災害件数 (令和4年中)

- 火災 213件
- 救急 43,679件 (過去最高)
- 救助 318件



旧高遊原南消防本部との広域化

広域化までのスケジュール

平成18年 県内の広域化の枠組みについて検討開始

平成20年 「熊本県消防広域化推進計画」策定
 ・4ブロックに分けて広域化を推進
 ・将来的には県一体制を目指す

平成21年 中央ブロック消防広域化協議会を設置
 [中央ブロックの4消防本部]
 ①熊本市消防局 ②高遊原南消防本部
 ③上益城消防本部 ④宇城広域連合消防本部

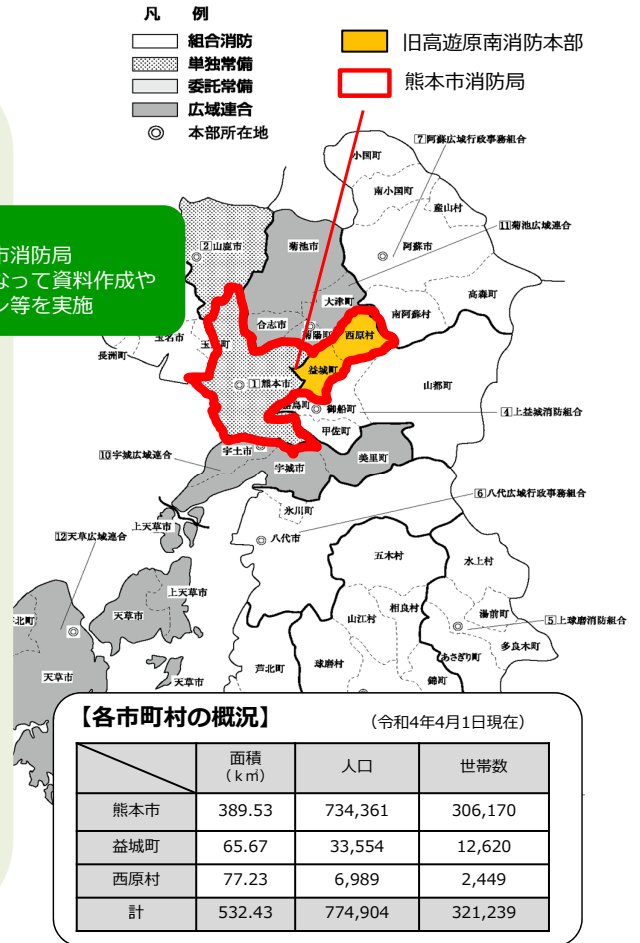
平成24年 上益城消防本部・宇城広域連合消防本部が協議会離脱

平成25年 「熊本県中央ブロック広域消防運営計画」を策定
 ・広域化の効果や広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項(全29項目)等 ⇒ 次ページ記載

平成26年 益城町及び西原村の常備消防事務を受託

※県内で唯一広域化が実現

【会長】熊本市長
 【事務局長】熊本市消防局
 ※熊本市が中心となって資料作成やシミュレーション等を実施



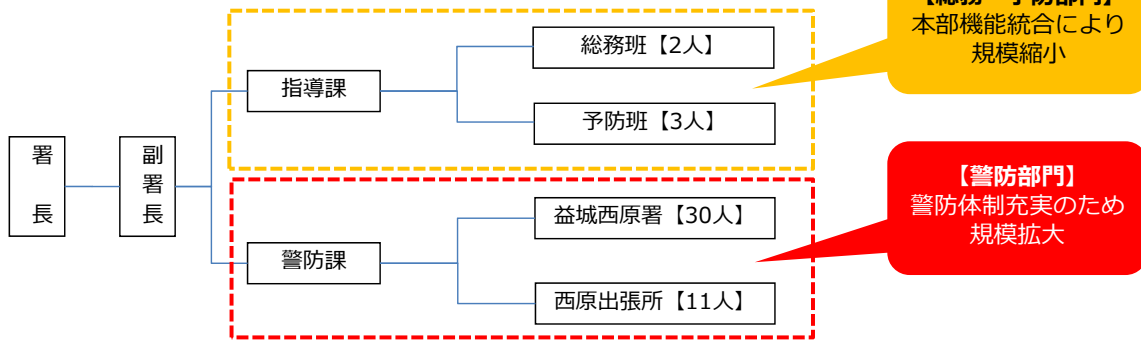
広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項 (全29項目)

1 広域化の方式	16 任用
2 広域化の期日	17 給料
3 消防本部の位置	18 諸手当
4 消防本部の名称	19 階級
5 消防本部の組織	20 教育、訓練、研修等
6 消防本部の権限	21 貸与物品
7 部隊運用等	22 消防施設計画
8 消防指令センター	23 通信施設
9 消防署の管轄区域	24 経費負担方法
10 消防署等の配置	25 財産の取扱い
11 消防署所の名称	26 消防団との通常の連携
12 勤務形態	27 消防団との災害時の連携
13 広域化後の定員	28 防災・国民保護担当部局との連携
14 採用計画	29 消防の組織及び運営
15 職員の配置	

益城西原地区の消防体制

組織

49人体制（前年比▲4人）（平成26年4月1日現在）



活動部隊の変化

広域化前（三交替）

【高遊原南消防署】

ポンプ車 1台
救助工作車 1台
救急車 2台
計 4台

【西原出張所】

救急車 1台
（8時間体制）

合計5台

広域化後（二交替）

【益城西原消防署】

ポンプ車 1台
救助工作車 1台
救急車 2台
計 4台

【西原出張所】

ポンプ車 1台
救急車 1台
計 2台
（24時間体制）

合計6台

火災事案での出場計画（第1出場）

<広域化前>

3台

（ポンプ車 1台
救助工作車 1台
救急車 1台）

<広域化後>

7台

（指揮車 1台
ポンプ車 4台
救助工作車 1台
救急車 1台）

※4階以上は梯子車追加

広域化の効果等

広域化に対する懸念事項

懸念事項

- 熊本市の車両や施設の整備費用等に多額の費用を要するのでは？
- 消防に対する権限を失うため意見要望が通らなくなるのでは？

対応

- 個別経費と共通経費に区分
⇒「経費負担の軽減」と「スケールメリットを活かした施設整備」を両立
- 消防事務の管理・運営に係る必要な協議を行うため、各市町村の首長及び議長からなる消防運営協議会を設置



消防運営協議会

広域化の効果

委託町村側

I 現場部隊の増強

- 本部機能統合による警防人員の拡充
- 西原出張所の強化（救急車稼働時間の拡大（8時間⇒24時間）とポンプ車の新規配備）
- 益城町西部地域の部隊増強（10分到達エリア内）
- 初動体制の強化
建物火災（3台 ⇒ 7台） 4階以上：8台

II 災害規模に応じた対応力強化

- 相互出場（応援）体制の強化
- 災害規模に応じた部隊の追加投入

III 現場到着時間の短縮

- 「119通報～出場時間」と「出場～現場到着時間」の短縮

IV スケールメリットによるコスト削減

- 決算額 H25：5.9億円（広域化前）
R3：4.8億円（▲1.1億円）

熊本市側

I 余剰人員の再配置による機能強化

- 本部機能統合による再配置
旧高遊原南消防本部53名体制
⇒ 事務委託後の益城西原地区49名（▲4名）

II 負担金によるコスト削減

- 益城町、西原村からの負担金によるコスト削減（消防救急デジタル無線や指令管制システムの整備費用等を含む）

III 境界付近における消防力強化

- 東区と益城町の境界付近における、相互出場による消防体制の強化

+ 政令市消防本部として近隣市町村への広域的な貢献

旧高遊原南消防本部として熊本地震に対応した場合 (シミュレーション)

発災時刻：4/14 21時26分（前震）

広域化後（実際の対応）

番号	指令時刻	種別	発生場所	出場車両	人数
1	21:29	救急	益城町	救急車	3人
2	22:00	火災	益城町	ポンプ車×2 タンク車×4 指揮車 救助工作車 水槽車	30人
3	22:06	救助	益城町	救助工作車×2 タンク車 指揮車 救急車	16人
4	22:14	救助	益城町	救助工作車	5人
5	22:19	救助	益城町	救助工作車×3	28人

広域化前（シミュレーション）

出場車両	人数	待機者	通信員
救急車	3人	8人	1人
ポンプ車	3人	2人	1人
タンク車	3人		
救助工作車	2人	0人	1人



※本来は5人で運用するべき車両

※4事案目以降は当番体制では
対応不可能
※非番対応には時間を要する

想定

【保有車両】

ポンプ自動車2台・水槽付ポンプ自動車1台・救助工作車1台・救急車3台（非常用車両を含む。）

【発生時刻】

4月14日 21時26分（夜間）※出張所は閉所

【警防人員】

当番人員12人（消火隊4人・救助隊4人・救急隊3人・通信指令担当1人）

熊本地震における益城町及び西原村での活動結果

現場指揮

※期間：4/14 21時26分～5/14 8時00分

平成28年4月14日の地震発災直後から、益城町役場の合同指揮本部に「消防前線指揮所」を設置し、熊本市消防局の指揮隊を24時間体制で配置（旧高遊原南消防本部では指揮隊の配備なし）。

※配置期間：4月14日～16日（熊本市消防局の各消防署指揮隊を輪番で配置）

- 消防隊の現場投入の把握と調整
- 役場、警察、自衛隊との情報の一元化
- 熊本県消防相互応援隊（11消防本部）の指揮

災害発生状況

	件数	出動場所	出場隊数	出場人員
火災	1件	益城町・西原村から	4隊	13人
		熊本市から	5隊	17人
		（計）	（9隊）	（30人）
救急	423件	益城町・西原村から	309隊	927人
		熊本市から	114隊	342人
		（計）	（423隊）	（1,269人）
救助	56件	益城町・西原村から	28隊	142人
		熊本市から	56隊	198人
		（計）	（84隊）	（340人）
警戒	22件	益城町・西原村から	18隊	62人
		熊本市から	6隊	19人
		（計）	（24隊）	（81人）

総括

- 指揮隊や水槽車などの旧高遊原南消防本部には配備のなかった車両についても、熊本市消防局全体の車両・部隊を弾力的に運用することで、災害の状況に応じた必要な対応をとることができた。
- 益城町及び西原村からの119番通報は一括して熊本市消防局指令センターで処理し、熊本市災害対策本部の「消防局対策部」において情報を集約したことから、同地域の被害状況の把握及び熊本市域からの消防隊の投入などが迅速に行われた。
- 熊本市域のみならず熊本市消防局管内である益城西原地域でも広範囲に被災したが、熊本市消防局はその対応に奔走しながら、4月14日の発災から益城町及び西原村で発生した実災害に対し、全て対応した。（但し、119番通報に対するコールトリアージを実施するとともに、司令管制長判断で事前に定められた規定出場より出場台数を減じて対応した。）

広域化の好事例③

大阪府危機管理室「大阪府における消防広域化等の取り組み」

大阪府における 消防広域化等の取り組み

第3回「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」

大阪府危機管理室

大阪府消防広域化 推進計画

H20年3月 大阪府消防広域化推進計画 策定

H23年6月 改定

H31年3月 再策定

府内消防本部の将来像（1ブロック）

おおむね**10年後**までに
広域化すべき**組合せ（8ブロック）**

推進期限（令和6年4月1日）まで
に広域化すべき**組合せ（重点地域の指定）**

**連携・協力対象市町村
指令台**の共同運用等を推進



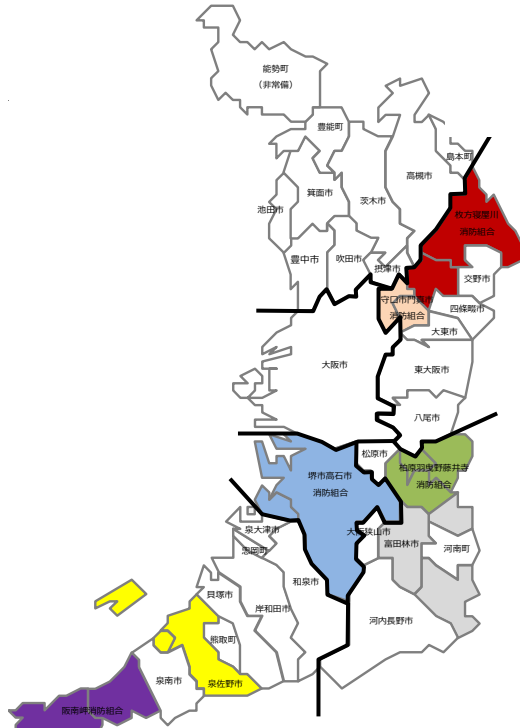
【推進計画の策定以降の実績】

消防広域化：6件

連携・協力：6件（指令台4件、はしご車2件）

1.大阪府の消防の広域化及び連携・協力の現状

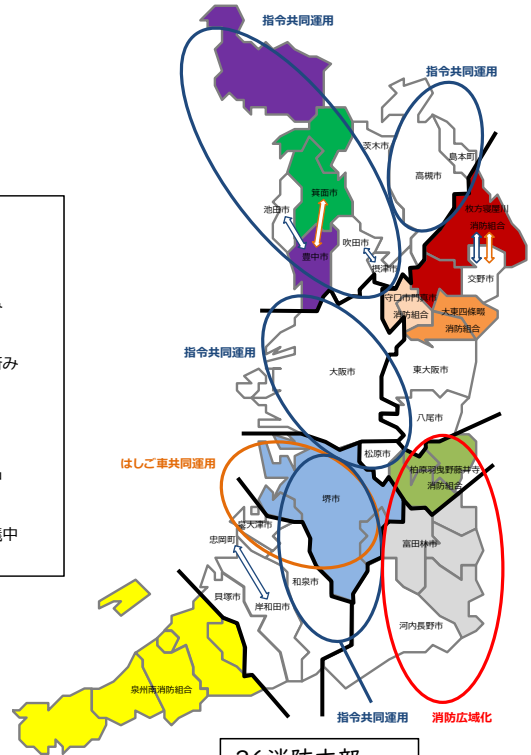
<H20.3(推進計画策定時)>



33消防本部
小規模本部は15(非常備の能勢町含む)

- <凡例>
- 色付き地域
広域化実施済み
 - 指令台共同運用実施済み
 - はしご車共同運用実施済み
 - 広域化の協議中
 - 指令台共同運用の協議中
 - はしご車共同運用の協議中

<R6.3>



26消防本部
小規模本部は6

1.広域化等の現状 地勢上の観点から

●臨海部を除く三方が山に囲まれ、2つの河川で府域を3つに分割

Aブロック

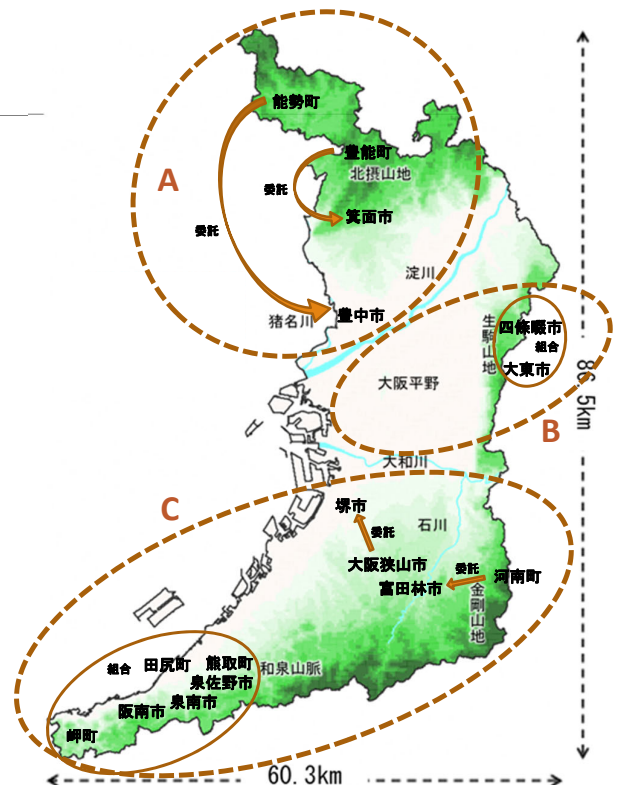
- ✓ 豊中市(能勢町から事務委託)
- ✓ 箕面市(豊能町から事務委託)
- ✓ 豊中市・池田市(指令台共同運用)
- ✓ 吹田市・摂津市(指令台共同運用)
- ✓ 豊中市・箕面市(はしご車共同運用)

Bブロック

- ✓ 大東四條畷消防組合(一部事務組合)
- ✓ 枚方寝屋川消防組合・交野市(指令台共同運用)
- ✓ 枚方寝屋川消防組合・交野市(はしご車共同運用)

C

- ✓ 堺市(大阪狭山市から事務委託)
- ✓ 富田林市(河南町から事務委託)
- ✓ 泉州南消防組合(一部事務組合)
- ✓ 岸和田市・忠岡町(指令台共同運用)



出典:「国土数値情報(国土交通省)」

1. 広域化等の現状 府下消防長会のブロック割

- 府域を4ブロックに分割、研修等を通じて緊密に連携

北ブロック

- ✓ 豊中市 (能勢町から事務委託)
- ✓ 箕面市 (豊能町から事務委託)
- ✓ 豊中市・池田市 (指令台共同運用)
- ✓ 吹田市・摂津市 (指令台共同運用)
- ✓ 豊中市・箕面市 (はしご車共同運用)

東ブロック

- ✓ 大東四條畷消防組合 (広域化)
- ✓ 枚方寝屋川消防組合・交野市 (指令台共同運用)
- ✓ 枚方寝屋川消防組合・交野市 (はしご車共同運用)

中ブロック

- ✓ 富田林市 (河南町から事務委託)

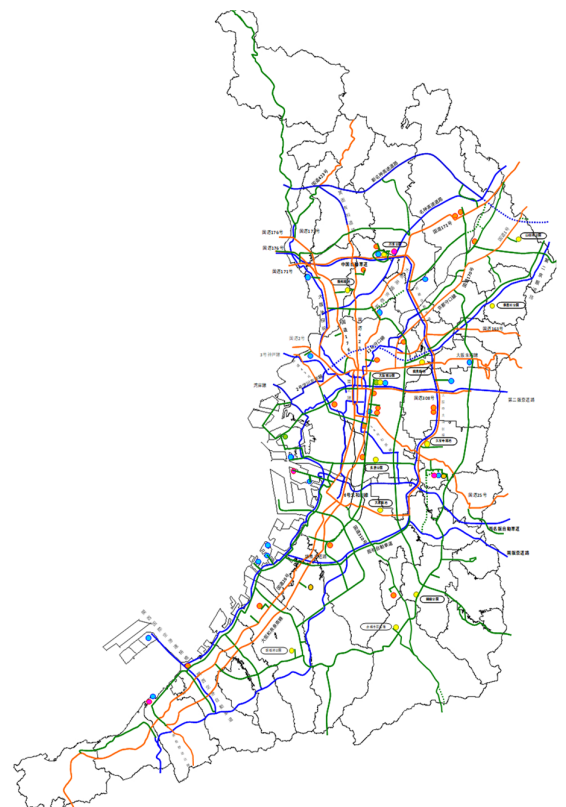
南ブロック

- ✓ 堺市 (大阪狭山市から事務委託)
- ✓ 泉州南消防組合 (広域化)
- ✓ 岸和田市・忠岡町 (指令台共同運用)



1. 広域化等の現状 道路網①

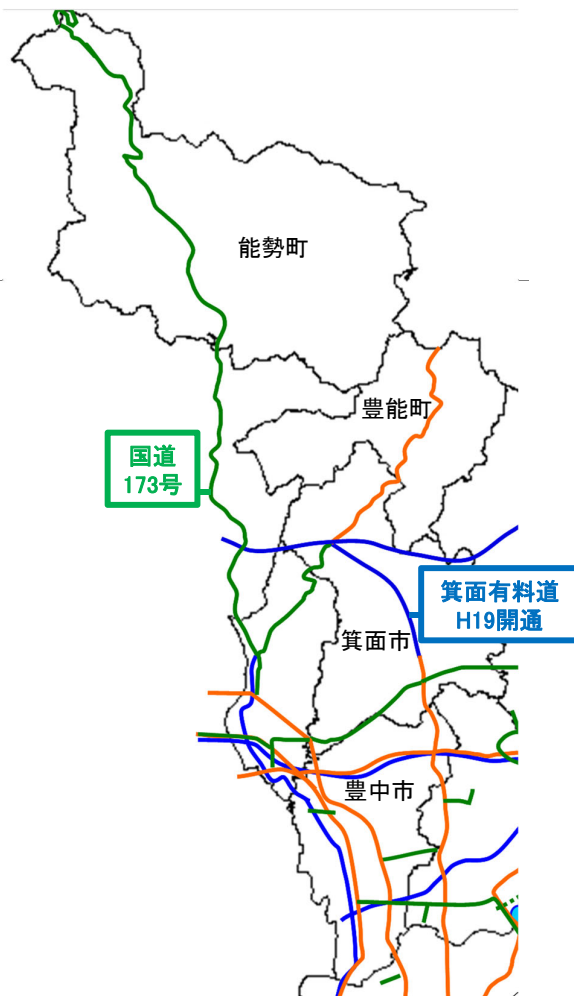
- 阪神高速道路が各方面に放射状に伸び、新名神高速道路・名神高速道路・中国自動車道路が府北部を概ね東西に横断
- 近畿自動車道が阪和自動車道と、阪和自動車道が南阪奈有料道路と、阪神高速道路が西名阪自動車道と直結
- 一般道では国道1号、2号、176号などが各方面を結ぶ一方、府道2号(中央環状線)・国道170号(外環状線)といった道路が環状に位置
- これらにより府内一円の道路ネットワークが充実している。



1. 広域化等の現状 道路網②

● 広域化実現地域の主な交通網(例)

- ✓ 豊中市と能勢町
国道173号線
➡ 飛び地での広域化
- ✓ 箕面市と豊能町
箕面有料道路
➡ 市町のアクセスが容易に



1. 広域化等の現状 指令センターの更新時期

	国の動き	府の広域化等の動き
H15	電波法関係審査基準を改正、H28.5.31までに無線をデジタル移行することとなった	
H26~28		無線のデジタル化対応に併せて 指令台更新が集中 <small>※更新10件中、広域化3件、共同運用3件が実現</small>
H30~R2	推進期限をR6.4.1に延長 緊防債をR7年度迄に延長	(使用期間は概ね10年)
R6頃	(取組を後押し) ➡	更新を予定する本部が多い

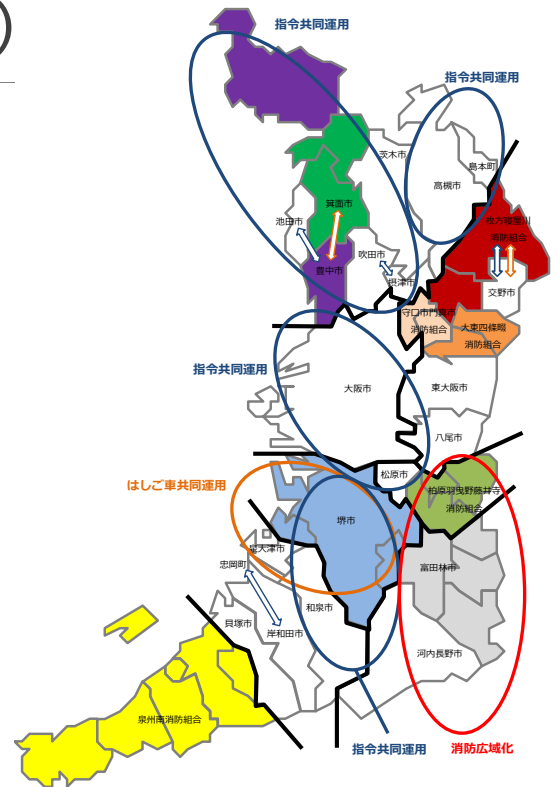
1.広域化等の現状(再掲)

●推進計画策定以降の実績

- ✓消防の広域化 6件
- ✓指令台の共同運用 4件
- ✓はしご車の共同運用 2件

●今後の予定

- ✓消防の広域化 1件
- ✓指令台の共同運用 4件
- ✓はしご車の共同運用 1件



1.広域化等の現状(まとめ)

- 地勢の一致
- 消防本部の緊密な連携
- 交通の利便性
- 指令台更新時期の一致
- etc...



これらの現状が相まって広域化や連携協力の取組みが進んでいる。

2.次のステージに向けて

<広域化が進みにくい要因>

- 現場増員などの効果が見込めない
- 広域化により財政負担が増大
- 広域化により災害対応力が低下
- 給与・手当等の統一が困難
- 意見や方針の不一致
- 中心となる団体が不在（構成団体が
多い）
- その他

広域化前後の比較に留まらず、
中長期的視点での検討が必要

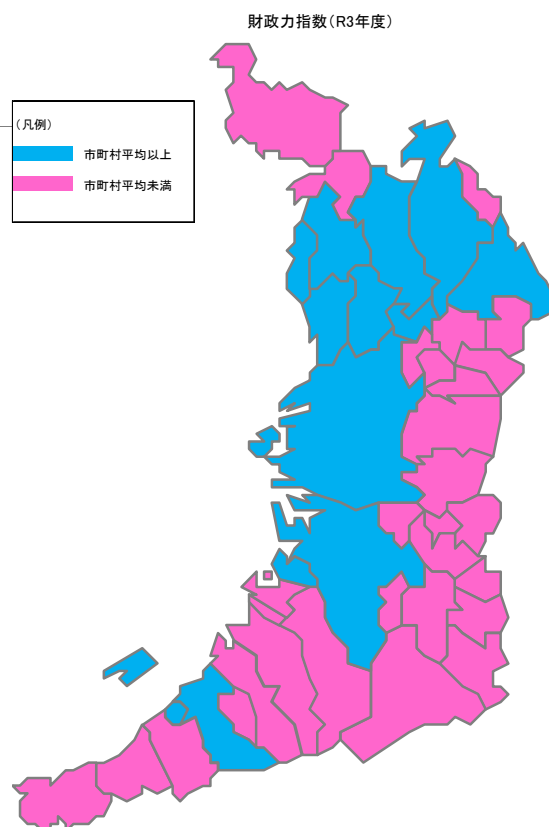
多岐にわたる検討事項について
関係者間での合意形成が必要

2.次のステージに向けて 気運の醸成①

- 財政力指数について、府内市町村で
ばらつきがある

（財政力指数）

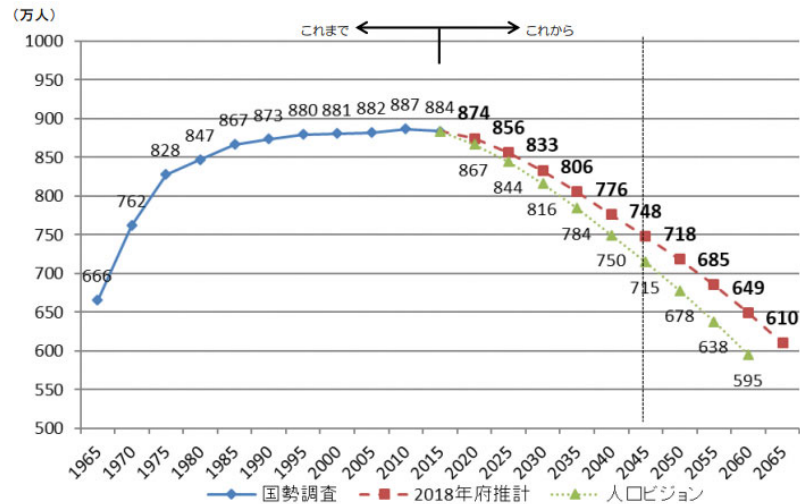
地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。



2.次のステージに向けて 気運の醸成②

- 人口減少の一方、消防需要の増加で住民一人当たりの消防費が増大

(大阪府の人口推計)

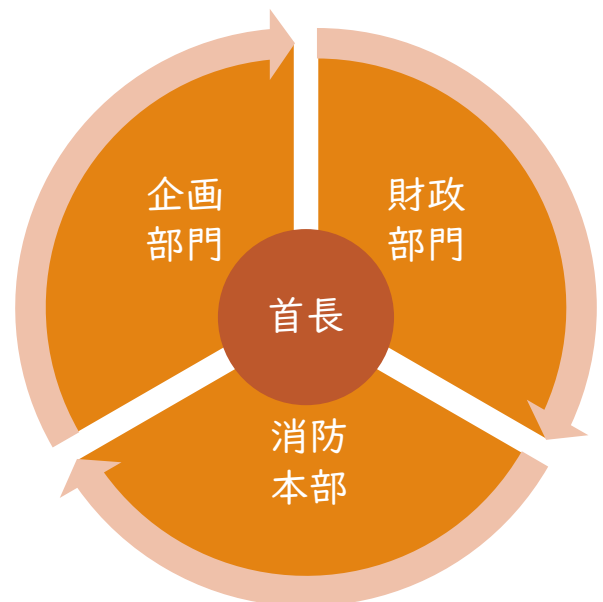


出典：2015年までは総務省「国勢調査」。2020年以降は「大阪府人口ビジョン（2016年3月）」及び「大阪府の将来推計人口について（2018年8月）」における大阪府の人口推計（ケース2）に基づく大阪府政策企画部推計。

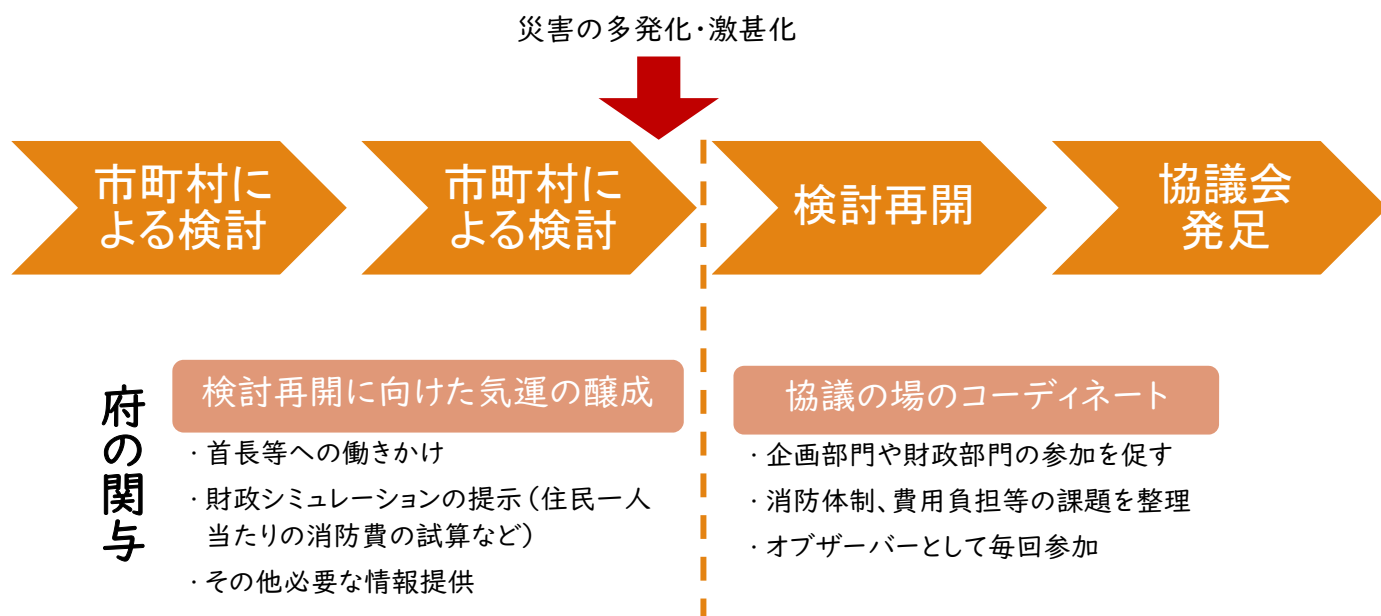
2.次のステージに向けて 協議の場のコーディネート

- 消防体制の維持確保は市町村の重要課題
- オール市町村で議論する必要がある
- マネジメントの観点から協議の場をコーディネート

<協議の場のイメージ>



3. 広域化や連携協力に繋がった事例



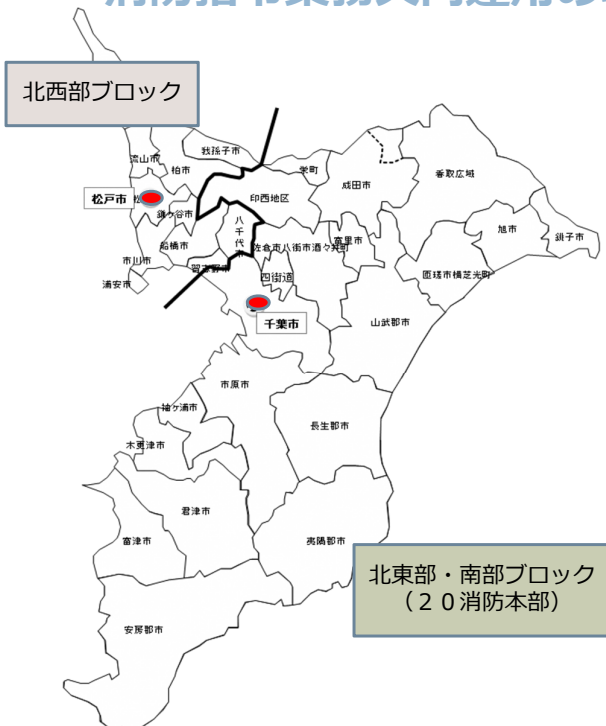
連携・協力の好事例①

千葉市消防局「消防指令業務共同運用の取組等について」

消防指令業務共同運用 の取組等について

千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会
(ちば消防共同指令センター)

消防指令業務共同運用の取組等について



【ちば消防共同指令センターの概要】

- 平成25年4月運用開始
- 県人口を2分割(310万人)し、千葉県面積の約88%を管轄
- 千葉市を含む20消防本部が消防指令業務(119番受付、出動指令、無線運用等)を共同運用している。
- 人員配備や施設などの効率的な運用によるコストメリット、消防本部間の連携による相互応援体制の強化等のメリットがある。
- 組織体制等 職員数 86人
(管理班10人/指令班76人:4部制)

【令和4年中の通報件数等】

- | | | |
|-----------|--------|------------------------|
| ◇ 119通報件数 | | 年間約24万件
(1日平均約650件) |
| ◇ 災害通報件数 | 救急通報件数 | 年間約16万件
(1日平均約450件) |
| | 火災通報件数 | 年間約1800件
(1日平均約5件) |

消防指令業務共同運用の取組等について

- 平成17年7月 消防庁次長通知「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用について」
- 平成17年9月 協議会の設置（千葉県）※**県下31消防本部の消防長を委員**
「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進協議会」設置
- 平成19年3月 整備計画書の策定(推進協議会)
「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進整備計画」
→ **消防救急無線を県域で共同整備・指令業務は県内2ブロック整備**
- 平成20年11月 共同指令センター整備基本計画書の策定
① **北東部・南部ブロック（20消防本部）** ⇒ **千葉市消防局**
② **北西部ブロック（11消防本部）** ⇒ **松戸市消防局**
- 平成22年3月 共同指令センター運営計画書の策定
① **「共同指令センター運営計画書（北東部・南部ブロック）」**
② **「共同指令センター運営計画書（北西部ブロック第I期整備）」**
- 平成23年4月 協議会の設置（北東部・南部ブロック）※**20消防本部の消防長を委員**
「千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会」設置
- 平成25年4月 共同指令センター運用開始
① **「ちば消防共同指令センター」**
② **「千葉北西部消防指令センター（第1期整備）」**

消防指令業務共同運用の取組等について

【共同化の効果】

1 行政上の効果

- (1) 災害情報の一元管理、部隊の活動状況の集約、広域的な運用管理
- (2) 高機能指令管制システムを活用した最適部隊の選別
- (3) 統合型位置情報システムを活用した確実かつ迅速な災害点の特定
- (4) 専従指令管制員による高度な指令業務
- (5) 人員再配置による消防指揮隊の増強
- (6) スケールメリットをいかした119番受信能力の向上
- (7) 隣接消防本部の消防力の低下に即時対応した応援出動
- (8) 救命対応時の直近救急隊の応援出動

2 財政上の効果

- (1) 消防指令業務共同運用におけるコストダウン効果（20本部の合計）

単独で整備した場合	共同整備した場合	契約金額
約61.2億円	約45.8億円	約38.3億円
	▲ 約15.4億円	▲ 約22.9億円

- (2) 指令センター管制員の低減（20本部の合計）

220人⇒76人⇒-144人



消防指令業務共同運用の取組等について

基本方針

高度でより専門性の高い消防指令業務を実現
消防力の強化
住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする



視 点

住民サービスの向上、行財政上の効果、災害対応力の強化

千葉市の役割

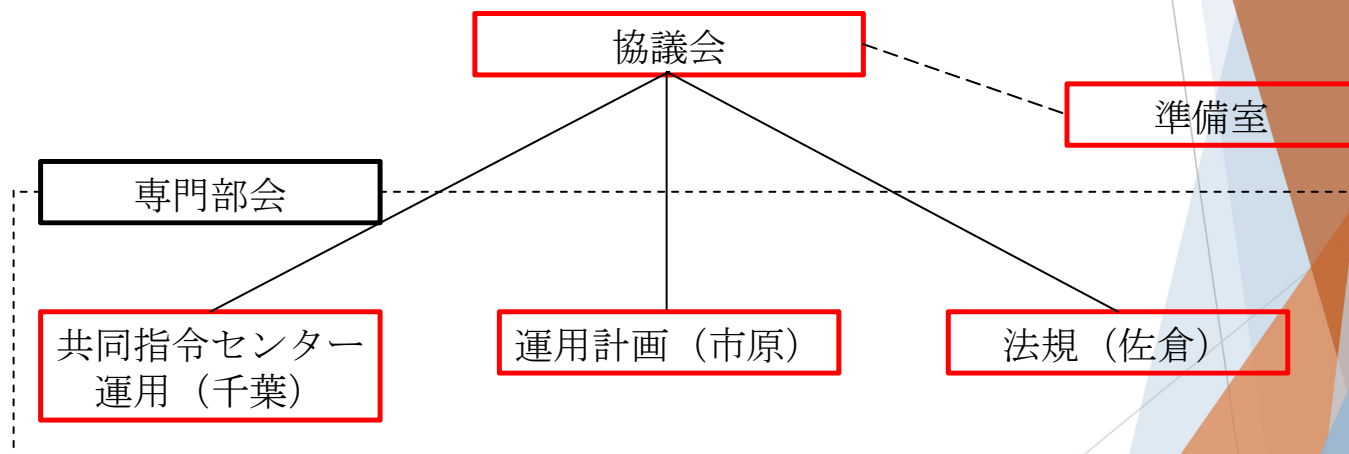
県代表消防として共同化を主導する千葉県をサポートした。

消防指令業務共同運用の取組等について

協議会運用に向けて

- 千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会設置

平成23年4月1日



消防指令業務共同運用の取組等について

【隣接市町村等への応援体制】

◇ **消防隊ゼロ隊応援**（特殊車を除く） ※R4⇒1件

出動可能な消防隊が無い場合、隣接本部から応援出動する。

◇ **救急隊ゼロ隊応援** ※R4⇒1212件

出動可能な救急隊がない場合、隣接本部から応援出動する。

◇ **救命応援** ※R4⇒526件

傷病者が重篤な症状の場合、隣接本部から直近の救急隊が応援出動する。

※いずれの場合も、受援側本部は応援部隊の指揮と支援を行うための部隊を出動させる。

連携・協力の好事例②

茨城県防災・危機管理部「いばらき消防指令センターに係る茨城県の関わりについて」

いばらき消防指令センターに係る
茨城県の関わりについて

茨城県 防災・危機管理部 消防安全課

1 茨城県として共同整備・共同運用を促進する意義

消防業務に係る無線施設及び消防指令施設については、従来、各消防本部が単独で整備し、運用することが原則とされてきたところであるが、昨今、より高度で複雑な災害対応や救急サービス等が求められているとともに、大規模災害等においては近隣市町村に対し、迅速かつ集中的な広域応援を要請しなければならない等、既存の市町村消防本部では十分に対応できない状況が見受けられている。

また、消防救急無線は、平成28年5月までに、アナログ方式からデジタル方式へ移行することになり、平成17年7月15日付け消防庁次長通知「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」において、都道府県を単位として消防救急無線を広域化・共同化し、また、消防指令業務も共同化することを検討すべきなどとする通知があった。

このため、県と各消防本部において共同整備・共同運用の検討を進めた結果、共同整備による整備費の抑制、共同運用による現場活動要員の増強等のスケールメリットが期待される他、大規模災害発生時における情報収集や緊急消防援助隊との連携等において、指令システム及び消防救急無線を活用することが効果的であることから、県が市町村相互間における必要な調整を行い促進を図った。

さらに、消防指令業務の共同運用の効果を最大限に発揮するため、今後は、「直近指令」や「ゼロ隊運用」などの高度な運用を促進する必要があると考えていることから、各消防本部間の実情を考慮し、必要となる情報提供及び協議に参加することで、効果的・効率的な消防通信指令体制の構築について、積極的に関わっているところ。

2 いばらき消防指令センター設置の経緯

(1) 平成17年 7月15日：消防庁次長から都道府県への要請

要請内容：① 電波法関係審査基準において、消防救急無線を平成28年5月までにデジタル方式に移行することとなる。
② 都道府県は、各市町村及び消防本部と協議の上、平成18年度までに整備計画を策定する。

(2) 平成18年10月27日：県に対し、県消防長会から次のとおり意見の具申

具申内容：① 消防救急無線県域1ブロックでの共同整備とすること。
② 消防指令業務の共同運用県域1ブロックで消防指令センターを設置すること。

(3) 平成19年 3月30日：県において、市町村長の意見を確認後、次のとおり「消防救急無線及び消防指令業務に係る整備計画」を策定

計画内容：① 消防救急無線は、県域を1ブロックとして整備する。
② 消防指令業務は、県域1ブロックで消防指令センターを設置し、共同運用する。
③ デジタル化移行の時期は、平成28年度当初を目標とする。

(4) 平成22年 2月 5日：市町村長による協議会設立の見送り

県と消防長会の共催により各市町村長を構成員とする「(仮称)茨城県消防救急無線・指令センター整備等協議会」の設立総会を開催した。

一部市町村長の共通認識を得ることができず、協議会設立が見送られた。

(5) 平成22年 8月23日：県主催により消防救急無線の整備に係る勉強会を開催

主な意見：① 単独整備を表明した消防本部を除いた共同整備を含め、各消防本部の意向を確認する必要がある。
② 今後の整備方針を判断できる消防長の会議を開催するべき。

(6) 平成22年11月 8日：県主催により消防救急無線のデジタル化に係る市町村長会議を開催

会議内容：① 消防救急無線のデジタル化に係る一本化についてはおおむね賛成
② 整備費の規模感把握のため、電波伝搬調査の実施に向けた検討が必要

(7) 平成22年12月～23年1月：県主催により副市町村長及び消防長への個別説明、ブロック会議等の開催

会議等の内容：① 部隊出動ルールの方法（各消防本部の管轄地内の対応を基本）
② 現場指揮権は、管轄消防本部の消防長にあること。
③ 災害対策本部設置時における市町村長の権限は変わらないこと。
④ 共同整備等による財政上の効果

(8) 平成23年 2月15日：県主催により副市町村長及び消防長会議の開催

会議内容：① 市町村長会議を開催し、協議会を設立したい旨の説明
② 県が電波伝搬調査費の1/2を負担することについて説明

(9) 平成23年 8月10日：県主催により市町村長会議を開催

5 了解事項：① 消防指令業務の共同運用等への参加について理解が得られた41市町村（23消防本部）により、平成28年
月の消防指令業務の共同運用等の実現に向けた調整を行っていく。
② 協議会を設立する。

(10) 平成23年 8月10日：第1回茨城県消防救急無線・指令センター整備推進協議会(任意協議会、事務局：県と水戸市)

出席：構成市町村長、県副知事、県生活環境部長外

会議内容：① 役員、事業計画、予算等について決定

② 電波伝搬調査の実施時期、費用等について説明

※ 以降、協議会 4 回、幹事会 8 回開催、専門部会28回（総務部会11回、デジタル部会16回、指令業務部会11回）開催

**(11) 平成25年 4月 1日：「茨城消防救急無線・指令センター運営協議会（地方自治法に基づく法定協議会）」
を設置**

(12) 平成28年 6月 1日：本格稼働開始

(参考) 茨城県消防救急無線・指令センター整備推進協議会（任意協議会）組織

協議会：市町村長、県生活環境部長を構成員とし、整備運営の方式、費用負担、指令センター設置場所を検討。

幹事会：副市町村長、消防長、県防災・危機管理局長を構成員とし、整備運営の方式、費用負担、指令センター設置場所を検討。

専門部会：各消防本部担当課長、各市町村財政担当課長、茨城県消防安全課長等を構成員とする以下の3つの専門部会に分けられる。

総務部会：電波伝搬調査及び費用負担割合の検討、指令センター設置場所の検討、指令及び無線の整備・運営主体の検討、費用負担割合の検討 等

デジタル部会：電波伝搬調査の実施、無線広域化方策の検討、基地局整備の検討、消防本部・消防署・消防車両等の無線機器整備の検討 等

指令業務部会：指令センターの施設・設備の概要の検討、消防本部・消防署の設備の概要の検討、指令センターの業務範囲、権限、組織及び部隊運用ルールの検討 等

3 いばらき消防指令センターの運営体制

運営主体		茨城県消防救急無線・指令センター運営協議会 (H25.4.1設置、地方自治法に基づく法定協議会)
運営体制	運用開始	平成28年6月1日
	職員	構成団体派遣56名 (事務局8名、通信指令員48名)
	通信指令員の勤務体制	二交代制 (8:30~翌8:30の24時間)
業務内容		消防救急デジタル無線システム(基地局(電波塔30箇所)及び無線機器等の通信施設、設備)の共同整備・運用(21消防本部、34市町) いばらき消防指令センター(水戸市役所内原庁舎内)の共同整備・運用(20消防本部、33市町)

4 指令の高度化に係る県の取り組み

指令センターの設立後6年が経過し、指令業務の運用が習熟してきたことから、指令の共同運用の効果を最大限発揮できるよう、消防本部の管轄内であるか否かに関わらず、災害現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行う「直近指令」や、出動可能な隊がなくなった場合に他消防本部に自動で指令を行う「ゼロ隊運用」などの高度な運用に対応する、効果的・効率的な消防通信指令体制の構築について検討を行っている。

○現状 (R5.3.31時点)

指令センター加入の6消防本部(隣接する2消防本部ずつの3つの組み合わせ)でゼロ隊運用を実施。

運用本部	実績
常陸大宮市 ⇄ 大子町 (R3.11.9~R5.3.31)	7件
取手市 ⇄ 常総地方広域市町村圏事務組合 (H28.6.1~R5.3.31)	19件
鹿行広域事務組合 ⇄ 鹿島地方事務組合 (R28.6.1~R5.3.31)	6件

○指令の高度化に係る勉強会

指令の高度化を図るため、令和4年度に各消防本部に対し、ゼロ隊運用等の導入に係るヒアリングを行い、導入検討の意向があった9消防本部及びいばらき消防指令センターと共に、運用条件等を検討する勉強会を開催している。

- (1) 第一回勉強会 (R4.12.20開催)
本県及び他県における運用事例の共有、今後の協議の進め方の検討を実施。
- (2) 第二回勉強会 (R5.2開催)
9消防本部を隣接する4つの組み合わせに分け、運用ルール(対象事案、運用条件、出動範囲、導入時期等)の検討を実施。

連携・協力の好事例③

伊賀市消防本部・名張市消防本部「伊賀市・名張市連携・協力の取組み」

伊賀市・名張市
消防連携・協力の取組み

伊賀市・名張市の地域について

	伊賀市	名張市
面積	558㎡	129㎡
人口	88,766人	76,387人
昼間流入人口	名張から 7,801人	伊賀から 3,275人
職員	177人	115人
署所	1署 7分署	1署 1分署 1出張所
防火対象物	4,106	2,294
危険物施設	777	202
県行政区域	伊賀地域	
保健所	伊賀保健所	
MC	伊賀地域マイコントロール協議会	
2次救急病院	3病院輪番	



連携・協力の取組みの経過と連携・協力の内容

○課題

- ・同型の特殊車両を両市で配備
- ・指令業務の財政面・人員面での効率化
- ・市境界付近の署所の役割

○経過・内容

令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2024)	令和6年度(2024)
11 消防長間での合意 12 両市長による推進の指示 ・勉強会の開始	6 検討委員会を設置 11 両市議会へ最終報告 1 連携・協力協定書の締結 ・指令事務協議会の設置	4 予防分野の開始 ・警防・救急分野の開始	指令センター整備工事	4 指令共同運用の開始

※ 平成24年度 伊賀市消防本部 消防力適正配置調査報告書 ((財)消防科学総合センター)

予防：各種検査・火災原因調査の相互応援、広報啓発業務の協力、研修会・講習会の共同開催

警防・救急：全市域を対象に高度相互応援出動、車両・資機材の相互活用、訓練・検証会の合同開催

通信指令：共同運用

「予防業務」の連携・協力①

○事例

①総合病院の新築に伴う消防用設備等の完成検査（伊賀市内）

【施設】 地上9階地下1階、延床33,873㎡、

複合用途防火対象物（病院・養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・保育所）

【火を使用する設備（条例）】 変電設備、発電設備、給湯設備、ガスヒートポンプ設備

【消防用設備（法）】 消火器、自動火災報知設備、誘導灯、スプリンクラー設備、非常放送設備
火災報知設備、連結送水管、フード消火設備

【検査職員】 2日、延べ28人（うち名張市消防本部4人）

②屋外型セルフ式ガソリンスタンドの新規設置に伴う完成検査（名張市内）

【施設】 給油設備4基、48kl地下タンク2基、太陽光発電設備、LPG

【火を使用する設備（条例）】 変電設備、乾燥設備（コインランドリー）

【消火設備】 第3・4・5種消火設備

【検査職員】 1日、9人（うち伊賀市2人）

③危険物輸送車両の立入検査（伊賀市内、名張市内）

【施設】 危険物移動タンク貯蔵所（タンクローリー）9台

【検査職員】 1日、伊賀市6人、名張市6人

「予防業務」の連携・協力②

④共同広報

- ・メディアへの広報（火災予防週間、危険物安全週間、年末特別査察、年間火災件数）
- ・リーフレットの共同作成（リチウムイオン電池火災の防止、枯草火災の防止、ガソリン携行缶給油等）

⑤共同研修会

- ・違反処理手順と留意事項の確認
- ・違反処理事例の発表

⑥イベントの協力

多文化消防フェスタへの出展

⑦電子申請システムの導入

データ処理方式を統一

○課題

他市の対象物を検査するにあたり

- ・審査、指導基準の違い
（消防用設備審査基準、危険物規制審査基準、火災予防条例審査基準等）
- ・権限の行使

連携・協力を実施して

○効果

・可能な業務から順次実施

段階的に業務の整理ができ、無理のない事務調整が実現している。
指令共同運用へ向けての地盤を、実際の業務のなかで作ることができている。

・消防用設備等の合同検査

他本部の検査内容や手順を知ることができ、審査基準等の統一への認識が深まった。
経験不足を補えている。
検査時間の短縮が図れた。

・より高度な応援出動

応援を要請する心理的ハードルが下がっている。
指令共同運用における出動計画の実証が行えている。

・各業務の専門部会による事務調整

顔の見える関係が構築できた。
広域化を意識する機会が増えた。